

第 7 次秋田市総合都市計画 ～都市計画に関する基本的な方針～

(案)

令和 3 年 6 月

秋田市 都市整備部 都市計画課

目 次

序章	1
1. 計画の目的と位置づけ	1
1－1. 計画の目的	1
1－2. 計画の位置づけと構成	1
2. 対象区域の設定と目標年次	3
2－1. 対象区域の設定	3
2－2. 目標年次	4
3. まちづくりの課題	5
3－1. 都市の現状と課題	5
3－2. まちづくりに対する市民意識	16
3－3. 第6次秋田市総合都市計画の評価	18
 第1章　目指すべき都市の姿	 21
1. まちづくりの基本的な視点	21
2. まちづくりの基本理念	23
3. まちづくりの目標	24
4. 将来都市構造	25
5. 目標達成に向けた取組方針	32
 第2章　全体構想	 37
1. 土地利用の方針	38
2. 交通体系の整備方針	47
3. 住環境・市街地整備の方針	54
4. 水と緑の整備・保全の方針	60
5. 景観形成の方針	64
6. 供給・処理施設等の整備方針	67

第3章 地域別構想	69
1. 中央地域	70
2. 東部地域	83
3. 西部地域	95
4. 南部地域	107
5. 北部地域	119
6. 河辺地域	133
7. 雄和地域	145
第4章 実現化方策	157
1. 多様な主体の協働によるまちづくりの推進	157
2. 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性	161
3. 総合都市計画の評価・管理	166
用語説明	175

序 章

1. 計画の目的と位置づけ

1 – 1. 計画の目的

秋田市総合都市計画は、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画では、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、総合的に定めます。

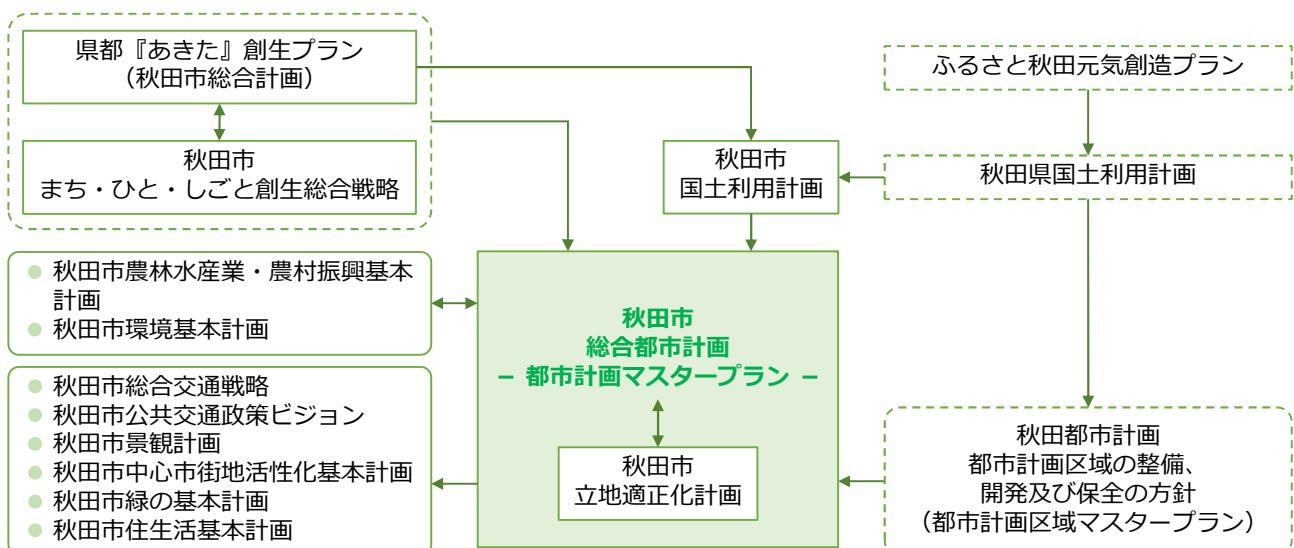
1 – 2. 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定する法定計画です。

本計画は、市政運営の基本方針となる「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」を上位計画とし、本市が目指す将来都市像の実現を図るため、土地利用や都市施設の整備方針等のまちづくりの方針を示す役割を担います。

○ 主な上位・関連計画との関係



(2) 計画の構成

本計画は、都市計画審議会や策定委員会での意見、アンケート等で把握した市民意識等を踏まえて策定したものです。内容は、「目指すべき都市の姿」「全体構想」「地域別構想」および「実現化方策」で構成されます。

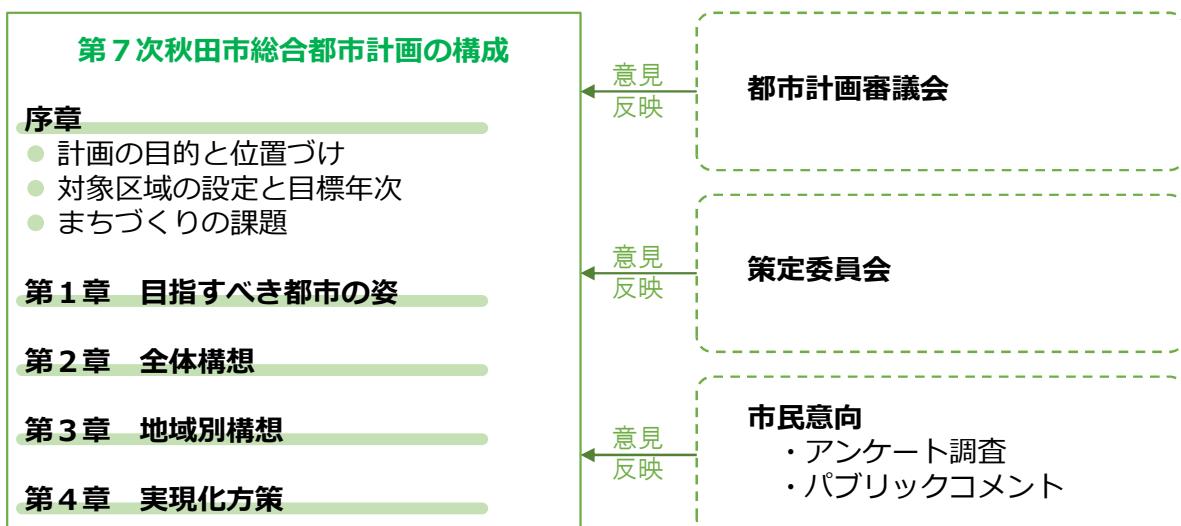
目指すべき都市の姿では、まちづくりの基本理念とともに、将来都市構造等を示します。

全体構想では、本市の目指すべき都市の姿の実現に向け、まちづくりにおける分野ごとに整備方針等を示します。

地域別構想では、中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域について、将来の地域のまちづくりの方向性を示します。

実現化方策では、全体構想、地域別構想で描いたまちづくりを具体化し、実現していくための方策や、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの体制づくりの方針等を示します。

○ 計画の構成



2. 対象区域の設定と目標年次

2-1. 対象区域の設定

本計画は、都市計画マスタープラン^{*}として都市計画区域^{*}を重点的に扱いますが、都市づくり全体に目を向けた総合的な指針として、都市計画区域^{*}外の農地や森林地域を含む秋田市全域を対象とします。

○ 計画の対象範囲

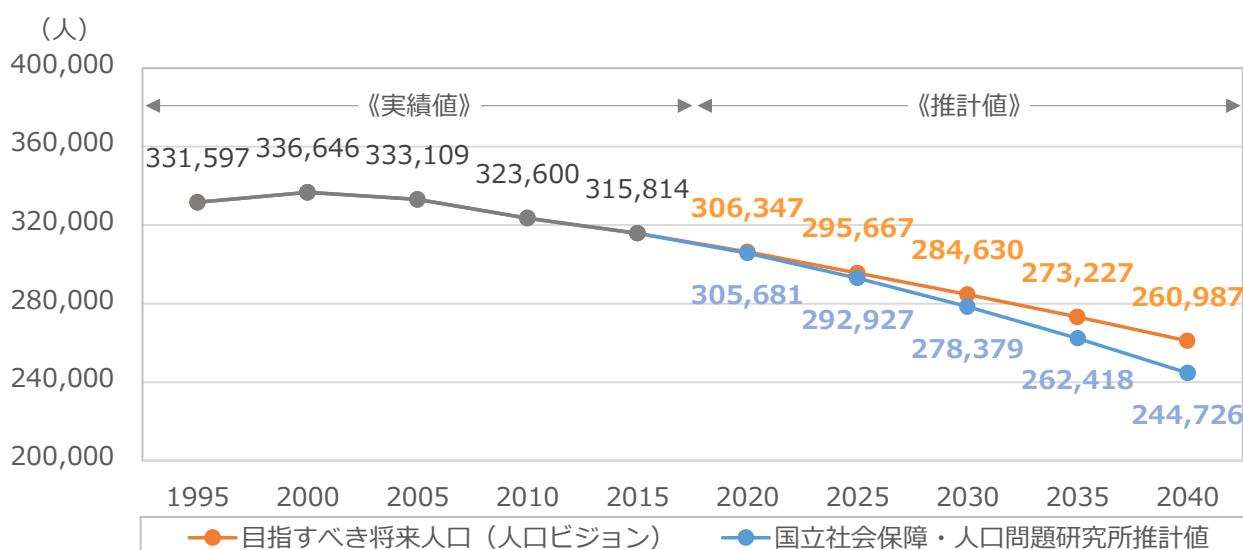


2 – 2. 目標年次

本計画の目標年次は、おおむね20年後の2040年（令和22年）とします。また、具体的な整備に関してはおおむね10年後の2030年（令和12年）を目標とします。

なお、目標年次において目指すべき将来人口は、秋田市人口ビジョンに基づき、2040年で約26万人を目指します。

○ 秋田市の人口推計



出典:各年国勢調査(1980～2015年)、国立社会保障人口問題研究所(2020年～)、秋田市人口ビジョン(2021年3月)
2005年1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む
2015年までの総人口は、年齢不詳人口を含む

3. まちづくりの課題

3-1. 都市の現状と課題

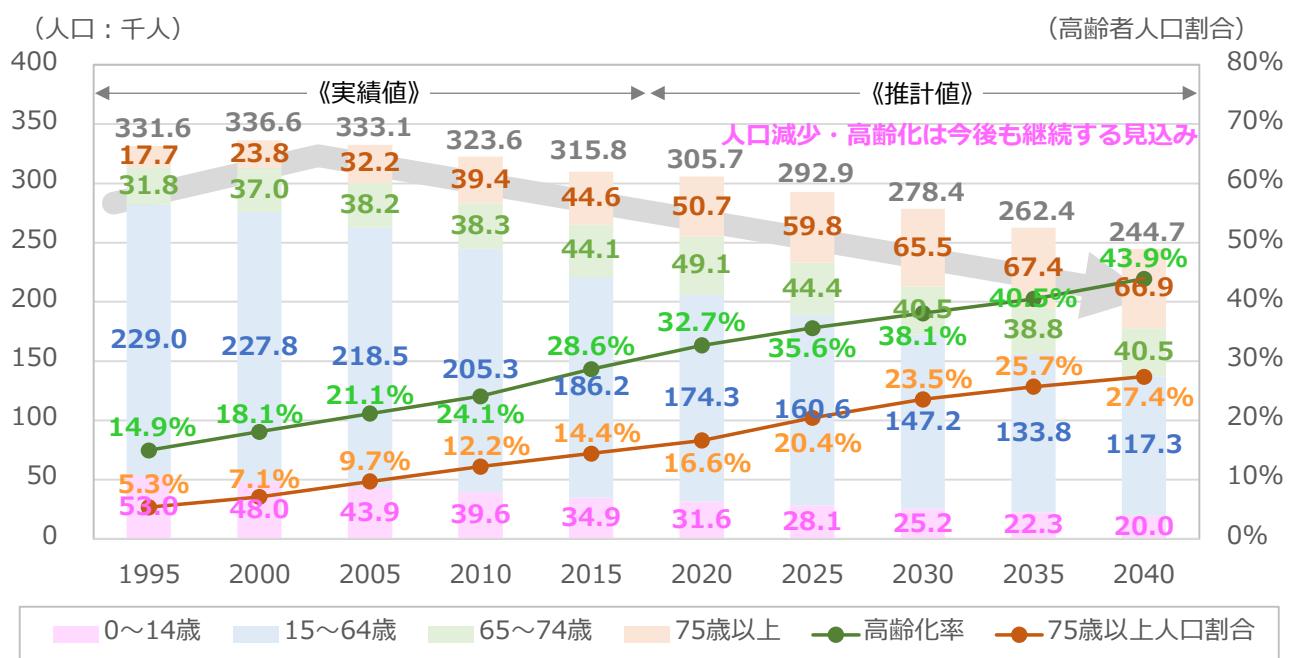
■ 中心市街地※や各地域の中心部における人口密度の維持

- 本市の人口は、平成15年（2003年）をピークに減少に転じ、今後もその傾向は継続する見込みです。
- 特に、現状のままで推移すると市街化区域※内の鉄道駅周辺でさらに人口の減少が予想され、都心・中心市街地や各地域中心の拠点性の低下への対応に向け、人口密度の維持が必要です。

■ 農村集落のコミュニティの維持

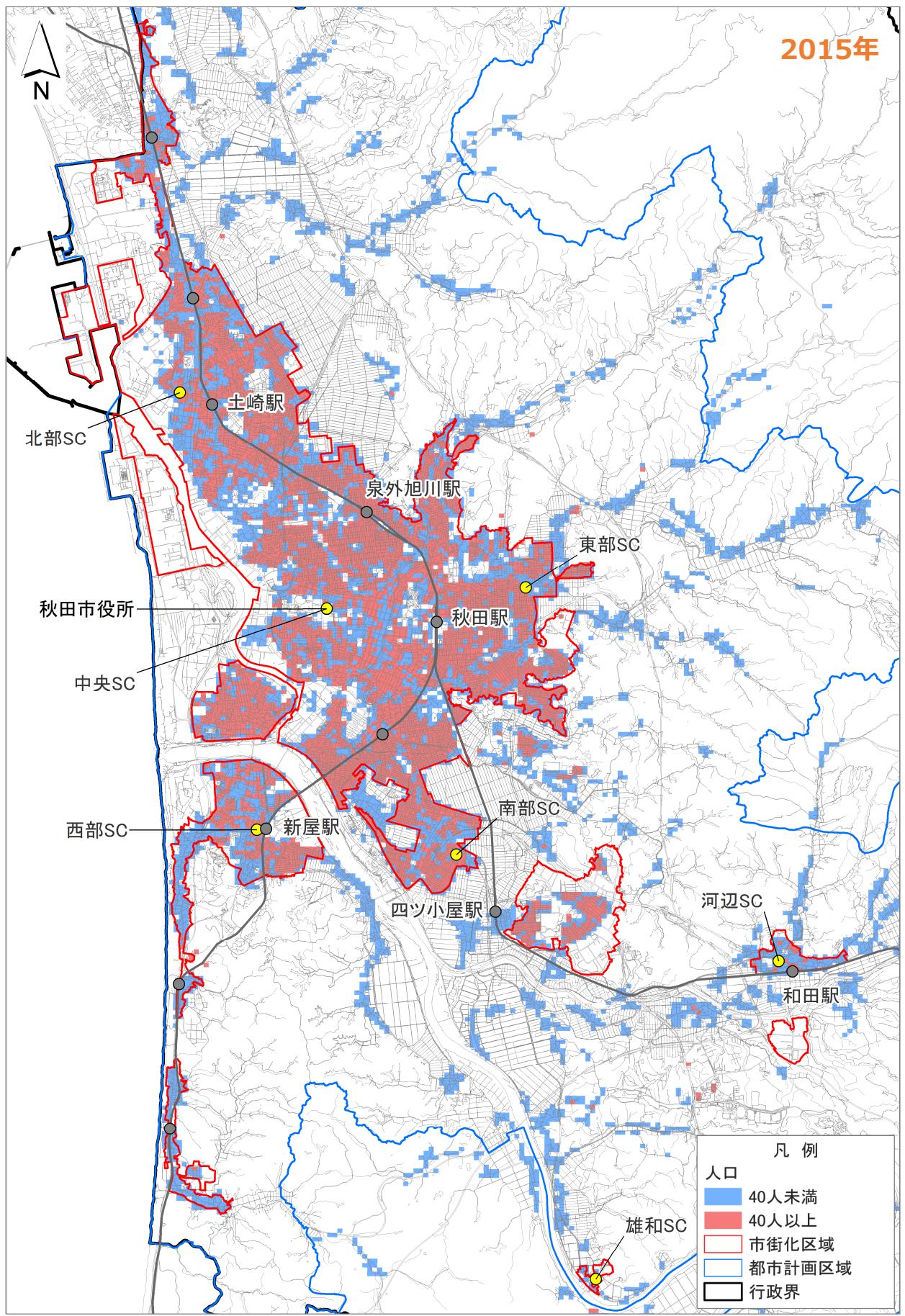
- 将来においても後期高齢者が増加していく見込みであり、その傾向は郊外部や集落部ほど顕著であり、地域コミュニティの維持が求められます。

○ 年齢4区分人口および高齢化率等の推移

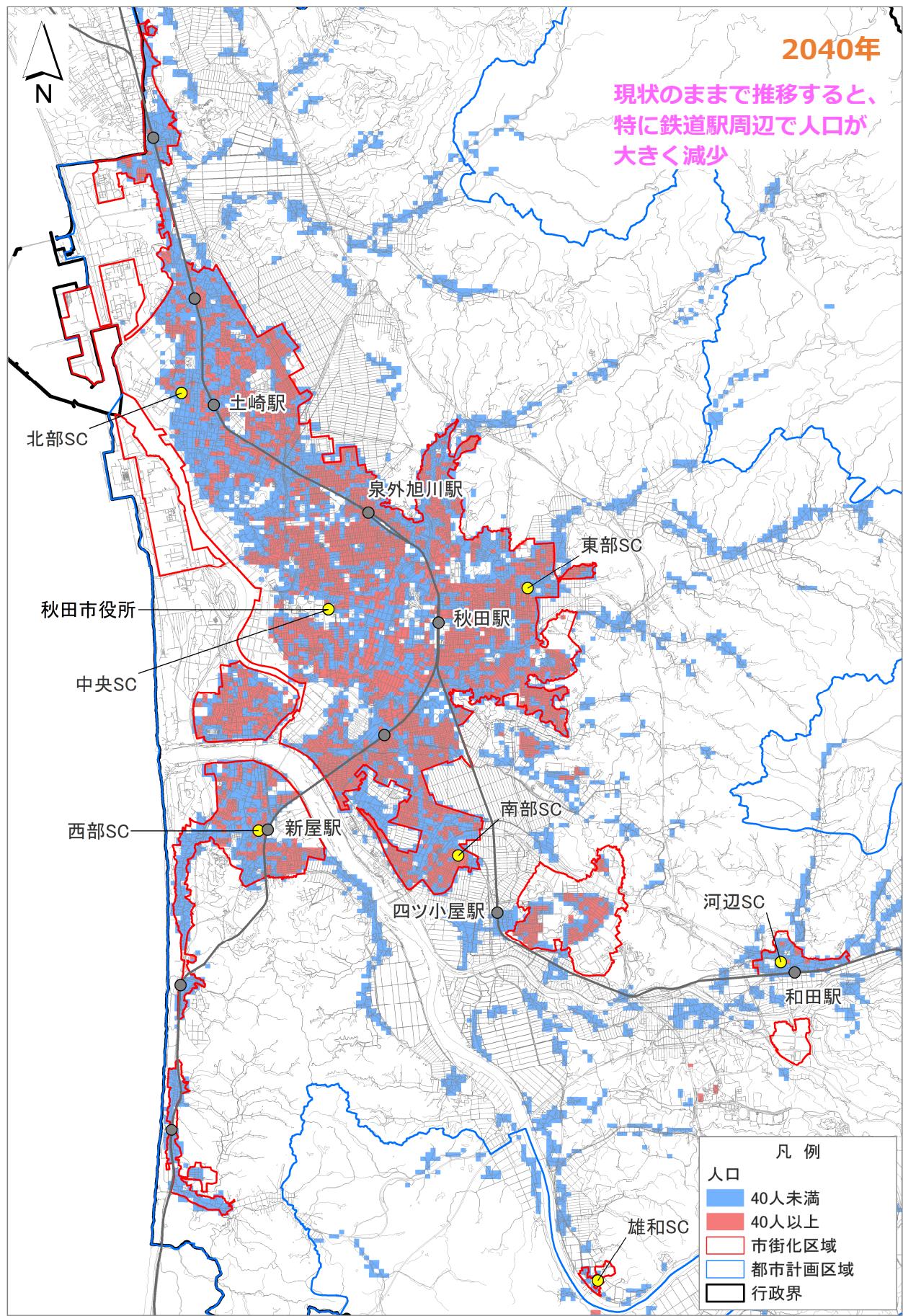


出典:各年国勢調査(1995~2015年)、国立社会保障人口問題研究所(2020年~)
2005年1月以前のデータは、旧河辺町、旧雄和町を含む
2015年までの総人口は、年齢不詳人口を含む

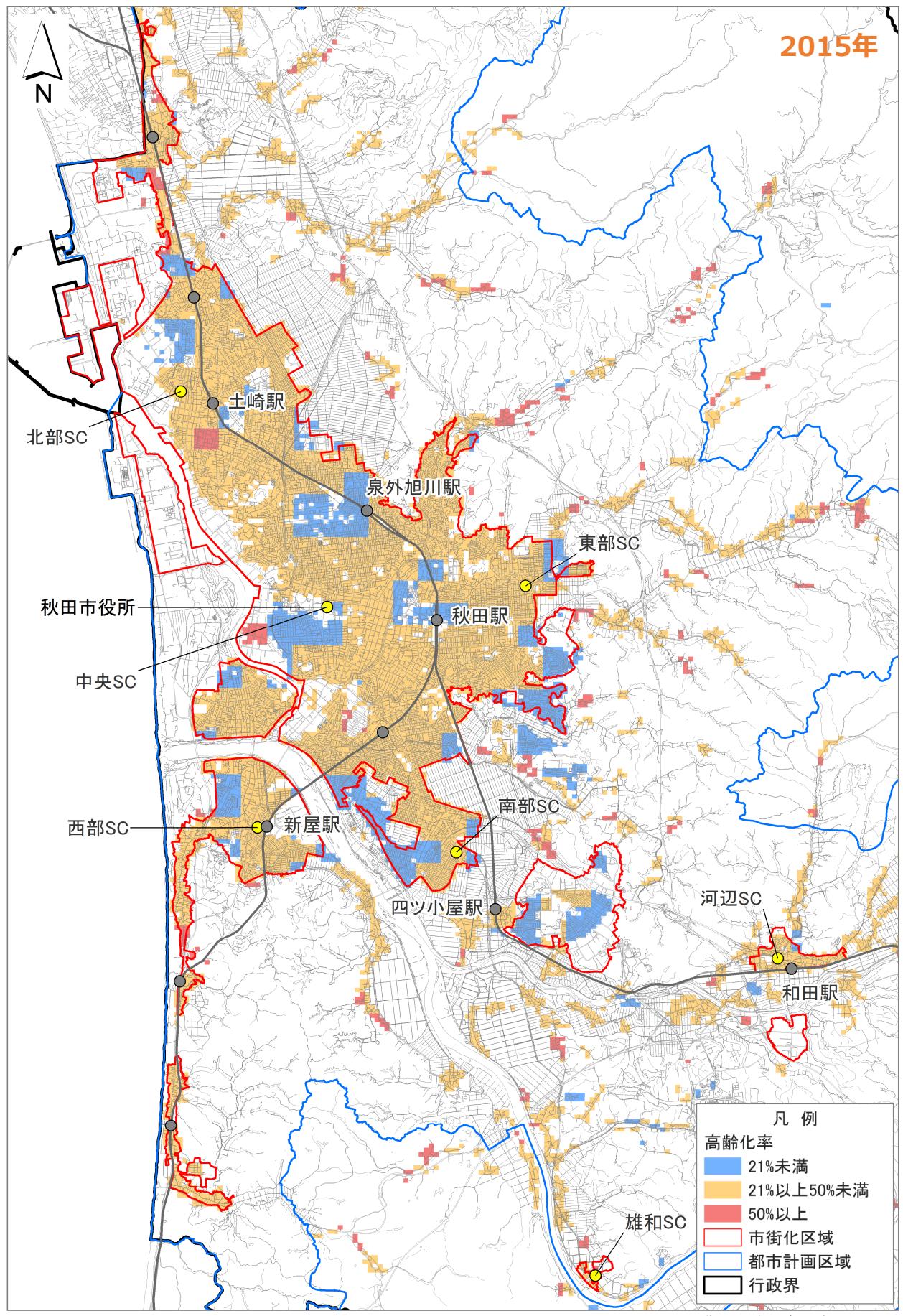
● 人口の分布推計（2015年）



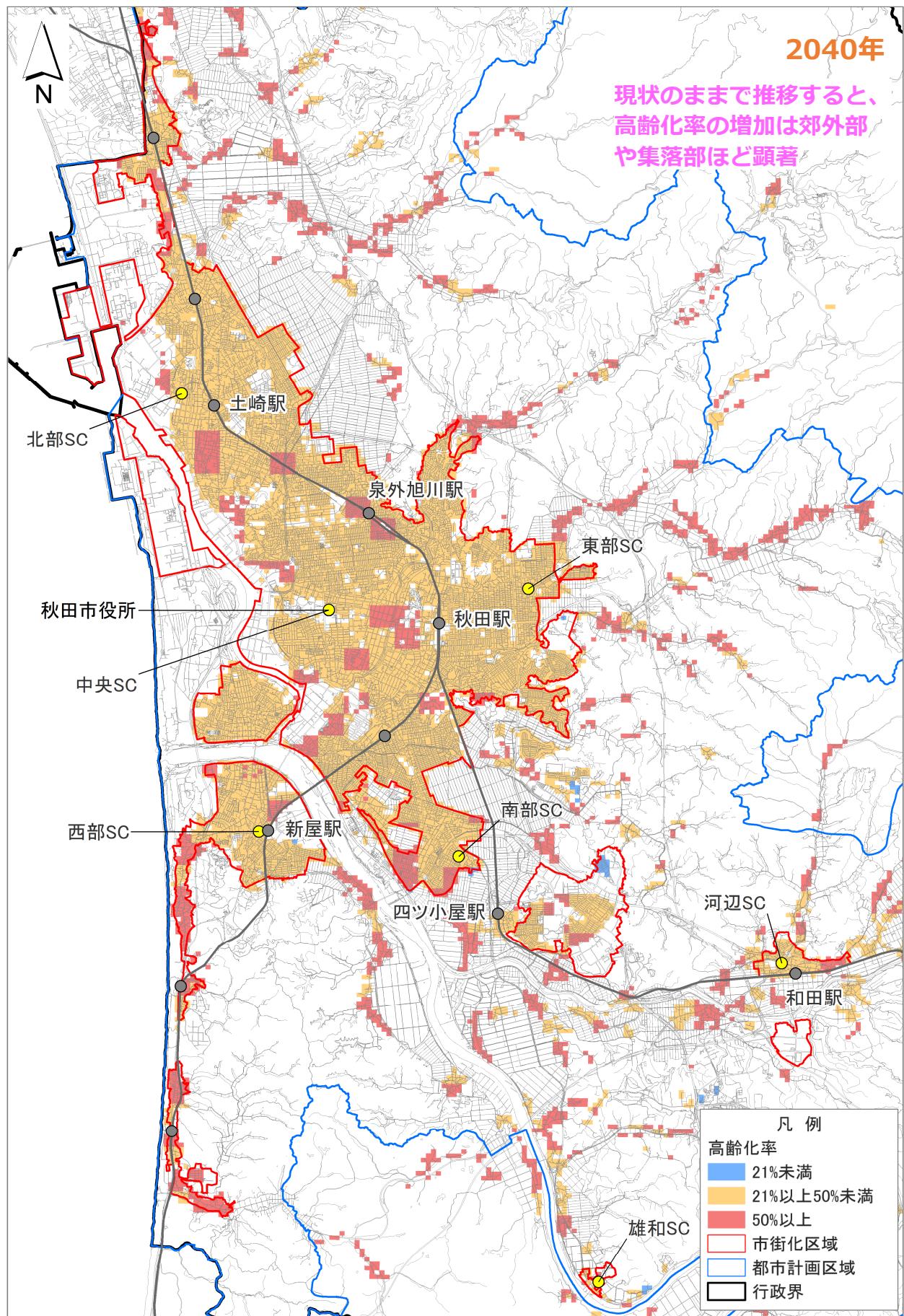
人口の分布予測（2040年）



高齢化率の分布推計（2015年）



● 高齢化率の分布予測（2040年）



■ 地域経済の維持・活性化

- 今後も継続が見込まれる人口減少・高齢化により、商業やサービス業、製造業、農業等の生産能力等の低下が懸念されます。
- 産業振興策の継続を図るほか、定住人口や交流人口の拡大に向けた生活サービスと観光・文化資源の連携など、地域経済の維持・活性化が求められます。

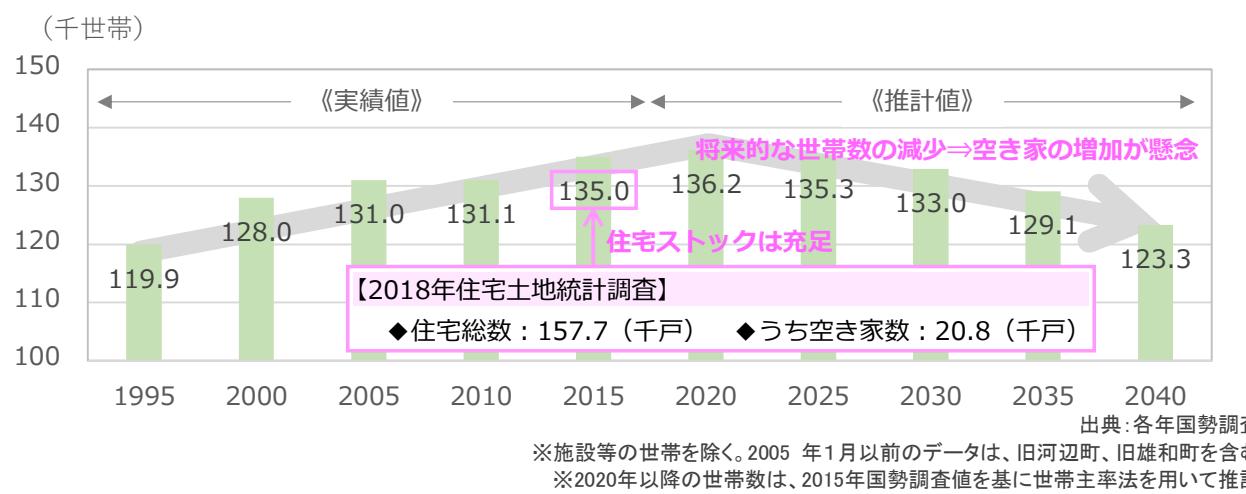
○ 全産業の事業所数および従業者数の推移



■ 都市機能の誘導や都市のスponジ化*への対応

- 医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各生活サービス施設等の都市機能は、人口減少にともない施設利用圏内人口も減少し、撤退等によるサービスレベルの低下が懸念されます。
- 中心市街地*や各地域中心における拠点性の向上、産業構造の変化への対応など、地域経済の維持・活性化に向け、都市機能や居住の継続的な誘導が求められます。
- また、空き地や空き家等の低未利用土地は、人口減少にともないさらに増加していくおそれがあり、低未利用土地の増加による市街地の機能低下が懸念され、都市のスponジ化*への対応が求められます。

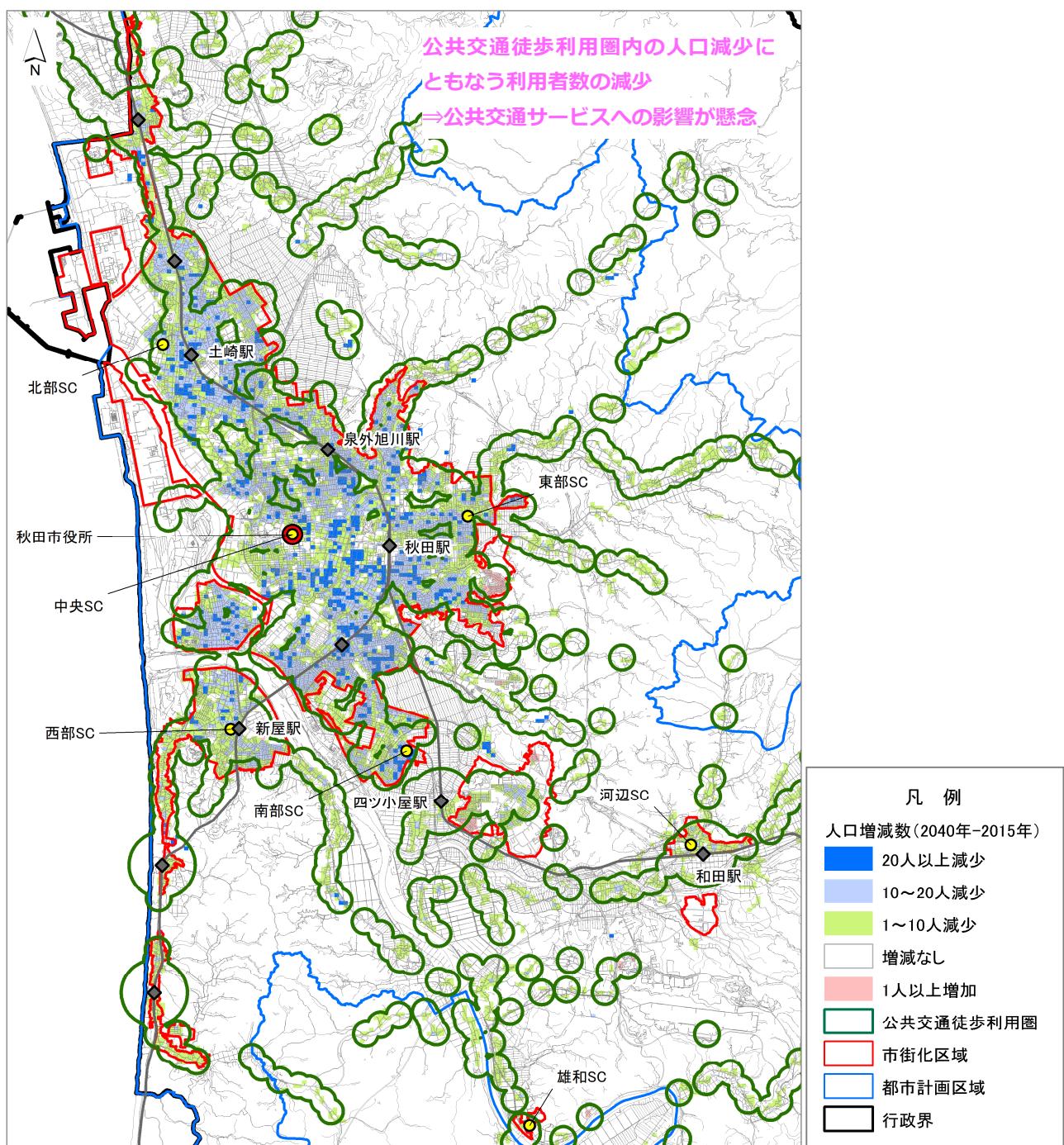
○ 将来世帯数の見通し



■ 公共交通サービスの維持・増進

- 主な交通手段がマイカーである郊外部・集落部ほど高齢化率が高く、車の運転ができなくなった場合の生活の質の低下につながるおそれがあります。
- 鉄道や路線バス等の公共交通は、人口減少にともないさらに利用者数が減少し、運行本数の減少や路線・系統の廃止など、公共交通サービスへの低下が懸念されます。
- 中心市街地*と各地域の中心部など、地域間連携や機能補完による生活サービスを享受しやすい環境づくりに向け、公共交通サービスの維持・増進が求められます。

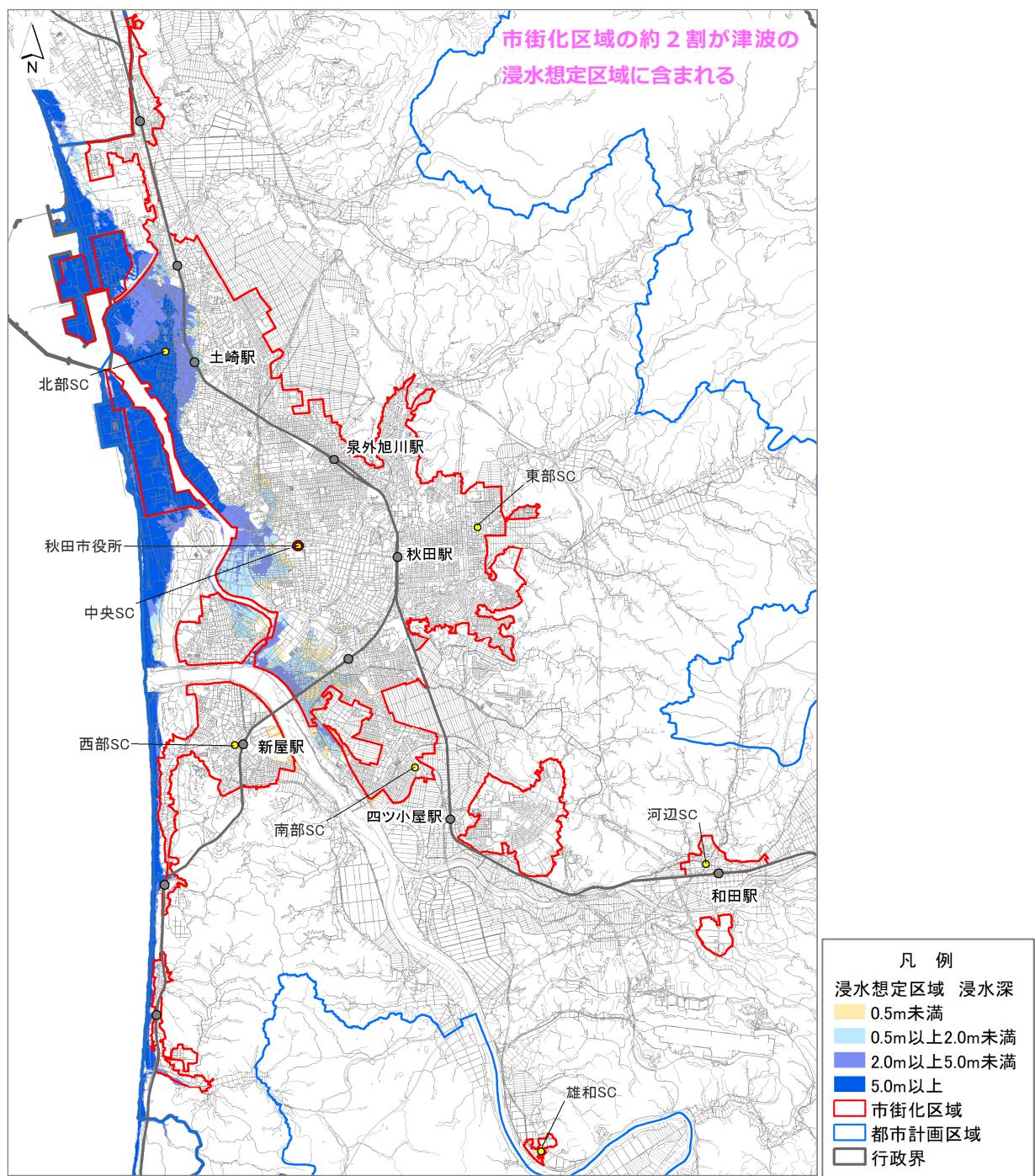
○ 将来の人口減少予測結果と現在の公共交通徒歩利用圏



■ 安全・安心な生活環境の確保

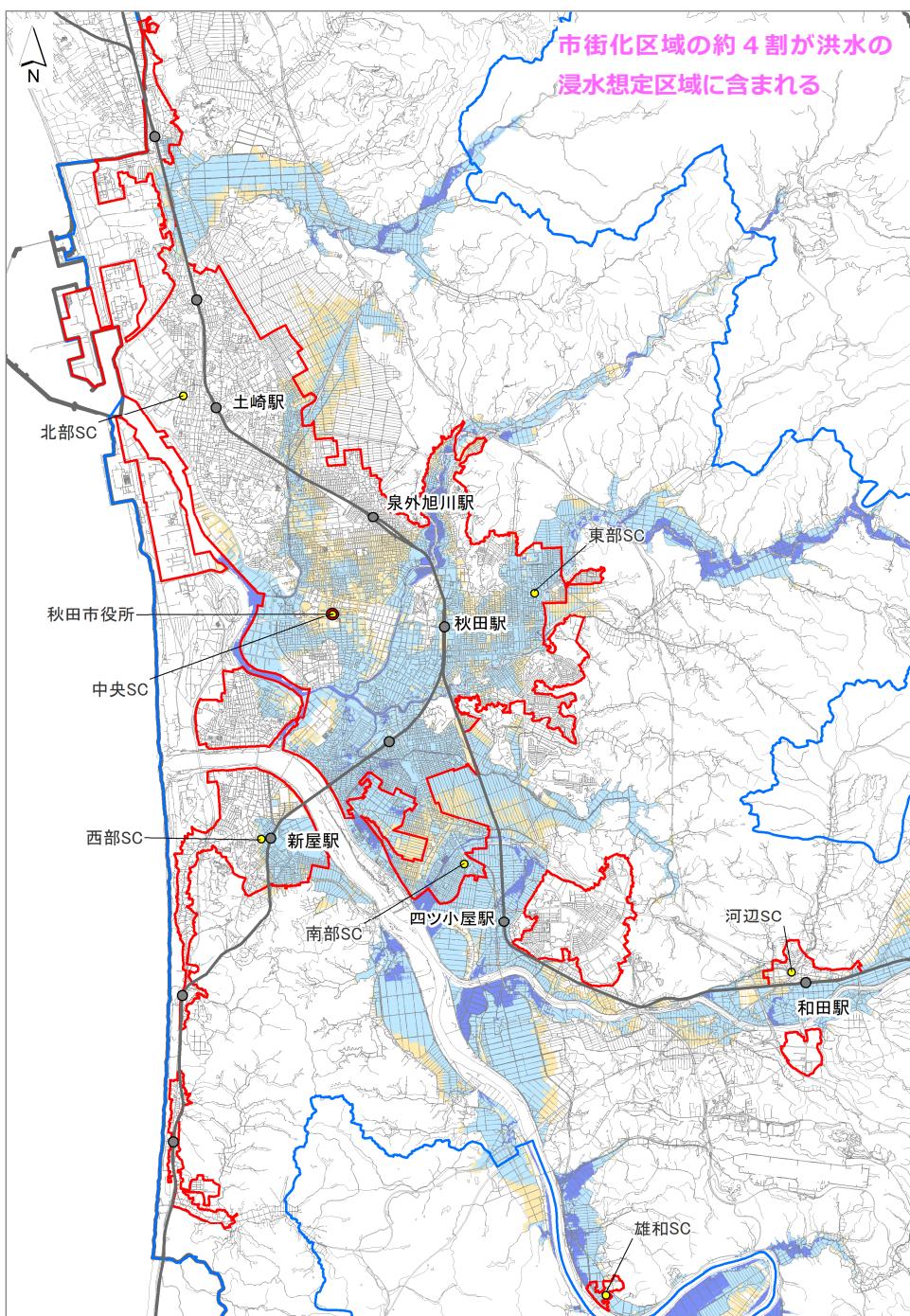
- 本市は、日本海に面し、市内を雄物川等の河川が流れており、その下流部にあたる秋田平野に建物や人口が集中していることから、津波や洪水など、自然災害のリスクを常に抱えています。
- 多発化する自然災害に対し、土砂災害や津波、洪水等の防災危険性が懸念される地域内の居住者を中心とし、安全性を確保するために必要なハード・ソフト両面からの対策が求められます。

○ 津波浸水想定区域



出典:津波浸水想定区域図(平成28年3月、秋田県)

洪水浸水想定区域

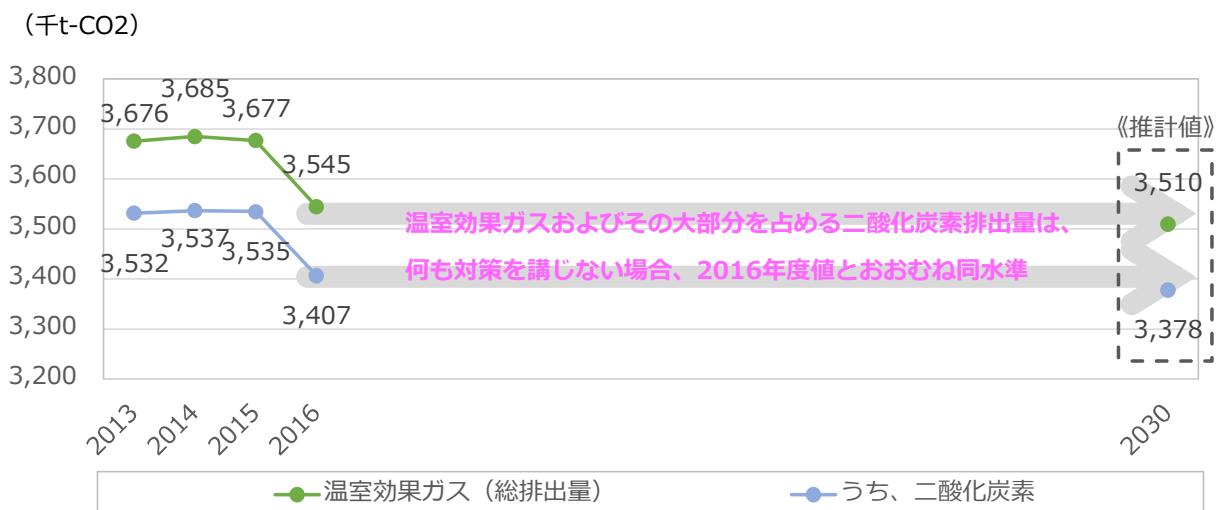


出典：洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
雄物川（令和2年3月、国土交通省）、旭川、太平川、新城川（令和元年8月、秋田県）、
猿田川（令和2年5月、秋田県）、草生津川、岩見川（令和2年7月、秋田県）
※河川ごとの浸水想定範囲の重なった部分は、浸水深が深い方の値を採用

■ 地球温暖化への対応

- 本市の温室効果ガス^{*}排出量およびその大部分を占める二酸化炭素排出量について、このまま何も対策を講じなかった場合、2030年度値は2016年度値と概ね同水準になると予想されます。
- 国および国際レベルで地球温暖化の防止策や対応策が進められており、本市においても、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んでいくことが求められます。

○ 温室効果ガス排出量の将来推計（趨勢ケース）



出典：2019年度秋田市温室効果ガス排出量現況推計調査結果から作成

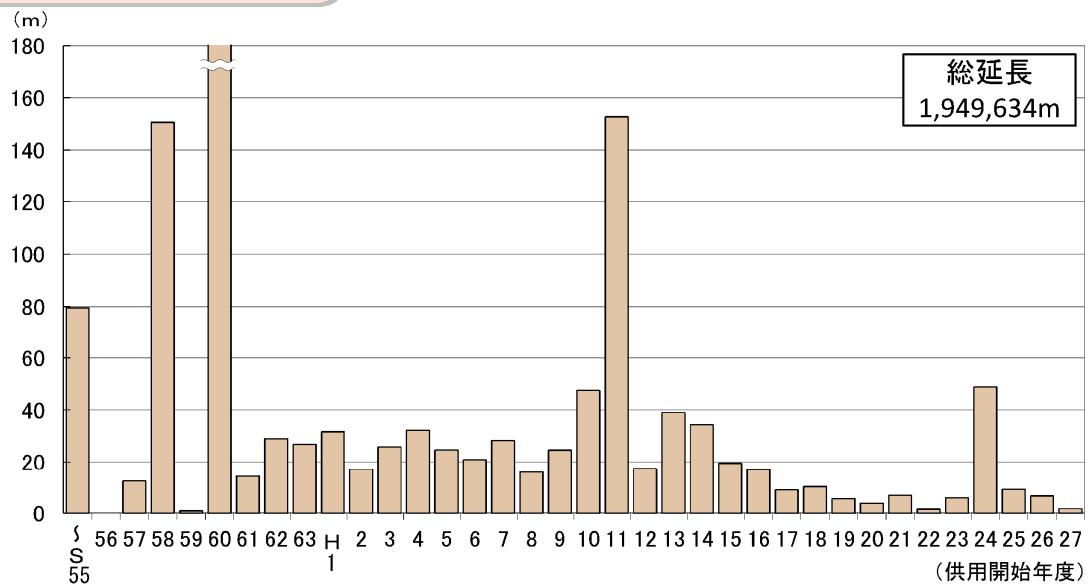
■ 自然環境・歴史・文化の活用

- 本市は、市街地と田園地帯、太平山をはじめとする出羽丘陵、日本海等の自然環境が近接した都市です。また、県内の国指定文化財や国登録有形文化財等のうち、約2割が本市に位置し、市街地では旧街道沿いを中心に、歴史的・文化的資源が分布しています。
- 豊かな自然環境や地域の風土に根差した歴史・文化的資源は、適切な保全・保存を図るとともに、地域学習や交流の場としての活用や、景観形成による魅力の向上が求められます。

■ 社会資本の老朽化対策

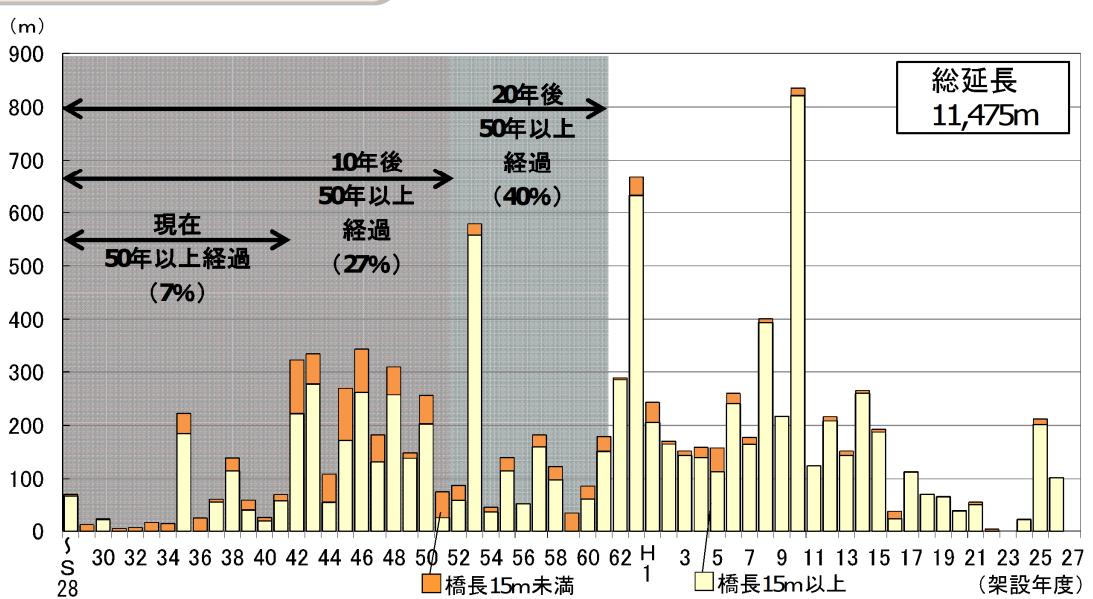
- 公共建築物や道路、橋りょう等の社会基盤施設は、今後、一斉に老朽化することが見込まれており、市民の安全・安心の確保や維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化への対応が求められています。

道路の整備状況の推移



出典：秋田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

橋りょうの整備状況の推移



出典：秋田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

■ 多様化・複雑化するニーズへの対応

- まちづくりに対する市民のニーズは多様化・複雑化しており、市民・事業者・行政等が力を合わせ、きめ細かなサービスを提供することで地域課題に対応することが求められています。また、人生100年時代に向か、豊かで充実した生活を実現するため、健康増進に資するまちづくりへの対応が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、テレワーク※やデジタル化の進展、新たな生活様式の実践など、経済や社会、意識の変化に積極的に対応することが求められています。

3 – 2. まちづくりに対する市民意識

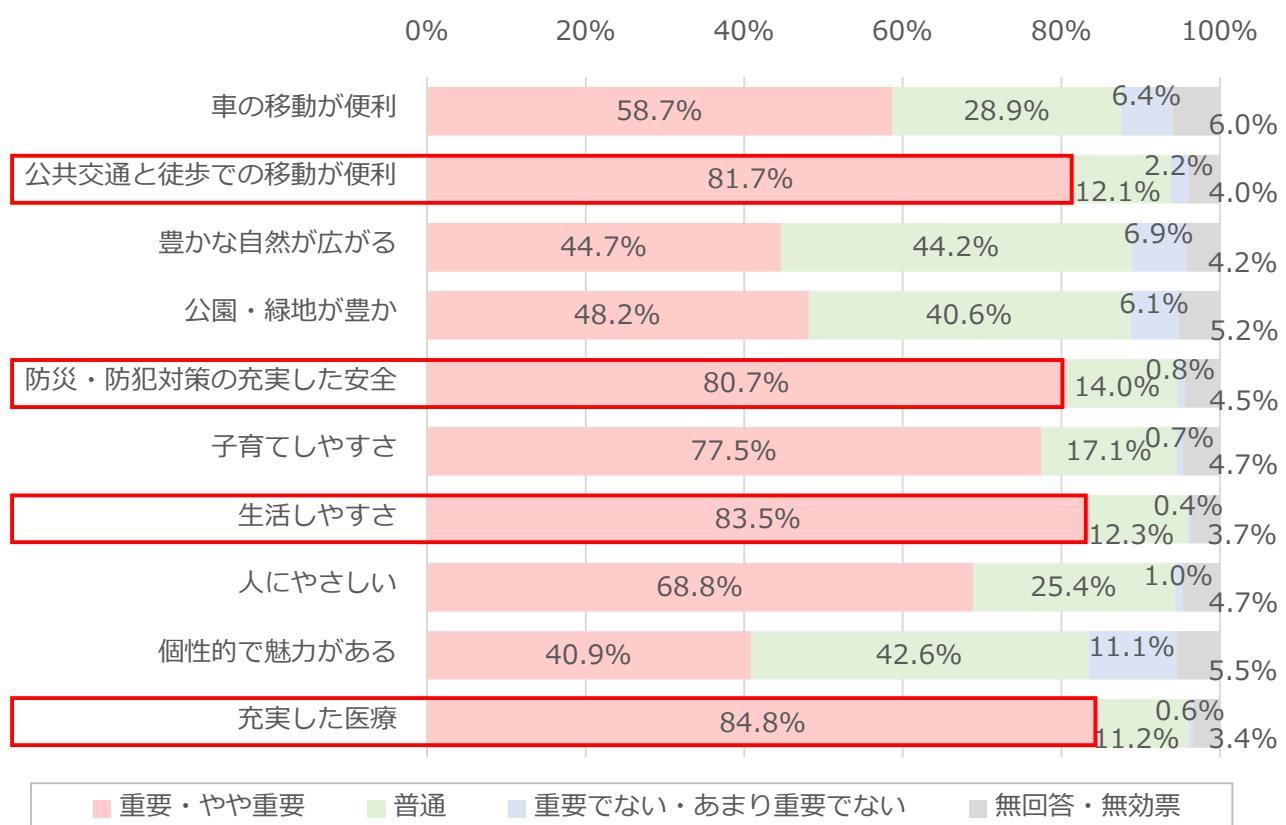
第7次秋田市総合都市計画の策定にあたり、その事前調査として、秋田市内に居住する20歳以上の市民を対象に、まちづくりに対する意識等を把握しました。

- ・ 調査期間：令和元年6～7月
- ・ 調査方法：郵送調査法（送付および回収）
- ・ 回答者数：1,207人（調査対象者3,000人の40.2%）

(1) まちづくりを進める上で重要な事項

- 重要度が高い項目として「充実した医療」や「生活しやすさ」、「公共交通と徒歩での移動が便利」、「防災・防犯対策の充実した社会」が挙げられています。

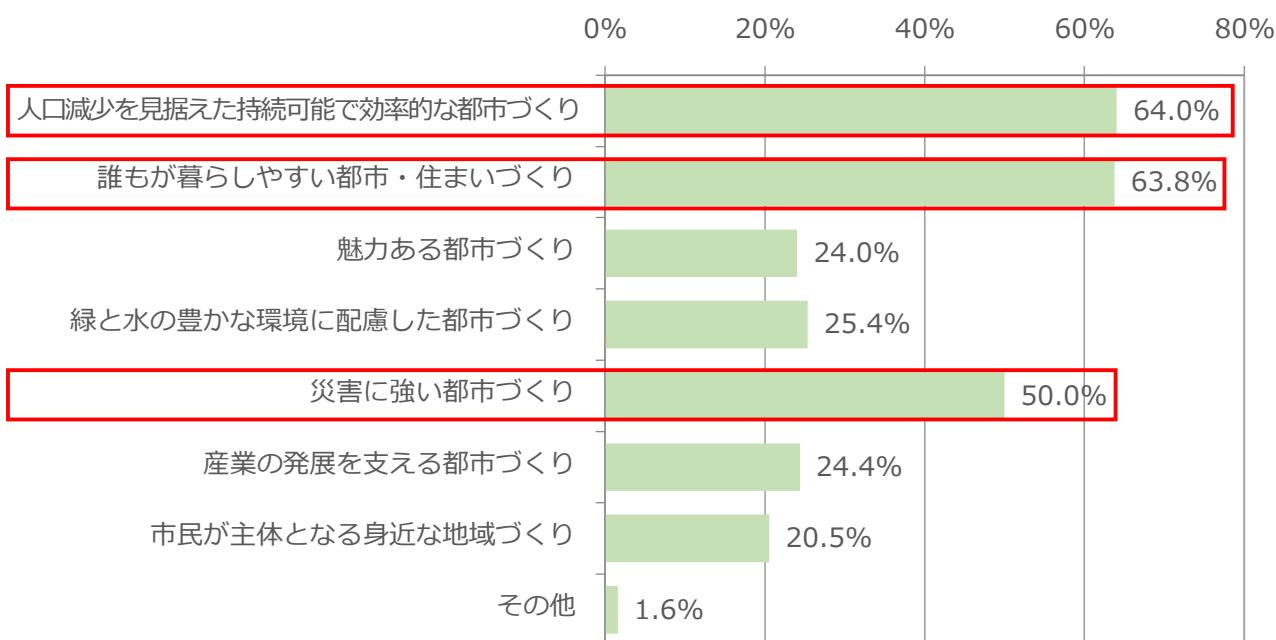
○ まちづくりを進める上で重要な事項



(2) 総合都市計画見直しの重点テーマ

- 「人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり」が最も多く、次いで「誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり」、「災害に強い都市づくり」が挙げされました。

○ 秋田市総合都市計画を見直す上で重要なテーマ



※上記グラフの集計は、回答者数に対する比率で、各選択肢の割合の合計は100%にならない

3 – 3. 第6次秋田市総合都市計画の評価

第6次秋田市総合都市計画（以下「6次計画」といいます。）【目標年次：2030年】では、まちづくりの基本理念を「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市～豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造～」とし、まちづくりの目標（政策テーマ）として以下の5つの目標を掲げました。

- ① 旧3市町が一体となった都市構造の形成
- ② コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地※と地域中心の形成
- ③ 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり
- ④ 市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり
- ⑤ 秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり

第6次計画に位置づけた、主な都市計画の取組等の実施状況から、まちづくりの目標（政策テーマ）ごとの総括については、次のように評価できます。

まちづくりの目標 (政策テーマ)	総括
①旧3市町が一体となった都市構造の形成	秋田都市計画区域と河辺都市計画区域を統合し、都市計画道路の整備・見直しにより効率的・効果的な交通体系（3環状放射型道路網）の構築が進捗しており、旧3市町が一体となった都市構造が形成されつつあります。
②コンパクトな市街地を基本としたにぎわいある中心市街地と地域中心の形成	市全体の土地利用見直しや地域特性に応じた開発誘導はまだ行っていないが、市街地開発事業による都市基盤が形成され都市機能が誘導されつつあり、立地適正化計画の策定や中心市街地活性化基本計画との連動などにより、中心市街地のにぎわい・活性化に向けた取組や各地域中心の拠点性向上への取組が進められています。
③環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	施設整備にあたっては、自然エネルギーの活用や省エネルギー型システムの導入などにより低炭素型まちづくりの取組は少しずつ進められているが、都市政策として大きな進展は見られません。
④市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり	バリアフリー化・耐震化、災害への備えなどはハード整備や各種ソフト施策実施により、安全・安心なまちづくりを各分野において促進しているが、さらなる推進を図る必要があります。
⑤秋田の風土・文化を映し出す緑豊かなまちづくり	公園整備や地区計画の決定、各種支援制度の創設など良好な市街地景観の形成に向けた取組が進められているものの、都市計画の主な取組として掲げていた建築物の高さ制限の導入は行っていません。

第6次計画の評価結果のポイントは次のように整理され、第7次秋田市総合都市計画の策定にあたり、取組の方向性として反映します。

■ 多核集約型コンパクトシティ^{*}の推進

ポイント1：多核集約型コンパクトシティの考え方の継続

ポイント2：「秋田市立地適正化計画」を踏まえた土地利用制度の運用

ポイント3：将来に向けて、居住誘導区域外の土地利用の考え方を整理

- 第6次計画では、「コンパクトな市街地を基本としたにぎわいある中心市街地^{*}と地域中心の形成」を掲げ、立地適正化計画^{*}の策定（平成30年3月）や、中心市街地活性化基本計画による各種事業の展開等の取組を進めてきました。
- 今後も人口減少、少子高齢社会の進行が予想され、財政の縮減等も相まって持続可能な都市構造の形成が必要であり、多核集約型コンパクトシティ^{*}の考え方については継続することが望まれます。
- 秋田市立地適正化計画^{*}では、各種の誘導施策の展開を図っていくこととしており、立地適正化計画^{*}で位置づけた都市構造とともに、都市機能誘導区域^{*}や居住誘導区域^{*}を踏まえ、用途地域^{*}や地区計画^{*}等の土地利用制度を運用していく必要があります。
- また、立地適正化計画^{*}では、生活サービス、移動、地域活動、経済活動、環境、行政運営の観点から取組の方向を定めており、それらとの整合を図りつつ、多核集約型コンパクトシティ^{*}の実現に向けた本市の都市計画の基本的な方針を整理する必要があります。
- 一方、居住誘導区域^{*}外では空き地・空き家等低未利用土地の発生が見込まれるため、そうした地区の土地利用の考え方を整理し、適正な管理や利活用の促進を図る必要があります。
- なお、工業地域における未利用地については、企業進出を促進するなど、継続して利活用を進めていく必要があります。

■ 災害に強いまちづくり

ポイント : 災害リスクを考慮したハードとソフトを組み合わせた対策

- 第6次計画では、「市民の暮らしを守る安全・安心なまちづくり」を掲げ、災害への備えとして、津波、洪水のハザードマップ※を作成したほか、土砂災害警戒区域等の指定や、公共施設および住宅のバリアフリー化・耐震化を促進してきました。
- 安全・安心なまちづくりの実現には、引き続き、災害のリスクの把握と周知を図った上で、ハード・ソフトの両面から対策を組み合わせて防災・減災対策を進めていく必要があります。
- また、災害時に重要な役割が期待される公共施設等については、災害リスクの低い地域への立地を基本にしながら、それと有機的につながりを持った居住誘導などを進めていく必要があります。
- さらに、発災後における各種社会基盤施設の機能不全を防止するため、交通やライフライン等の代替性を確保するとともに、被害拡大の防止や災害からの早期復旧に資する土地利用、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ保全機能の向上など、総合的な対策により、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

■ 地域特性をいかしたまちづくり

ポイント1 : 自然景観や集落環境の維持

ポイント2 : 歴史資源等の保全と活用、調和

- 第6次計画では、「環境の保全・創造による低炭素型まちづくり」や「秋田の風土・文化を映し出す縁豊かなまちづくり」を掲げ、施設整備にあたっては、自然エネルギーの活用や省エネルギー型システムの導入などにより低炭素型まちづくりの取組は少しずつ進められていますが、都市政策として大きな進展は見られません。
- 秋田市の魅力である自然環境や歴史・文化は貴重な財産であり、地域固有の資源でもあります。そのため、市街化区域※の外側では、自然環境の保全を図り、美しい自然景観を後世に伝えていく必要があります。また、都市と農村の共生を図るため、都市計画法第34条第11号※などの都市計画制度等を活用しながら、集落部の維持を図る必要があります。
- また、千秋公園をはじめとする歴史資源は、地域固有の特色・財産として保全・活用が求められ、関係部局と連携しながら市民とともに取り組んでいく必要があります。特に、歴史的街並み等については、今後の建築や開発等の都市活動との調和を図りながら、保全・活用を進めていく必要があります。

第1章 目指すべき都市の姿

1. まちづくりの基本的な視点

本市は、秋田県の県都として、行政、経済、文化の中核的な役割を担うとともに、陸海空の主要な交通拠点機能を有する中核市であり、都市機能が集積する市街地と、市域の約8割を占める農地や森林がほどよく調和した都市です。

多くの市民が生活する市街地では、様々な出会いや交流が多様な価値観・発想を育み、新たな文化や価値、サービス等を生み出すなど、集積のメリットを発揮してきました。また、本市の農業活動を支える農村部は、生産活動を通じて、自然環境の保全や都市防災、伝統文化の継承など多様な役割を担ってきました。

一方、今後の人口減少・少子高齢化を見据えると、これまで一定の人口に支えられてきた生活サービスや公共交通サービスの低下、経済規模の縮小等により、市民生活に支障が生じる可能性や、伝統文化の継承や自然環境の保全を担う地域コミュニティの維持が困難になるなど、市民生活を取り巻く周辺環境にさらに影響を及ぼすことが懸念されます。

また、今後の都市づくりにおいては、多発化する自然災害や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大にともなう人々の行動様式・意識の変化など、不確実な事象へも柔軟に対応しながら、安定した市民生活を守り、集積のメリットを効果的に実現していくことで、これまでの都市づくりで形成された「暮らしの豊かさ」を継承していくことが求められます。

こうしたことを念頭におきつつ、都市の課題やまちづくりに対する市民の意識、第6次計画の評価を踏まえ、目指すべき都市の姿を設定するためのまちづくりの基本的な視点を以下のとおり整理しました。

○ 「まちづくりの基本的な視点」の整理

都市の課題	まちづくりに対する市民意識
1 中心市街地や各地域の中心部における人口密度の維持	1 まちづくりを進める上で重要な事項 ・充実した医療 ・生活のしやすさ ・公共交通・徒歩での移動が便利 ・防災・防犯対策の充実した安全
2 農村集落のコミュニティの維持	
3 地域経済の維持・活性化	2 総合都市計画見直しの重点テーマ ・人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり ・誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり ・災害に強い都市づくり
4 都市機能の誘導や都市のスponジ化への対応	
5 公共交通サービスの維持・増進	
6 安全・安心な生活環境の確保	
7 地球温暖化への対応	
8 自然環境・歴史・文化の活用	
9 社会資本の老朽化対策	
10 多様化・複雑化するニーズへの対応	

第6次秋田市総合都市計画の評価結果（第7次計画策定にあたっての取組の方向性）
1 コンパクトシティの推進 ・コンパクトシティの考え方の継続 ・将来に向けて、居住誘導区域外の土地利用の考え方を整理 ・「秋田市立地適正化計画」を踏まえた土地利用制度の運用
2 災害に強いまちづくり ・災害リスクを考慮したハードとソフトを組み合わせた対策
3 地域特性をいかしたまちづくり ・自然景観や集落環境の維持 ・歴史資源等の保全と活用、調和

まちづくりの基本的な視点

視点1 持続可能な都市構造の形成

市民が、将来にわたって、身近な地域で日常生活に必要なサービスを享受できるよう、各地域の拠点に居住や生活サービス施設などの都市機能の維持・集約を図り、集約型都市構造を形成することが必要です。また、超高齢社会に対応した、過度にマイカーに依存しない交通体系の実現に向け、都市の骨格となる道路網や公共交通ネットワークの形成を進め、多様な世代にとって健康で暮らしやすい都市づくりが求められています。

視点2 コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある拠点の形成

各地域の拠点では、これまで蓄積されてきた社会基盤を活用しながら、居住や都市機能を誘導することにより、多様な主体が連携し、拠点性の向上や活力の創出を図り、各地域の特性に応じた魅力ある都市づくりが必要です。

視点3 風土・文化・自然環境をいかし環境に配慮した緑豊かな都市づくり

本市の魅力である、海も山も里もそろい、豊かな自然と市街地の利便性が調和した都市環境を将来に引き継いでいくことや、地球温暖化等をはじめとする環境問題への対応として、低炭素に配慮した市街地の形成とともに、自然環境や田園環境の保全・育成など、環境共生型の都市づくりが必要です。

視点4 市民の暮らしを守る安全・安心な都市づくり

近年多発化する自然災害に対し、ハード・ソフト両面からの対策を講じるとともに、災害リスクに応じた土地利用の規制・誘導や、空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用を促進し、災害に強く、しなやかな都市づくりが求められています。

2. まちづくりの基本理念

【まちづくりの基本理念】

暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市

～「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくり～

「都市」とは、市民生活に必要な住まいや生活サービス等の都市機能、働く場所が確保され、地域固有の歴史・文化・伝統やそれらによって培われてきた人々の営みや習慣、自然環境の持つ多様な機能や災害への安全性などを提供する「暮らしの土台」であり、日常生活の各場面で多様な選択肢の中から自らが選ぶことができ、出会いや交流を通じた様々な体験を可能とする「暮らしの豊かさを育む場」であるといえます。

人口減少下にあっても社会、経済、文化、自然環境等の様々な面において、市民の暮らしを守り、豊かさを実感し続けられるよう、居住や生活サービス施設等の都市機能を誘導・集約し、それらを移動しやすい公共交通や道路網でつなぐ多核集約型コンパクトシティ^{*}の形成を進め、将来にわたり持続可能な都市を目指します。

また、人々の行動様式・意識の変化等に柔軟に対応しながら、市民・事業者・行政の協働により、地域間の人の流れや交流を促すことで多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）を誘発し、未来に向けて新たな魅力や活力を生み出すことができる都市を次世代に引き継ぐため、「暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市」をまちづくりの基本理念とし、「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくりを進めます。

3. まちづくりの目標

目標1 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成

- 市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、多核集約型コンパクトシティ^{*}の形成を目指します。
- 主に都心・中心市街地や地域中心を対象として居住や都市機能を誘導し、それらの機能をいかして都市の魅力と活力を創出することで、拠点性の向上を図ります。
- 移動しやすい道路網や公共交通網を形成することで、各種の生活サービスが利用しやすい環境づくりや、拠点間の連携・交流を促進します。
- 社会基盤施設等は、「選択と集中」の視点から効果的・効率的に整備を進めるほか、既存ストック^{*}の有効活用を図ります。
- 市街地形成にあたっては、市民・事業者・行政等の多様な主体が協働し、エリアマネジメント^{*}によるまちづくりを展開します。

目標2 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

- 温室効果ガス^{*}の排出抑制に向け、集約型都市構造の実現に取り組むとともに、拠点間を結ぶ骨格道路網の整備や、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。
- 市街地においては、住宅や店舗等の既存ストック^{*}の活用とともに省エネルギー型システムや再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、環境負荷の低減に資するまちづくりに取り組みます。

目標3 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成

- 都市と農地、森林などの豊かな自然が隣接・近接している特性をいかし、都市と農村の共生や自然環境・田園環境の保全・育成に取り組みます。
- 地域固有の歴史・文化・風土・伝統等の地域資源を守り、良好な景観を形成・育成することで、多様な資源をいかした都市環境の形成を目指します。

目標4 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

- 近年多発化する水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、災害に強く・しなやかなまちづくりを進めます。
- 人口減少、超高齢化に対応するため、空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用を促進するほか、暮らしの安全・快適性を確保することで、高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられ、安定した暮らしを守る生活環境の形成を目指します。

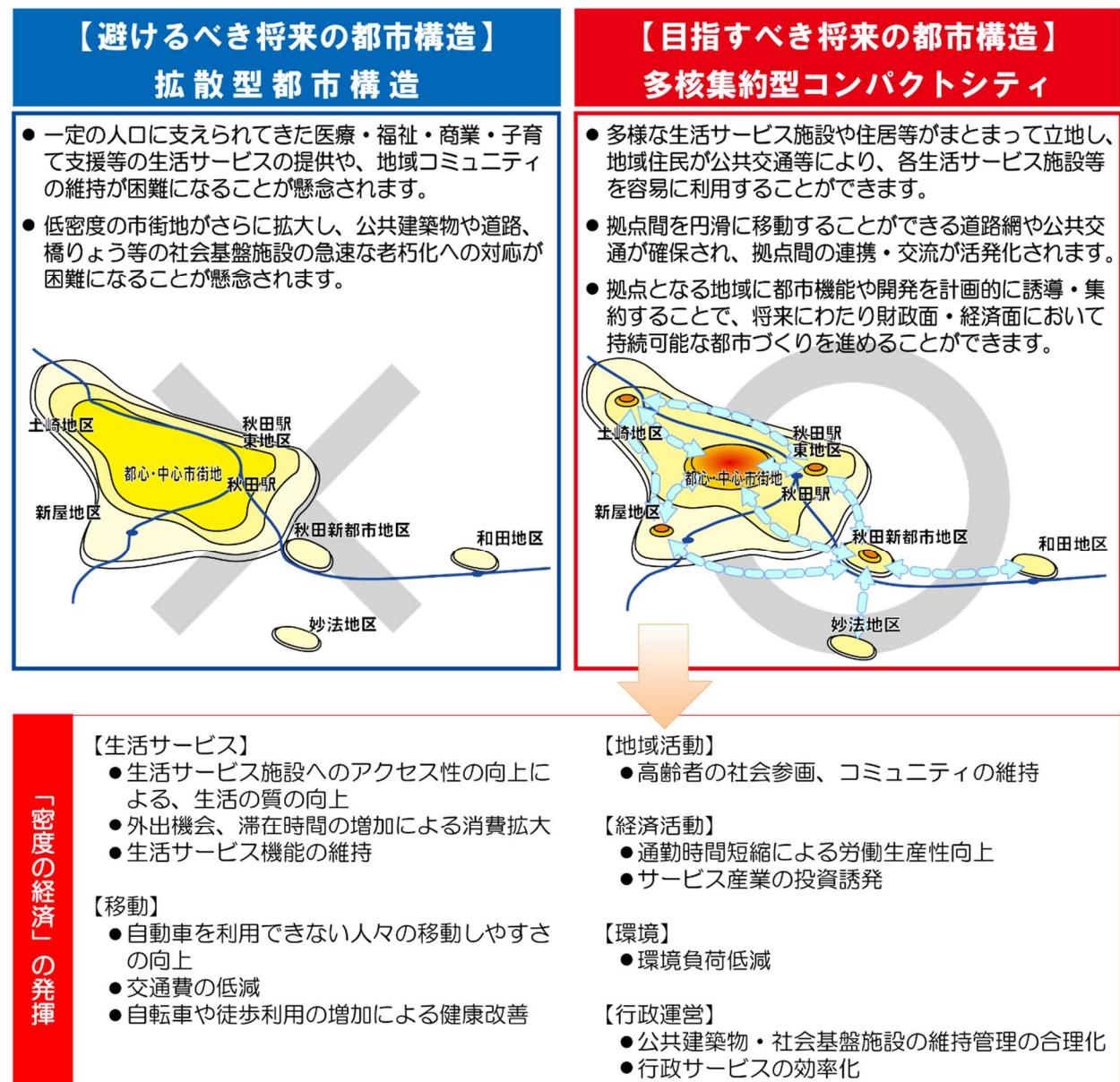
4. 将来都市構造

将来都市構造は、都市を形成する上で骨格となる土地利用、拠点、道路網の構成を可視化したものです。

将来都市構造は、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型の都市構造を形成します。

特に、「都心・中心市街地」「地域中心」は、多核集約型コンパクトシティ^{*}の拠点地域となるため、市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、これらの拠点に医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設や住宅を誘導し、各拠点が有機的に連携した都市構造の形成を目指します。

○ 多核集約型コンパクトシティのイメージ



(1) ゾーンの形成

①居住促進ゾーン

都心・中心市街地や地域中心のほか、拠点間を連携する主要な道路周辺を「居住促進ゾーン」とします。居住を誘導するとともに、徒歩や自転車、公共交通の利用により、都心・中心市街地や地域中心における多様なサービスを容易に受けることができる環境の形成を図ります。

②市街地ゾーン

都市的な土地利用を中心としたエリアを「市街地ゾーン」とします。既存の都市施設を活用しながらコンパクトな市街地形成を進め、居住と産業活動、自然環境との調和のとれた、快適な環境の形成を図ります。

市街地ゾーンのうち、居住促進ゾーンの外側の住宅地は、居住促進ゾーンへの移転等で発生した空き地・空き家等低未利用土地の適正管理等により居住環境の保全を進め、居住促進ゾーンとの役割分担を図ります。

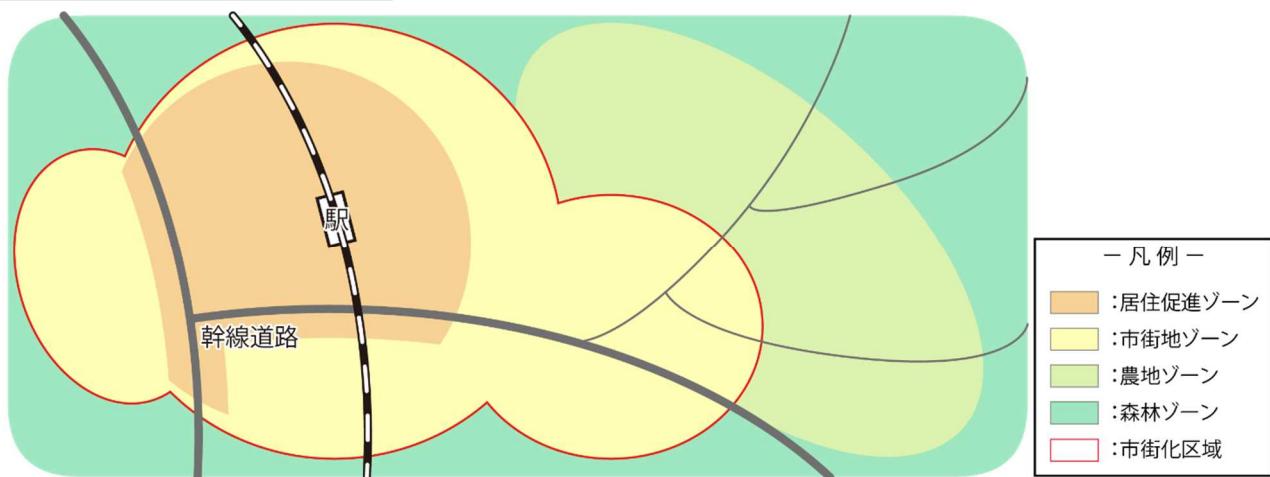
③農地ゾーン

市街地の周囲に広がる農業集落地と農地からなるエリアを「農地ゾーン」とします。原則として市街化を抑制し、適切な維持管理による良好な営農環境や防災機能等の保全を図ります。

④森林ゾーン

山地や丘陵地の森林からなるエリアを「森林ゾーン」とします。森林の適正な維持管理に努め、防災機能や環境保全機能を持たせながら、豊かな自然環境の保全・活用を図ります。また、営林の場としても積極的な活用を図ります。

○ 各ゾーンの配置のイメージ



(2) 都市機能や居住機能が集積した「都心・中心市街地」「地域中心」の形成

①都心・中心市街地

全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中核業務、商業、文化、教育、アミューズメント等の高次都市機能の集積した地域を「都心・中心市街地」とします。

都心・中心市街地では、多様な目的を持った、多様な世代の人々の集い・にぎわい・活動を促進する買い物や娯楽、飲食、散策、文化活動機能のほか、居住機能の維持・増進を図ります。

都心・中心市街地	中央地域	中心市街地を含む秋田駅から山王地区
----------	------	-------------------

○ 都心・中心市街地のイメージ



②地域中心

地域ごとに、歴史的な背景や人口集積、主要な公益的施設の分布、交通結節機能などの観点から、生活拠点としてふさわしい地区を「地域中心」とします。

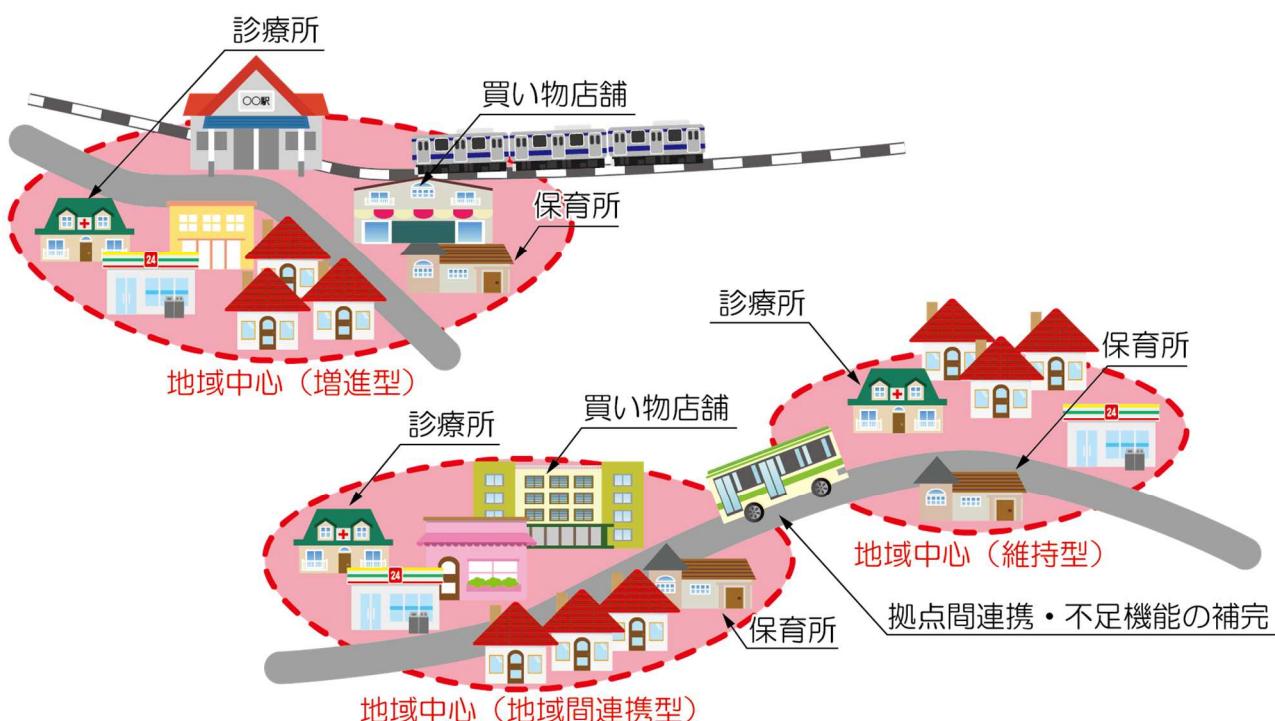
東部・西部・南部・北部の各地域における地域中心では、買い物や通院など、日常の暮らしの中で必要な機能や居住機能の維持・増進を図ります。特に南部地域の地域中心は、河辺・雄和の各地域の地域中心と連携し、不足機能を補完します。

河辺・雄和の各地域における地域中心は、現在保有する生活サービス機能の維持を基本とともに、居住機能の維持・増進を図ります。なお、不足機能は南部地域や南部地域を経由した中央地域との連携により不足機能を補完します。

また地域中心は、近郊の農村集落居住者にとっても、機能集積による質の高いサービスを最も身近に享受できる生活拠点となります。

地域中心	増進型	東部地域	秋田駅東地区
		西部地域	新屋地区
		北部地域	土崎地区
	維持型	南部地域	秋田新都市地区
		河辺地域	和田地区
		雄和地域	妙法地区

○ 地域中心のイメージ



(3) 「選択と集中」や「既存ストック[※]の活用」による拠点間連携交通網の形成

①環状道路

市内の交通の円滑化と、市街地に流入する通過交通を迂回・誘導する道路網（外周部環状道路、市街地環状道路、都心環状道路）の形成を進めます。

種別	役割
外周部環状道路	■広域的な移動に関し、市街地に流入する通過交通を排除するための道路
市街地環状道路	■周辺地区間の移動に関し、都心に流入する通過交通を排除するための道路
都心環状道路	■周辺地区から都心への移動に関し、発着する交通に対処するための道路

②放射道路

環状道路へのアクセスを強化するため、放射道路の形成を進めます。

③分散導入路

交通量の分散を図るため、都心・中心市街地と地域中心、および環状道路相互を結ぶ分散導入路の形成を進めます。

④交通結節点アクセス路

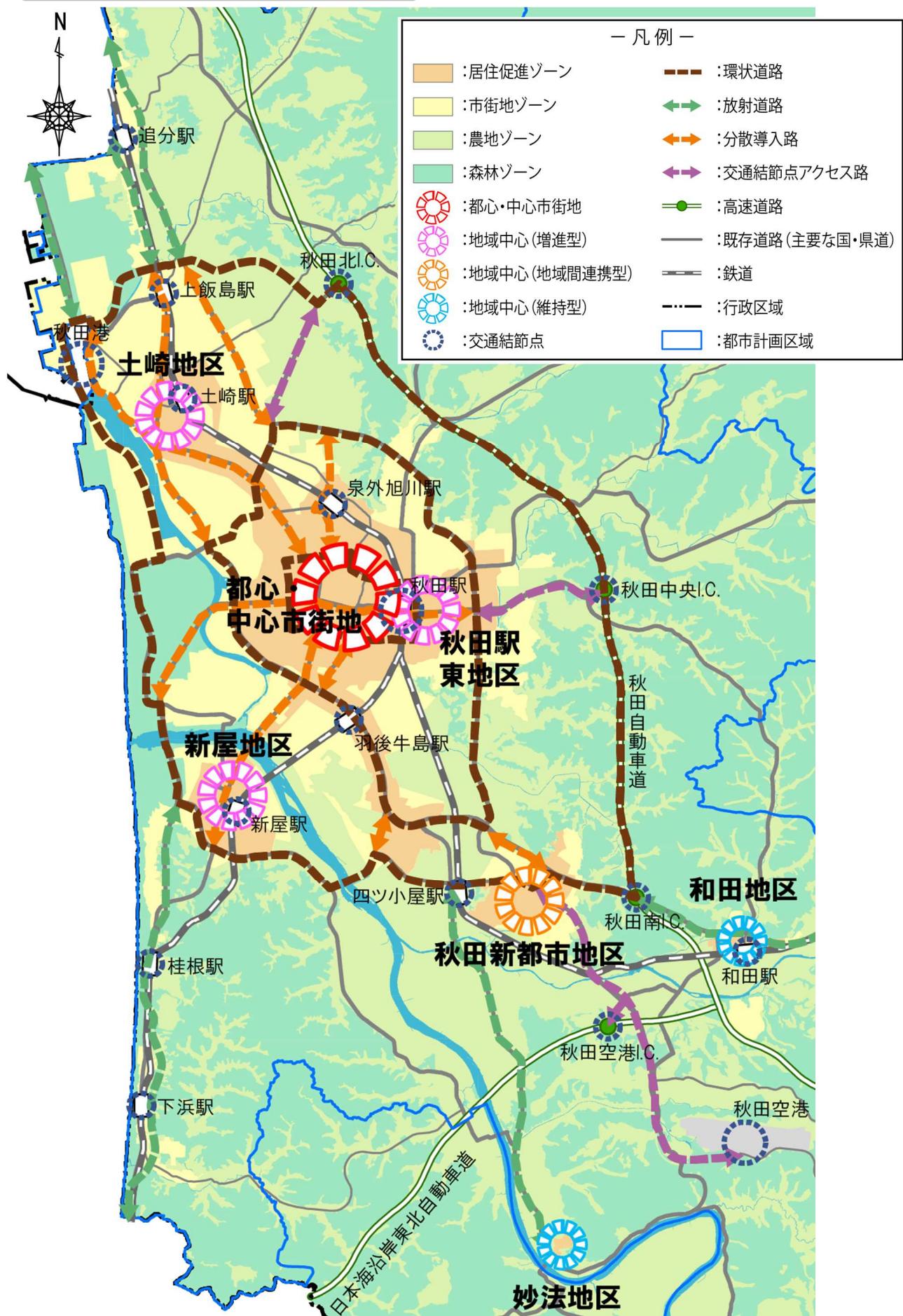
高速道路インターチェンジや秋田港、秋田空港などの広域的な交通を担う結節点へのアクセスを強化するため、交通結節点アクセス路の形成を進めます。

⑤交通結節点

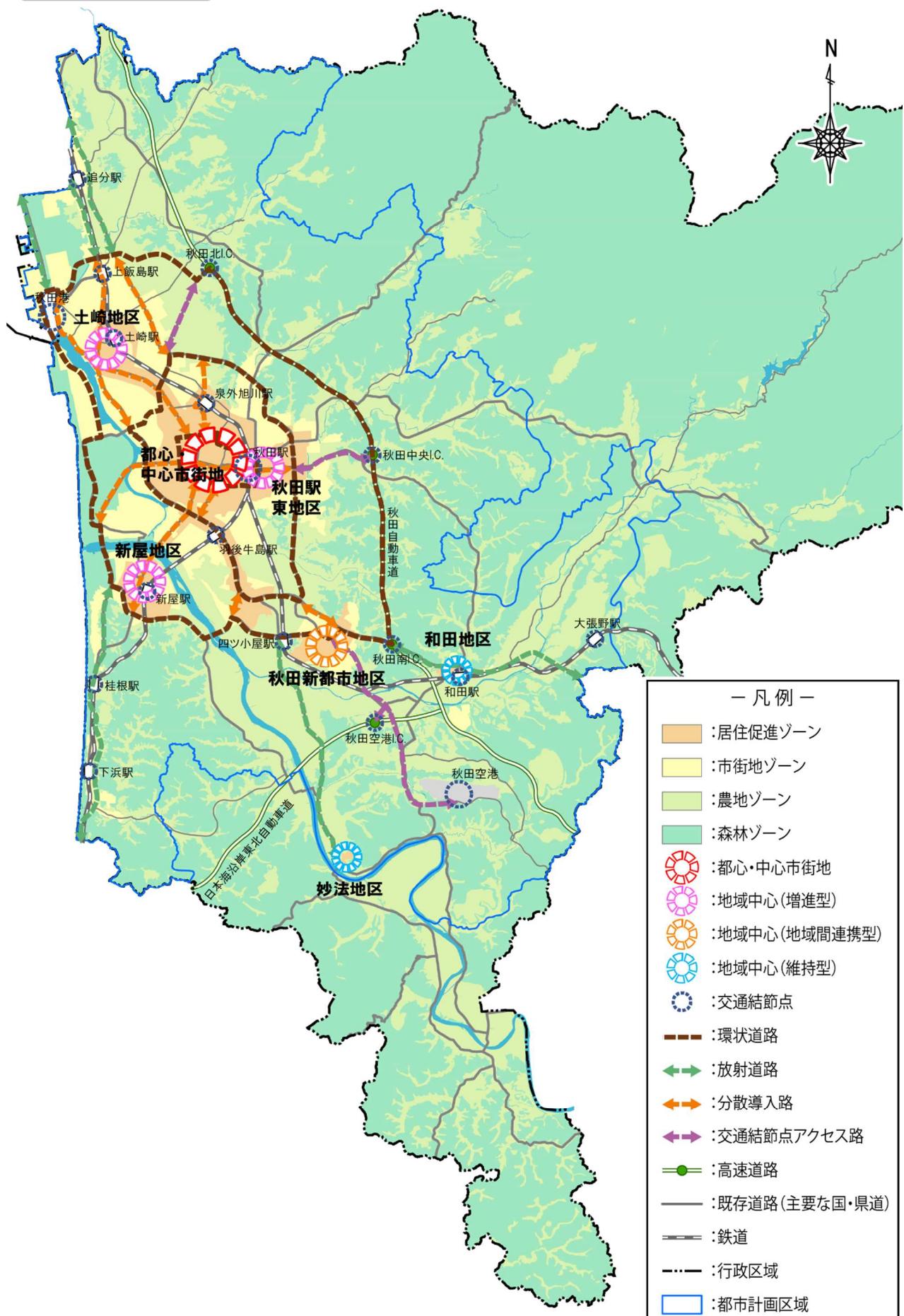
市内外からの出入口となる秋田空港、秋田港、秋田駅および各インターチェンジは、利用者が市内を切れ目なくスムーズに移動できるよう交通機能の維持・充実を図ります。

利用者が多い秋田駅以外の鉄道駅については、バリアフリー化やバスの相互利用の促進を図ります。

○ 将来都市構造図（市街化区域の拡大図）



○ 将来都市構造図



5. 目標達成に向けた取組方針

目標1 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成

①拠点性をいかした都市の魅力と活力の創出

都心・中心市街地や地域中心は、一定の生活サービス機能が既に集積しているほか、公共建築物や社会基盤施設等の既存ストック^{*}も保有しています。そのため、立地適正化計画^{*}の取組等と連携を図りながら、居住や都市機能の誘導を進めるほか、それらの機能を最大限に活用し、都市活動や日常生活に関する拠点性の向上を目指します。

さらに、都心・中心市街地においては、多様な人々にとって居心地が良く歩きたくなる環境整備を進め、「定住人口」「交流人口」「関係人口」の拡大など、様々な出会いや交流を通じた新たなアイデアや価値の創造を誘発し、都市の活力の創出を目指します。

②移動しやすい道路網や公共交通の形成

多核集約型コンパクトシティ^{*}の形成に向けて、都心・中心市街地と地域中心を有機的に結びつける骨格道路の整備等により、効果的・効率的な道路網の形成を目指します。

超高齢社会において、運転免許自主返納者など移動制約者の増加を背景に、過度なマイカー依存からの脱却が求められます。そのため公共交通網は、都心・中心市街地と地域中心を結節する重要なバス路線や鉄道を基幹交通軸とし、基幹交通軸へのアクセスは地域に適した交通手段の配置を市民・事業者・行政の協働により検討するなど運行サービスの維持・改善を図ることで、生活の質の向上に資する公共交通の形成を目指します。

③既存ストック^{*}の有効活用

人口減少・少子高齢化を背景とした財政制約の高まりにより、道路、橋りょう等の社会基盤施設の新規整備にあたっては、これまで以上に効果的・効率的に進めていく必要があり、「選択と集中」の視点が重要となります。そのため長期末着手となっている都市計画施設や市街地開発事業は、目指すべき都市構造との対応関係を再検証するなど、必要に応じた見直しを進めます。

一方、社会基盤施設等の既存ストック^{*}は、老朽化の状況や利用状況を踏まえた集約・撤去・再整備を進めつつ、既存施設や跡地についてまちづくりと連携した有効活用を進めます。

④エリアマネジメント^{*}によるまちづくりの展開

NPOやまちづくり団体等により、各種の地域課題の解決に向けた取組が増加してきています。今後の市街地形成においては、これらの取組を広げ、生活の質を高めていくことが重要となります。そのため、市民・事業者・行政等の多様な主体が協働し、縁あふれる身近な公共空間の創出、住宅や商店等のリノベーション^{*}による地域の活性化、景観の維持・形成など、エリアマネジメント^{*}によるまちづくりの展開を進めます。

目標2 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

①温室効果ガス^{*}の排出抑制に向けた多核集約型の市街地の形成

CO2などの温室効果ガス^{*}の排出を抑制するためには、その排出源の一つである自動車利用の抑制に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。そのため、拠点地域を中心とした多核集約型都市構造の形成を図りながら、それらを結ぶ環状・放射道路網や公共交通網の整備による渋滞緩和や物流の効率化、交通結節点の機能強化やサービス向上、快適な歩行環境の創出や自転車利用の促進など、一体的な交通環境の整備を目指します。

②低炭素に配慮した市街地・都市施設の整備

市街地においては、住宅・店舗等の既存ストック^{*}の活用や省エネ化、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入など環境共生型の建物づくりを促進します。都市施設については、既存施設の活用を基本としながら、積極的な省エネルギー型システムの導入や再生可能エネルギーの活用を促進するなど、環境負荷の低減に寄与する適正な整備を目指します。

③都市の緑の保全・創出

市街地を取り巻く豊かな自然環境や、市街地における緑地は、CO2の吸収源としての機能のほか、良好な生活環境の形成や、生物多様性の保全などの役割を担っています。そのため、分散的開発の抑制による緑の保全や、公園・緑地・街路樹等の身近な緑の適正な整備・管理、住宅地等における緑化促進など、総合的な取組により、緑の保全・創出を目指します。

目標3 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成

①都市と農村の共生

本市は、快適な市民生活を支える都市機能と、農地、森林など農林業・農村が有する多面的機能が隣接・近接しているという特性を有しています。そのため、計画的な土地利用により両機能を保全しつつ、都市部と農村部の連携促進に取り組むなど、地域特性をいかしたまちづくりの展開を目指します。

②自然環境・田園環境の保全・育成

本市の森林・河川・海岸等の自然環境および農地や集落で構成される田園環境は、うるおいのある生活環境の創出、防災性の向上、生物多様性の確保、農業生産による食文化の保全など、多様な機能を有しています。また、レクリエーション活動等を通じた地域交流・世代間交流の場も担っています。そのため、自然環境・田園環境を市民生活における貴重な資源とし、引き続き保全・育成を進めます。

③地域の魅力をいかした景観の形成・育成

本市は、豊かな自然環境および田園環境、商業・業務ビルや共同住宅等の大規模建築物等が並ぶ中心市街地※、御所野ニュータウン等の緑豊かな住宅地、歴史的建築物や湧水のある新屋表町通りなど、地域固有の歴史・文化によって形づくられた多様な景観要素を有しています。そのため、地域ごとの歴史・文化や風土、伝統等の魅力をいかした都市環境を目指し、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づける景観の形成・育成を目指します。

目標4 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

①災害に強く・しなやかなまちづくり

近年、水害や土砂災害等の自然災害は多発化しており、従来のハードによる対策だけでなく、国が進める「防災意識社会※」の再構築を図るなど、ハード・ソフトの両面から、総合的な防災・減災対策が求められています。災害の発生防止および被害の軽減に向け、災害の発生が懸念される地域で必要な整備を促進するとともに、ハザードマップ※や避難計画を周知・活用することで、防災・減災対策を進めます。

②空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用

本市の人口は今後も減少が継続していくと予想され、土地や建物の利用・管理を行う担い手が減少するとともに、利用ニーズや開発圧力の低下による空き地・空き家等低未利用土地の発生・増加が懸念されます。また、都市防災の観点からも、低未利用土地の適切な管理や有効活用が重要となっています。そのため低未利用土地は、生活利便性や治安・景観の悪化等の防止、または改善に向け、適切な管理を促進するほか、公共空間やコミュニティ施設等への活用に係る取組の展開を進めます。

③人口減少・超高齢化に対応した暮らしの安全・快適性の確保

本市は人口減少や高齢化が進み、超高齢社会がもたらす「経済の縮小」や「まちづくりの担い手の減少」などの問題に直面しています。一方で、健康寿命の延伸により元気な高齢者が増加しており、社会を支える担い手として活躍することが期待されています。「人生100年時代」を見据え、元気な高齢者が生きがいや豊かさを実感しながら生活ができる環境を創出するため、都市施設等のバリアフリー化の推進、都心・中心市街地や6つの地域中心およびその周辺市街地への居住誘導を進めます。

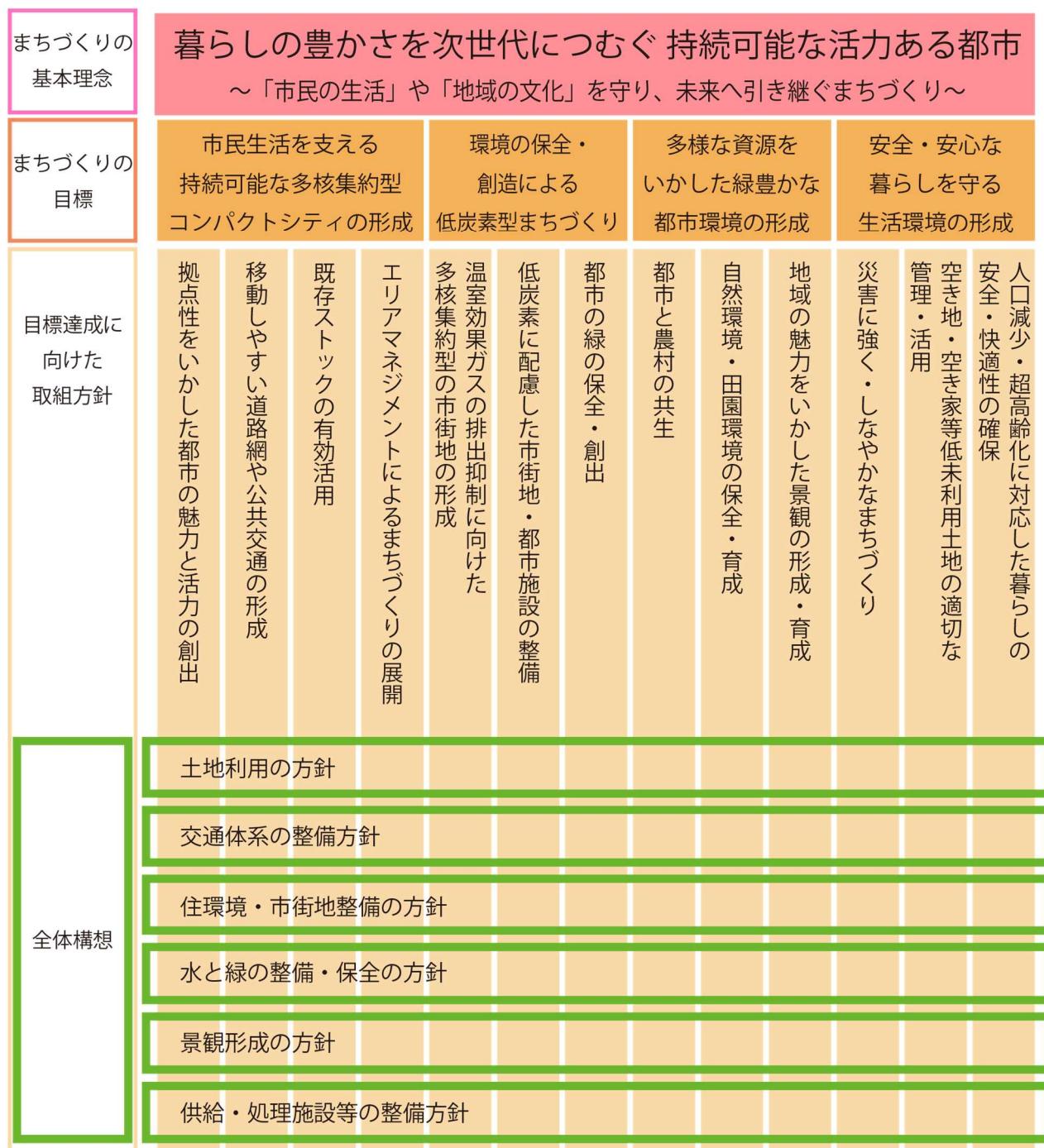
また、高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられるよう、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組の展開や、高齢者の暮らしを支える環境づくりを進めます。

第2章 全体構想

全体構想とは、本市の将来都市像の実現に向け、目標達成に向けた取組方針に対し、まちづくりにおける分野ごとに方針を示すものです。

分野は、「土地利用」「交通体系の整備」「住環境・市街地整備」「水と緑の整備・保全」「景観形成」「供給・処理施設等の整備」の各方針で構成します。

○ 全体構想の体系



1. 土地利用の方針

(1) 適切な土地利用の規制・誘導

■ 都市計画区域※内における土地利用の規制・誘導

〔市街化区域※〕

- 多核集約型コンパクトシティ※の実現に向け、用途制限等に基づく土地利用の規制・誘導を基本としながら、都市機能・居住の各誘導区域における居住や都市機能の誘導を進めます。
- 住宅、店舗、工場等の土地利用が混在し、居住環境や操業環境への支障が予想される地区や低未利用土地の利活用が必要な地区では、用途地域※の見直しや地区計画※制度の活用など、必要に応じて対応を検討します。

〔市街化調整区域※〕

- 良好的な農業環境および自然環境の保全と都市の拡大防止を図るため、原則として開発を抑制します。
- 既存集落の維持・活性化や企業誘致等の本市の産業振興に資する計画的な開発は、都心・中心市街地および地域中心への影響や市街化の促進など周辺環境への影響等を勘案し、許容するものとします。

■ 都市計画区域※外における土地利用の規制・誘導

- 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分※の各地域指定に基づいた土地利用コントロールを行うため、各地域を所管する関係各課の間で協議・調整し、農地や森林等の良好な自然環境が有する多様な機能を保全します。

(2) 市街化区域※内への開発需要の誘導

- 市街化区域※のうち、立地適正化計画※により位置づけた都市機能・居住の各誘導区域では、居住や都市機能の誘導を進める観点から、各種の誘導施策と連携した用途地域※等の土地利用制度の変更・導入など、必要に応じて対応を検討します。
- 市街化区域※で、時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 市街化区域※外縁部における低未利用土地のうち、将来的な利活用の見込みが立たない地区を対象とし、市街化調整区域※への逆線引き※の検討を行い、既存市街地の高密度な利用を促進します。

(3) 自然環境の保全・管理

■ 農林業の振興と連携した自然環境の保全・管理

- 良好な自然環境の保全・管理・活用に向け、農林業の振興との連携を図りつつ、水資源のかん養に資する適切な間伐や生物多様性に配慮した農林業生産活動を進めるなど、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 耕作放棄地の発生を抑制するため、集落の話し合いによる担い手への集積や、ほ場整備事業による生産基盤の改良等により農地保全を促進するとともに、管理の行き届かない森林については、関係法令に基づき市が適切に管理を進めます。

■ 自然景観に配慮した土地利用の誘導

- 農地や樹林地などの良好な自然環境が、周辺と一体となって良好な景観を形成している地域では、景観計画や関係条例に基づく誘導のほか、緑地協定※等の地域特性に応じたルールの活用により、景観づくりに配慮した適切な土地利用の誘導を進めます。
- 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づく届出制度等により、土地取引の動向を把握します。

(4) 安全・安心を支える土地利用の規制・誘導

■ 自然災害リスク等を踏まえた土地利用の規制・誘導

- 洪水による浸水や土砂災害など自然災害のおそれがある地域は、周辺の自然環境に配慮しながらハード・ソフトの両面から必要な防災・減災に向けた取組を実施します。
- 国や県との調整のもと、自然災害リスクや災害対策の状況等を考慮し、居住誘導区域※の見直しや、市街化調整区域※の洪水ハザードエリア※等における開発許可の厳格化など、必要に応じて対応を検討します。
- 居住誘導区域※の見直しについては、浸水想定区域における一定の浸水深以上の区域や、家屋の倒壊・流出のおそれがある区域とともに、土砂災害警戒区域の除外を検討します。
- 市街化調整区域※の洪水ハザードエリア※等における開発許可の厳格化については、都市計画法第34条第11号※および第12号※の規定に基づく区域から、災害レッドゾーン※を除外するとともに、浸水想定区域における一定の浸水深以上の区域や、家屋の倒壊・流出のおそれがある区域、土砂災害警戒区域の除外を検討します。

■ 防災機能の向上に資する避難路等の整備

- 狹い道路が複雑に配置されている市街地や集落では、土地区画整理事業や道路改良等により、緊急車両の通行を妨げる狭あい道路※の解消を図ります。

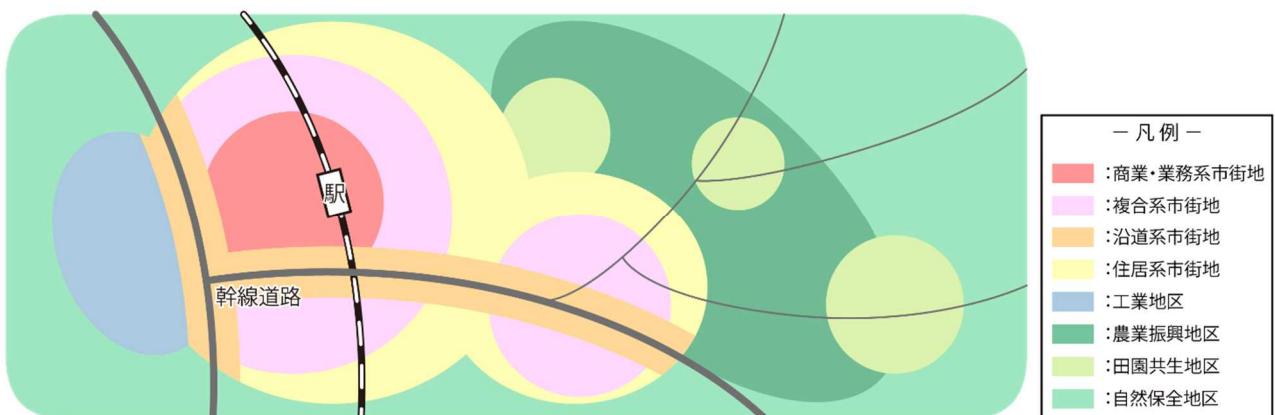
(5) 多核集約型都市構造の実現に向けた土地利用別方針

- 多核集約型コンパクトシティ※の実現に向けて、将来都市構造で設定したゾーニングを踏まえ、市域を8つの土地利用に細区分し、それぞれの土地利用方針と整備・誘導施策を設定します。
- 用途地域※など地域地区の適正な指定および見直しにあたっては、この土地利用方針を基本とします。

○ 将来都市構造のゾーン区分と土地利用区分の関係

将来都市像 (ゾーニング)	土地利用の区分	
居住促進ゾーン ・ 市街地ゾーン	商業・業務系 市街地	■ 県都の“顔”となる秋田駅周辺の中心市街地および山王地区に位置し、市民生活の中心拠点や県全体の発展を牽引する役割を担うエリア
	複合系市街地	■ 地域中心や利用者の多い鉄道駅周辺等に位置し、住宅や商業・業務、工業機能など、多様な土地利用が複合的に展開されているエリア
	沿道系市街地	■ 骨格を成す幹線道路の沿道等に位置し、市民や来訪者のサービス機能を一部補完する利便性の高い沿道型のエリア
	住居系市街地	■ 主に低層住宅地で構成されているエリア
市街地ゾーン	工業地区	■ 秋田運河両岸、秋田港周辺など、工業系の土地利用が展開されているエリア
農地ゾーン	農業振興地区	■ 郊外部に広がる優良な農地で構成されているエリア
	田園共生地区	■ 郊外部の田園地帯や山間部に点在する既存集落を中心としたエリア
森林ゾーン	自然保全地区	■ 森林地帯や松林地帯、河川・水路で構成されているエリア

○ 区別土地利用の配置のイメージ



① 商業・業務系市街地

- 商業・業務系市街地は、県都の“顔”となる秋田駅周辺の中心市街地※および市役所や国・県の官公庁施設が集中して立地する山王地区で、市民生活の中心拠点としての機能だけでなく、秋田県の経済活動を支え、県全体の発展を牽引する役割を担うエリアです。
- 商業・業務系市街地では、県の中心拠点として既存の高次都市機能や商業・業務機能のさらなる充実化を目指し、都市機能や居住の誘導を進めるほか、土地の高度利用等を進めます。

② 複合系市街地

- 複合系市街地は、地域中心や利用者の多い鉄道駅の周辺等に位置する市街地で、住宅や商業・業務機能、工業機能など、多様な土地利用が複合的に展開されているエリアです。
- 複合系市街地では、多くの市民が居住する生活利便性の高い地区として、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全します。
- 複合系市街地のうち、都市機能・居住の各誘導区域においては、拠点性の向上を図るため、都市機能や居住の誘導を進めます。
- 土地利用の混在により、良好な生活環境が阻害されている地区や低未利用土地の利活用が必要な地区では、周辺環境と調和した適切な土地利用誘導に向けて、用途地域※の見直しや地区計画※制度の活用などによる環境整備を進めます。

③ 沿道系市街地

- 沿道系市街地は、本市の骨格を成す幹線道路の沿道地域において、市民や来訪者のサービス機能を一部補完する観点から、商業・業務機能の適切な誘導とともに、利便性の高い沿道型居住地としての整備を進めるエリアです。
- 沿道系市街地では、必要に応じて立地規模に関わる規制の導入等について検討を進めるなど、後背に広がる住宅地への影響および中心市街地※や地域中心など周辺の拠点地域との機能・役割分担に十分配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。
- 沿道系市街地のうち、居住誘導区域※においては、公共交通により生活サービス施設を容易に利用できる地区として、居住の誘導を進めます。

④ 住居系市街地

- 住居系市街地は、主に低層住宅地で構成されているエリアです。
- 住居系市街地では、多くの市民が居住する場として、良好な住環境の維持・形成を図るとともに、適切な土地利用の規制・誘導によりその環境を保全します。
- 住居系市街地のうち、居住誘導区域※においては、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図り、居住の誘導を進めます。
- 住居系市街地のうち、居住誘導区域※外においては、低未利用土地の活用等により住環境を保全し、緑豊かなゆとりのある居住環境の形成を進めます。

⑤ 工業地区

- 工業地区は、秋田運河両岸、秋田港周辺など、工業系の土地利用が展開され、本市の産業活動を支えるだけでなく、市民の就業の場としての役割を担うエリアです。
- 工業地区では、多くの未分譲地が残されていることから、陸海空の交通拠点という本市の特性をいかし、引き続き、関係部局との連携を図りながら、積極的な企業誘致や空き地等の利活用を推進します。
- 秋田港は、国内外の円滑な物流を強化する戦略的物流拠点として、さらには県民および国内外観光客に憩いの場を提供する交流促進拠点・親水拠点として、物流機能の充実化やにぎわい空間の創出を推進します。
- 幹線道路の沿道で、沿道系市街地や複合系市街地に近接する工業地区は、用途地域※の見直しや地区計画※制度の活用などにより、交通条件をいかした施設の立地を促進し、周辺地域と調和のとれた産業エリアとして整備を推進します。

⑥ 田園共生地区

- 田園共生地区は、郊外部の田園地帯や山間部に点在する既存集落を中心としたエリアです。
- 田園共生地区では、市街地や集落と隣接・近接した自然環境を保全するため、原則として無秩序な市街化を抑制します。
- 集落部では、生活環境の改善と利便性の向上を図るとともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用を促進します。また、本市ならではの良好な田園景観の保全に向け、周辺の優良農地や森林環境と調和した環境整備を図るとともに、グリーンツーリズム※等による都市部との交流・連携方策についても検討し、地域コミュニティの維持・活性化を進めます。

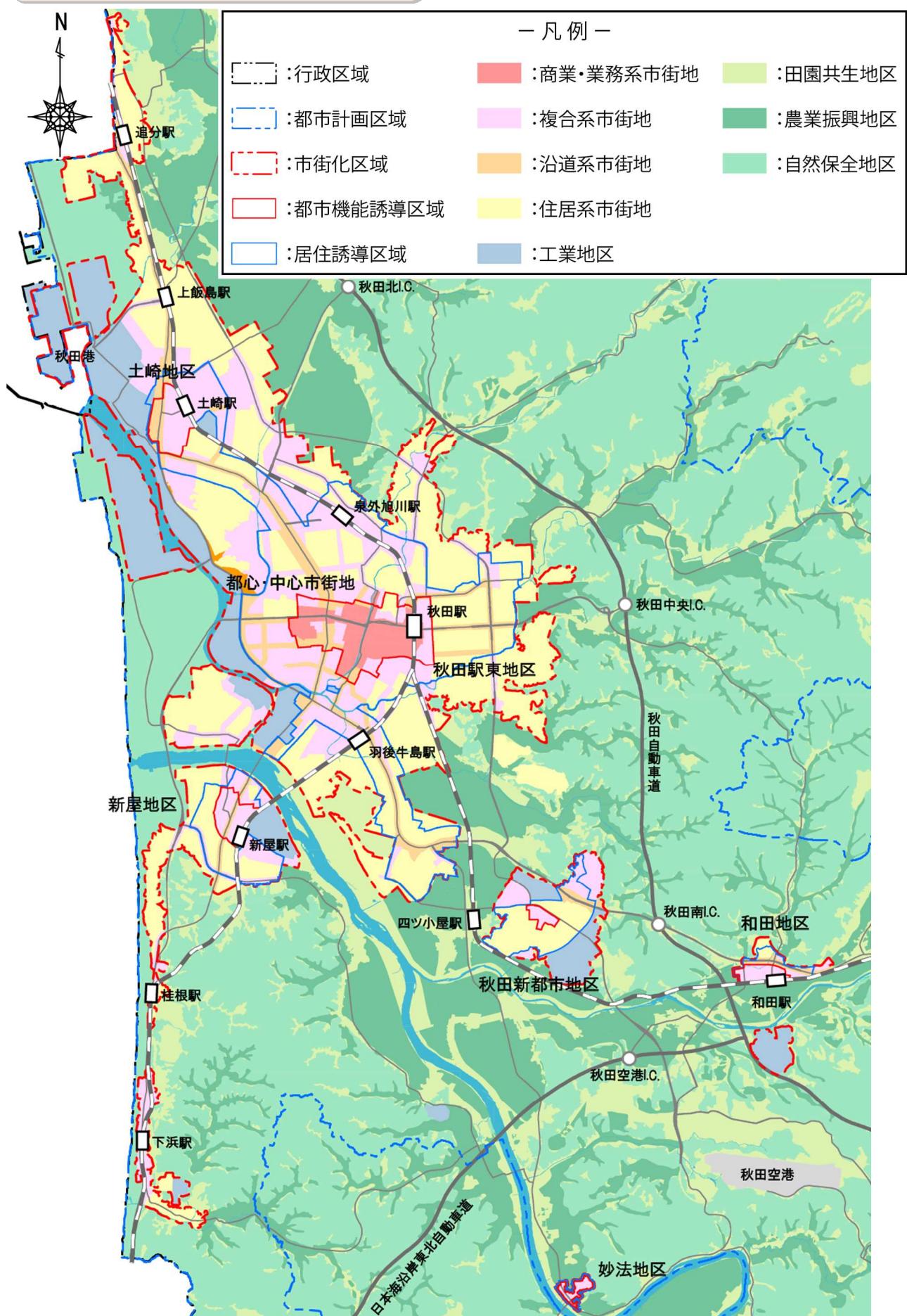
⑦ 農業振興地区

- 農業振興地区は、郊外部に広がる優良な農地によって構成されたエリアです。
- 農業振興地区では、本市の農業生産の中心地として、優良農地の積極的な利用・管理による維持・保全を図るとともに、生産性の向上に資する基盤整備を進めながら、安定した営農環境を形成します。

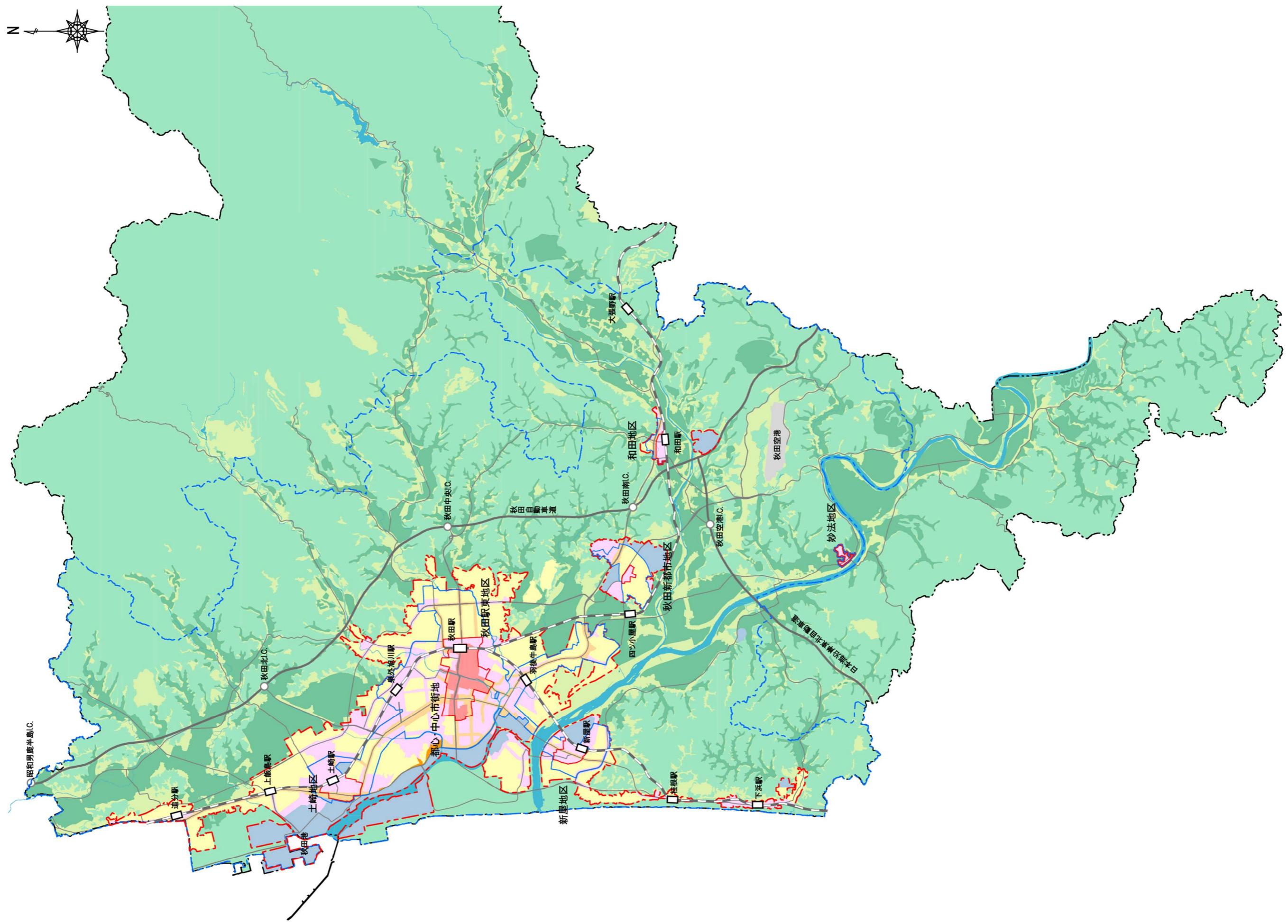
⑧ 自然保全地区

- 自然保全地区は、太平山に代表される東部山岳地帯や市南部の高尾山周辺の森林地帯、西部の松林地帯や雄物川をはじめとする多数の河川・水路によって構成された、貴重な自然資源を有するエリアです。
- 自然保全地区では、森林地帯における保水・治山機能、市民や来訪者の憩いの場となる観光・レクリエーション機能、生物多様性の保全など、多面的な機能を保全します。また、市民・事業者・行政など、多様な主体の参画・連携による森林の適切な保全・管理を推進するとともに、土砂崩壊や浸水など、自然災害による被害の防止・軽減に向けた環境整備を進めます。

○ 土地利用の方針図(市街化区域の拡大図)



○ 土地利用の方針図



2. 交通体系の整備方針

(1) まちづくりと連携した交通体系の構築

- 道路網や公共交通網の形成にあたっては、多核集約型コンパクトシティ^{*}の実現を前提に、土地利用計画等のまちづくりと連携しながら、各種の施策を進めます。
- 道路網の形成にあたっては、選択と集中による効果的な投資や既存ストック^{*}の有効活用を進め、計画的な道路整備や維持・修繕等を実施します。
- 公共交通網の形成にあたっては、マイカーに依存した交通体系が継続していくと予想される一方で、高齢者を中心に公共交通需要が高まっていくことが考えられることから、公共交通サービスの維持・増進を図るとともに、地域住民や事業者等の多様な主体との協働により、地域における輸送資源を十分に活用しながら、効果的かつ効率的な施策の実施に努めます。

(2) 拠点間をつなぐ効果的・効率的な道路網の整備

■ 3環状放射型道路網の形成

- 将来的な自動車交通量の減少を考慮しながら、市外、交通拠点および「都心・中心市街地」と「地域中心」を相互に連結した3環状道路とこれらを結ぶ分散導入路による骨格道路網を形成し、市街地から通過交通を排除することで、歩行者・自転車の安全性の確保とバスの走行性、流通の定時性等の向上を図ります。
- 「外周部環状道路」「市街地環状道路」「都心環状道路」の3環状道路は、市内の交通の円滑化や市街地に流入する通過交通を迂回・誘導する道路として、それぞれの位置や役割を踏まえ、未整備区間の整備等を進めます。
- なお、外周部環状道路の未整備区間（割山向浜線～秋田港北線）は、長期的な整備路線になることが想定されることから、環状道路機能を確保するため、短期・中期的な対応として、市街地環状道路や分散導入路の役割を持つ御所野追分線および下浜八橋線の一部区間を外周部環状道路とし、機能向上を図ります。

外 周 部	位置	■ 市街地の外周部を循環
	役割	■ 広域的な移動に関し、市街地に流入する通過交通の排除
	対象道路	■ 大浜上新城線 ■ 外旭川上新城線 ■ 秋田外環状道路 ■ 御所野追分線 ■ 新都市大通線 ■ 横山御所野線 ■ 南部中央線 ■ 豊岩仁井田線 ■ 新屋豊岩線 ■ 下浜八橋線 ■ 割山向浜線 ■ 秋田港北線
市 街 地	位置	■ 中央および東部地域の居住誘導区域の外周部を循環
	役割	■ 周辺地区間の移動に関し、都心に流入する通過交通の排除
	対象道路	■ 横山金足線 ■ 御所野追分線 ■ 臨海秋操線 ■ 外旭川新川線
都 心	位置	■ 秋田駅周辺の都市機能誘導区域の外周部を循環
	役割	■ 周辺地区から都心への移動に関し、発着する交通に対処
	対象道路	■ 臨海新川向線 ■ 秋田環状線 ■ 千秋広面線 ■ 明田外旭川線 ■ 川尻広面線 ■ 川尻総社線

- 放射道路は、外周部環状道路と連絡し、環状道路へのアクセスを強化する道路として、未整備区間の整備等を進めます。

対象道路	■秋田港北線 ■秋田空港線	■御所野追分線 ■下浜八橋線	■横山金足線	■神内和田線
-------------	------------------	-------------------	--------	--------

- 分散導入路は、環状道路と連絡し、交通量の分散を図る道路として、未整備区間の整備等を進めます。

対象道路	■秋田港北線 ■新屋土崎線 ■秋田駅八橋線 ■豊岩仁井田線	■御所野追分線 ■泉外旭川線 ■秋田中央道路	■横山金足線 ■鉄砲町菅野線 ■秋田駅東中央線	■土崎環状線 ■下浜八橋線 ■中通牛島線
-------------	----------------------------------------	------------------------------	-------------------------------	----------------------------

- 交通結節点アクセス路は、高速道路インターチェンジや秋田港、秋田空港などの広域的な交通を担う結節点と連絡し、アクセスを強化する道路として、その機能を維持します。

対象道路	■外旭川上新城線	■秋田駅東中央線	■横山御所野線
-------------	----------	----------	---------

■ その他の都市計画道路の整備

- 未整備となっている都市計画道路は、将来的な自動車交通量の減少を考慮しながら、整備にあたっての必要性や費用対効果を十分精査しつつ、計画的な整備を進めます。
- 都市計画道路のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている区間を有する路線は、多核集約型コンパクトシティ^{*}の実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。
- 都市計画道路の見直しは、機能を代替する道路の有無や、都市計画決定時からの土地利用状況・計画の変化、物理的・地形的制約等からの実現性、事業実施による地域資源喪失のおそれの有無などを基本に検討します。

■ 既存道路の管理・活用

- 既存道路は、計画的な点検、維持管理により、ライフサイクルコストを低減し、移動機能、沿道出入機能等の道路の担う役割を考慮しながら、道路環境の向上と機能保全を図ります。
- 橋りょうやトンネル等の道路構造物のうち、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態のものについては、道路の利用状況等を踏まえ、「修繕」「更新」「集約・撤去」の措置方針を検討し、適切な対策を講じます。

■ 渋滞を緩和する道路整備

- 渋滞ポイントとなっている箇所の解消に向け、道路整備を進めます。

(3) 広域連携機能の充実

■ 高速道路網の充実

- ネットワークの代替性確保、産業振興や観光振興を図るため、秋田自動車道の4車線化を促進します。
- 交流人口の拡大、物流の効率化に寄与する高速道路のネットワーク化を図るため、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を促進します。

■ 港湾環境の充実

- 市内、県内陸部、北東北三県へと、人・物の流れを強化するとともに、アジア圏との交易拡大による経済基盤の確立により豊かな地域づくりを目指すため、秋田港の整備・活用を進めます。
- 秋田港周辺の交通渋滞の緩和や貨物輸送の効率化等を図るため、都市計画道路大浜上新城線の整備を促進します。

■ 空港環境の充実

- 交流人口の拡大、経済の活性化を図るため、路線の充実とともに、高速道路によるアクセス性を維持し、秋田空港の有効な活用に努めます。

(4) 安全で利用しやすい道路づくり

■ 命を支える道路網の充実

- 高次医療施設等へのアクセス道路や、発災時の物資供給等の応急活動に資する緊急輸送道路ネットワークの整備を進めます。

■ 歩行者・自転車利用環境の整備

- 超高齢社会に対応するため、歩行者が多い都心・中心市街地や地域中心の鉄道駅周辺を中心として、安全で快適な歩行環境づくりを進めます。
- 自転車の利用環境の改善や自転車利用の促進に関する広報啓発に取り組み、自転車が安全・安心かつ快適に走行できる環境づくりを進めます。
- 無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性の確保を推進します。

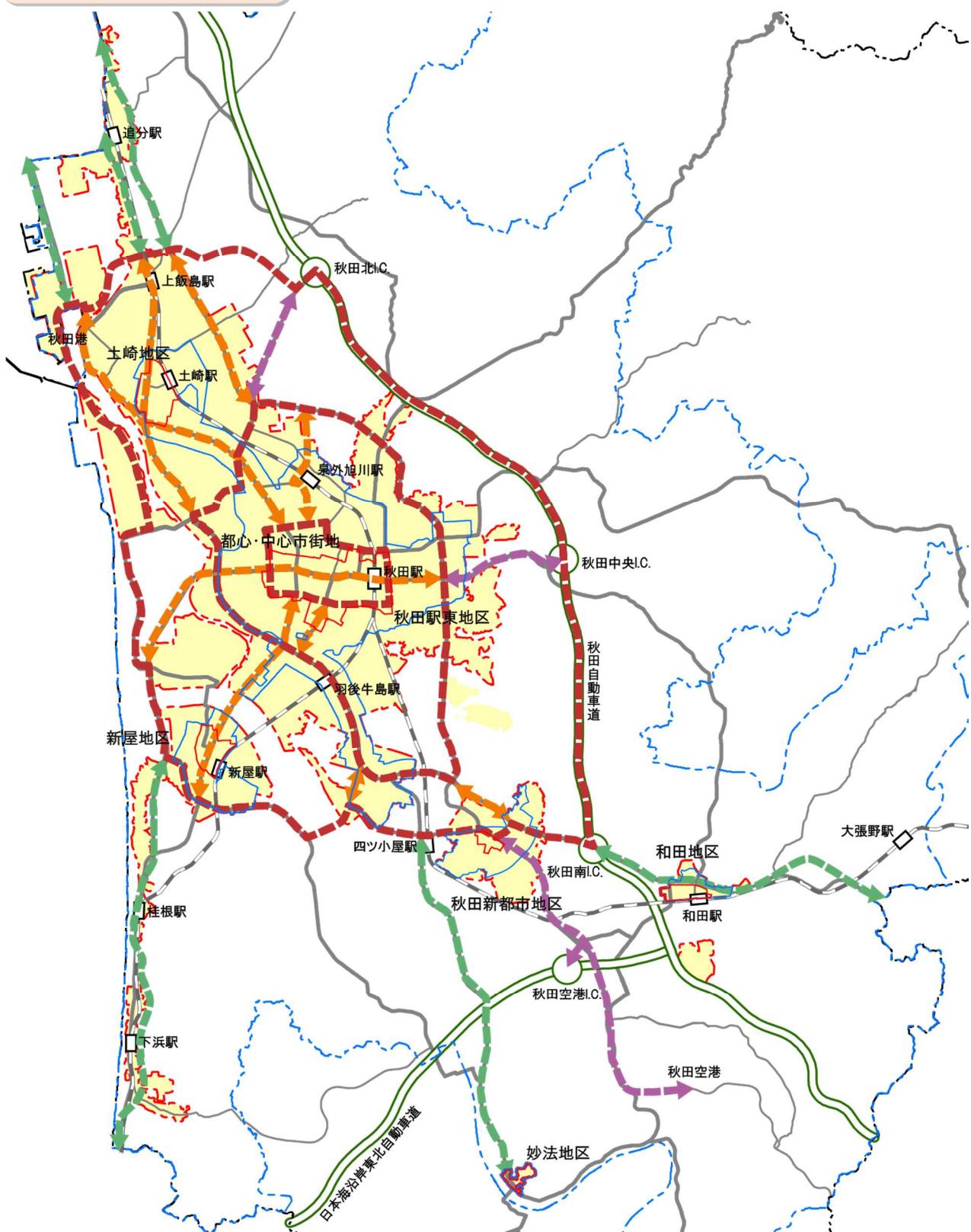
■ バリアフリー化および交通安全対策

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画を策定し、利用者の多い鉄道駅を中心とする地区等において、面的・一体的なバリアフリー化により、高齢者や障がい者等の公共交通を利用した移動の安全性や利便性の向上を図ります。
- 生活道路における交差点の改良、小・中学校や保育所、幼稚園、福祉施設へのアクセス路等の主要道路での歩行空間の確保を行い、交通安全対策の充実を図ります。

■ 冬期の安全性の確保

- 冬期の積雪・凍結による交通への影響の低減や暴風雪および豪雪への対策として、雪害対策施設の整備を進めるとともに、秋田駅周辺等における消融雪機能を備えた歩道のネットワーク化を進めます。また、行政と市民、事業者の連携により除排雪の効率化を図ります。

道路整備の基本方針図



—凡例—

--- : 環状道路	○ : 高速道路	■ : 市街地ゾーン	□ : 市街化区域
→ : 放射道路	— : 既存道路(主要な国・県道)	□ : 行政区域	■ : 都市機能誘導区域
← : 分散導入路	— : 鉄道	□ : 都市計画区域	□ : 居住誘導区域
↔ : 交通結節点アクセス路			

(5) 環境に配慮した交通環境の整備

■ 移動しやすい環境づくり

- 泉外旭川駅は、鉄道・バスによる公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、生活利便性の向上や周辺施設へのアクセス機能の強化などを図ります。
- 中心市街地^{*}への来訪者向けの移動手段として、中心市街地循環バス（愛称：ぐるる）を継続運行するほか、自転車の利用環境の向上を図ります。
- 「都心・中心市街地」と「地域中心」を連携する基幹的な公共交通の利便性を向上し、利用促進を図るとともに、鉄道駅周辺やバス路線沿線への都市機能や居住の誘導を進めます。
- 渋滞緩和や公共交通の利用促進等に向け、ノーマイカーデー等のモビリティ・マネジメント^{*}に取り組むなど、市民等への広報啓発を推進します。

(6) 将来にわたり持続可能な公共交通の実現

■ 過度にマイカーに依存しない交通体系の再構築

- マイカーだけに頼らずに生活できる交通環境の実現に向け、高齢者や高校生等の自動車以外の移動手段を必要とする市民が、公共交通や地域の支援等によって移動が可能な交通体系への再構築を目指します。
- 自動運転技術やMaaS^{*}等の新たな交通システムは、技術革新や国の動向等を注視しながら本市での適用性や効果を精査し、導入の可能性を検討します。

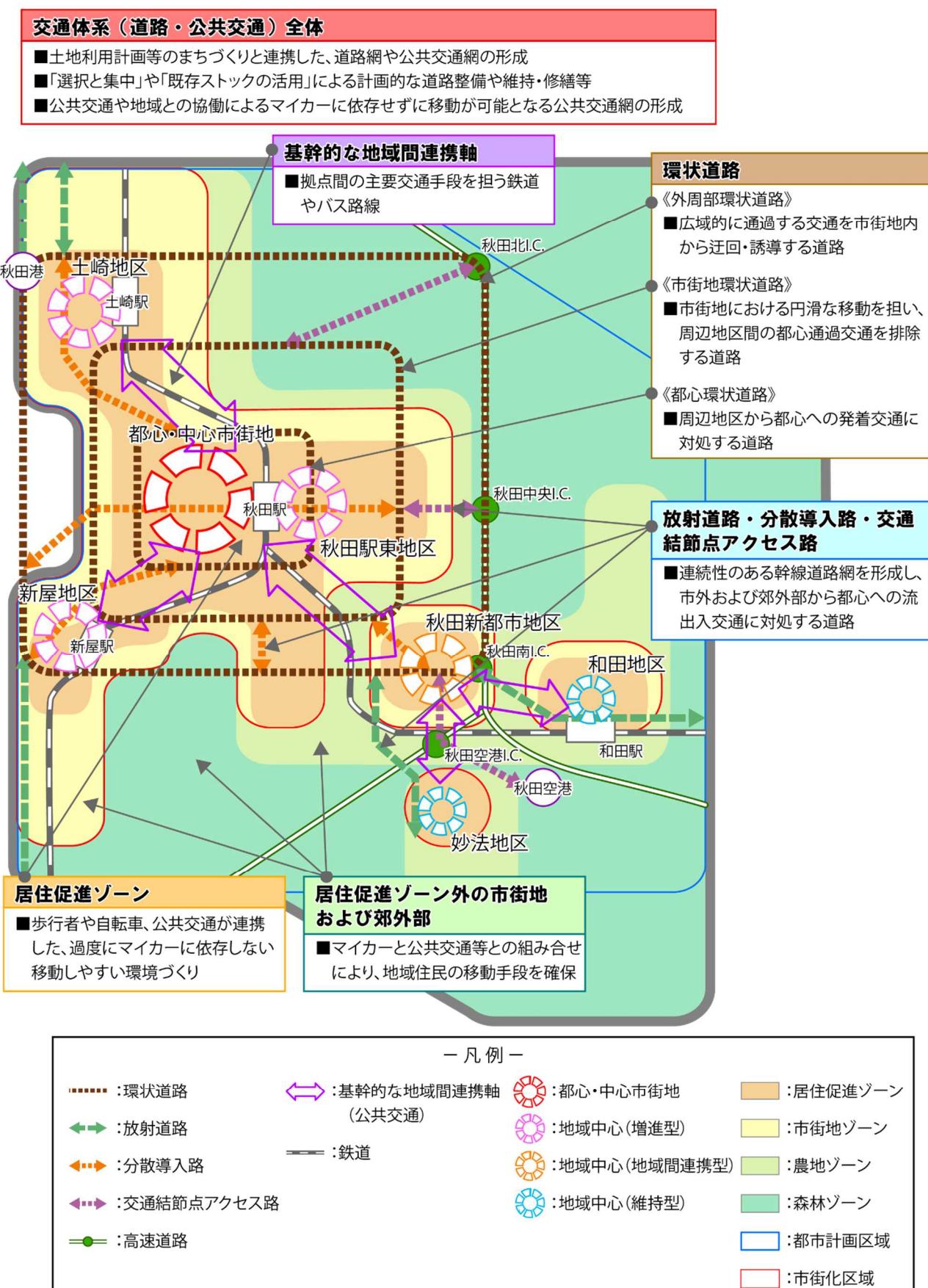
■ 基幹的な公共交通を担う鉄道や路線バス等の維持・充実

- 「都心・中心市街地」と「地域中心」を連携する鉄道や路線バス等は、基幹的な公共交通として、利便性の向上を図り、利用促進します。
- 鉄道は、鉄道駅の交通結節点機能の強化を図るとともに、利用状況に応じた運行本数を確保するなど、定時性の高い移動手段として充実化を進めます。
- 路線バスやマイタウン・バス^{*}は、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 乗継の負担を軽減するため、待合スペースの充実化、運行情報の提供など、乗継環境の改善に向けた取組を進めます。

■ 地域内における生活交通の確保

- 基幹的な公共交通を担う鉄道や路線バス等にアクセスするための地域内交通は、路線バスに限らず、地域住民や事業者等の多様な主体との協働により、地域の実情や需要に応じた移動手段の導入を検討します。

○ 将来交通体系のイメージ図



3. 住環境・市街地整備の方針

(1) 多核集約型都市構造の実現に向けた街なか居住の促進

■ 基点地域を中心とした都市機能や居住機能の誘導促進

- 都心・中心市街地や地域中心およびその周辺市街地では、都市機能や居住機能の維持・増進を図るため、財政的な優遇措置等の展開や、老朽建築物の建て替えおよび複合化・共同化、空き店舗等のリフォーム・リノベーション※等により都市機能の誘導や住み替えを促進・支援するなど、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策を推進します。

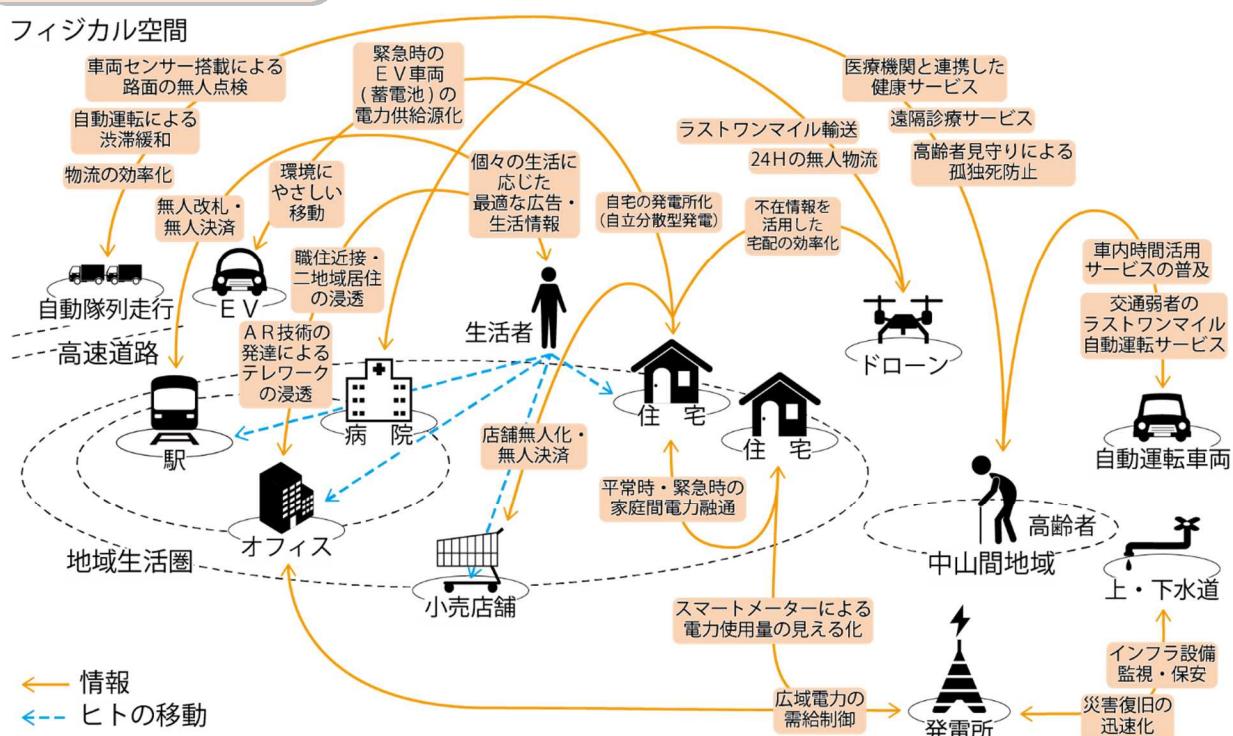
■ 市民や事業者、NPO、行政等の多様な主体の協働による地域の価値の向上

- 各種の地域課題の解決に向け、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、良好な街並みや景観の形成、にぎわい形成や集客力の向上、資産価値の維持・増大等に関する取組を行うエリアマネジメント※を進めるため、団体の設立や活動を支援します。
- 地区計画※制度や建築協定※等のまちづくりルールの積極的な活用を促進し、市民との協働による、地域特性に応じた良好な環境形成を進めます。

■ 官民連携による新技術の活用

- 市民生活の質を高め、多核集約型コンパクトシティ※の実現に向けた取組にも寄与するICT※は、技術革新やデジタルトランスフォーメーション※の進展、国の動向等を注視しながら本市での適用性や効果を精査し、導入の可能性を検討します。

○ ICTの活用イメージ

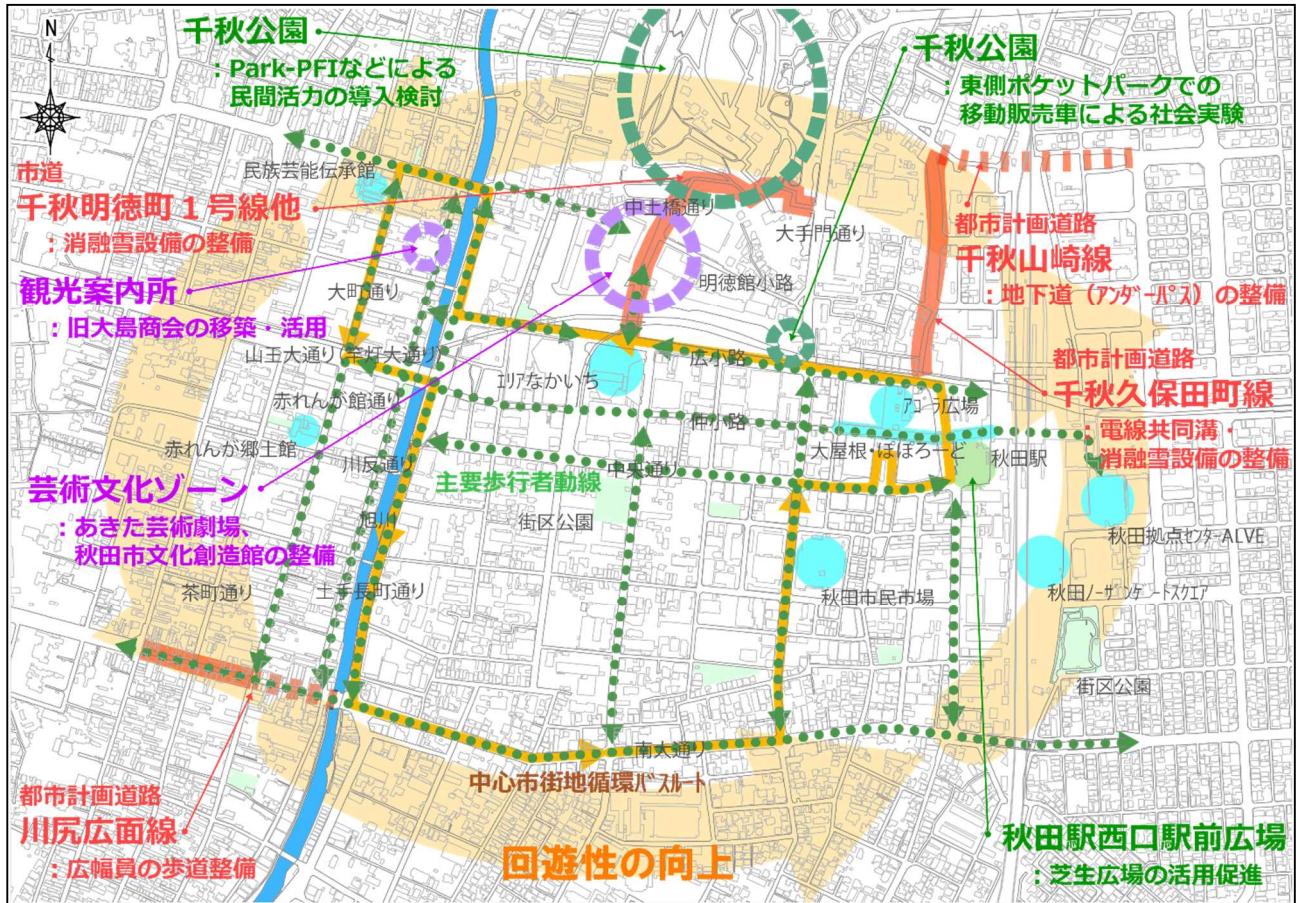


注:スマートシティの実現に向けて【中間とりまとめ】(平成30年8月、国土交通省都市局)をもとに作成

(2) 居心地が良く歩きたくなる環境整備

- 主に、都心・中心市街地では、人々が集い・憩い、新たな出会いや交流を通じた多様な活動を促進するため、官民が連携し、道路、公園、広場、民間空地、沿道建築物等の機能をいかした面的な活用を進め、人々が集い・憩い、新たな出会いや交流を通じた多様な活動を促進します。

○ 都心・中心市街地における回遊性向上のイメージ



(3) 質の高い住環境の形成

■ 多様なライフスタイルに対応した適正な住宅供給

- 市民のライフスタイルの多様化にも配慮しながら、長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に資する、中古住宅の流通やリフォーム・リノベーション^{*}を促進します。
- 子育てや高齢者世帯が安心して暮らせる環境の創出に資する、同居または近居を促進します。
- セーフティネット^{*}の確保に向け、既存の市営住宅など公的な住宅ストックは、老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、有効活用と機能保全を図ります。また、民間賃貸住宅の活用等を進めます。

■ 都市のスponジ化^{*}対策の推進

- 時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域では、地域コミュニティやまちづくり団体が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

(4) 環境にやさしい住まいづくりの推進

- 雪国という本市の気象条件に対応しながら、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）^{*}の普及促進など、環境負荷の少ない環境共生型の住宅づくりを促進します。

(5) 誰もが安全・安心して住み続けられる住まいづくり

■ 災害対策の充実

- 市民・事業者・行政が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、地震・津波・洪水・土砂災害等の様々な災害に備える「防災意識社会※」の実現に向け、ハード・ソフトの両面から、総合的な防災・減災対策を進めます。
- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、河川などの改修等による治水対策や雨水幹線および幹線までの管路、排水ポンプ等の整備を推進します。
- 公共建築物や道路、上下水道施設等の社会基盤施設等は、発災時における防災・減災機能の維持を図るため、耐震化や老朽化対策等を推進します。
- 狭い道路が複雑に配置されている市街地や集落では、土地区画整理事業や道路改良等により、緊急車両の通行を妨げる狭あい道路※の解消を図ります。また、空き地・空き家等低未利用土地を対象とした、オープンスペースとしての活用を促進します。
- 災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため無電柱化を推進します。
- 地震や台風などの自然災害による被害防止・軽減に向けて、宅地の耐震化や建物の耐震化・不燃化を促進します。また、災害時に活用可能な再生可能エネルギーシステムの導入を促進します。
- 緊急時における避難場所等の確保に向け、都市公園における避難場所機能の確保や福祉避難所の環境整備等を進めます。
- 自然災害の発生による被害の軽減に向け、各種災害のハザードマップ※の作成・周知を推進するほか、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実等を図ります。
- 高齢者や障がい者など災害弱者も含め、地域等が一丸となって助け合えるよう、自主防災組織の結成や防災・避難訓練等の実施に向けた支援を行います。

■ 安心して暮らせる住まいづくり

- 子どもから高齢者まで、誰でも安全・安心に生活することができるよう、ユニバーサルデザイン※による住宅づくりや健康に配慮した住まいづくりを促進します。

(6) 市街地開発事業の推進

■ 土地区画整理事業の推進

- 秋田駅東第三地区、秋田駅西北地区は、計画的に道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地の形成を図ります。
- 土地区画整理事業のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている地区は、「土地区画整理事業施行区域見直しガイドライン（平成27年11月、秋田市）」に基づき、必要性と実現性を再検証することで「存続」「縮小」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。

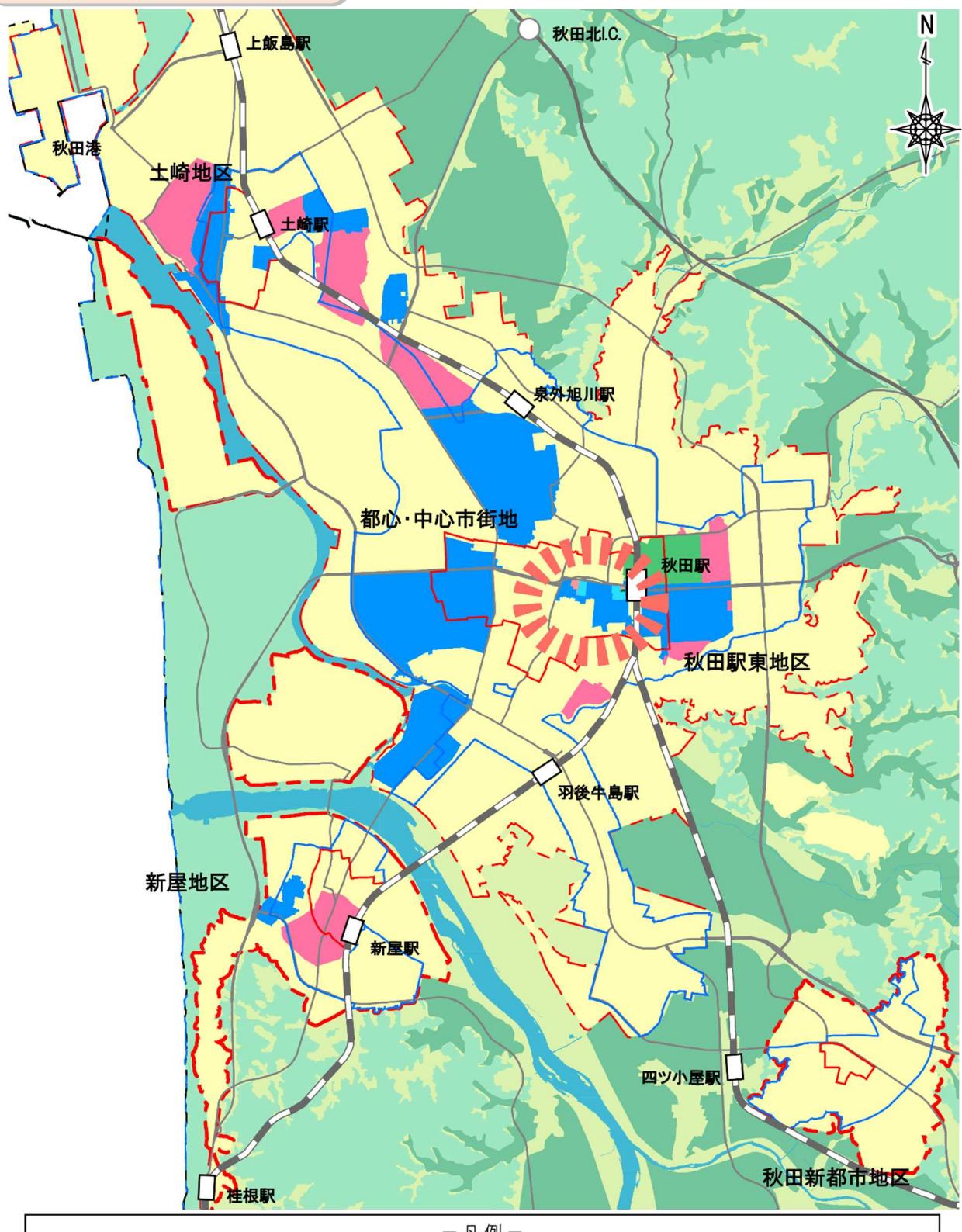
■ 市街地再開発事業の促進

- 中通一丁目地区等の事業完了区域は、事業効果を維持し、地域の魅力・活力の維持・向上に資する取組を展開します。また、中心市街地※においては、未整備区域の事業促進を図るために必要な支援を行うほか、新たな区域の設定や見直しを含めた地区計画※制度の検討等も行いながら、民間活力による土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。

(7) 公共建築物の適切なマネジメント

- 市が保有する住環境・市街地整備に影響のある庁舎、市民サービスセンターなどの公共建築物は、耐震化や不燃化など防災性の向上、老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理によるライフサイクルコストを低減し、利用環境の向上と機能保全を図ります。
- 上記公共建築物の統廃合や複合化などによる保有量の見直しや、PPP※/PFI※などの民間活力導入による効率化を図り、財政負担の軽減と市民サービスの向上を進めます。

○ 住環境・市街地整備の方針図



注: 土地区画整理事業は都市計画決定したものに限る

4. 水と緑の整備・保全の方針

(1) 樹林地、農地など自然の緑の保全

■ 樹林地の保全

- 太平山や高尾山周辺、日本海沿岸の松林等の樹林地は、保安林や地域森林計画対象民有林※の継続的な指定により、保全を図ります。
- 市街地およびその周辺の樹林地等の地域の緑は、風致地区※等の緑地保全制度を活用するほか、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動により、保全を進めます。

■ 農地の保全

- 優良農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の継続的な指定により、保全を図ります。
- 農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生を抑制するため、農業法人や新規就農者等の担い手育成を図るとともに、「人・農地プラン※」に基づいた担い手への農地の集積・集約化や、ほ場整備事業による生産基盤の改良等により農地の保全を促進します。

■ 水辺環境の保全

- 日本海沿岸や雄物川、岩見川、旭川など大小様々な河川・水路等の水環境は、水質保全および親水機能の向上のほか、やすらぎのある水辺空間を創出するNPOや企業などの活動支援を行います。

(2) 緑豊かな生活環境づくり

- 自然環境が有するレクリエーション、環境保全、景観形成等の多様な機能をいかした魅力ある地域づくりを進めるため、ハード・ソフトの両面からグリーンインフラ※を活用した取組を進めます。
- 学校、官公庁敷地、道路等の公共公益施設および用地は、緑による住みよいまちづくりの先導役として緑化を推進します。
- 新たな公共施設整備では、積極的な緑化を図るとともに、草花等による彩りある風景の創出を推進します。
- 市民発意による緑豊かな市街地の創出のため、緑のまちづくり活動支援基金※による支援や、地区計画※制度、緑地協定※等の活用を促進します。

(3) 水と緑のネットワークづくり

- 森林や田園・社寺林・公園等の緑地、雄物川・岩見川等の河川、緑化された道路・民有地等により形成された「水と緑のネットワーク」は、生物多様性の確保やエコロジカルネットワーク※の観点も踏まえ、連続性に配慮しつつ、河川緑地や街路樹、緑道等の機能維持や整備を進めます。

(4) 緑の拠点づくり

■ 県都秋田にふさわしい“顔”づくり

- 秋田駅西口に広がる広小路、仲小路、中央通り、南大通りから山王の官公庁街に至るまでの一体的な地域は、公園や広場、街路樹等による緑のネットワークの形成を進めるほか、低未利用土地の交流広場等への活用、オープンスペースにおける憩い・交流・にぎわい等の機会の促進など、県都の玄関口としてふさわしく、誰もが楽しめる空間を創出します。
- 本市の歴史・文化の象徴である千秋公園は、千秋公園再整備基本計画に基づき、歴史と自然環境をいかした誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。

■ その他の緑の拠点づくり

- 新屋駅や土崎駅の周辺など都市のシンボルとなる地区等は、緑化重点地区※として、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせ、市民緑地認定制度※の活用促進等により、官民協働で重点的に緑化を推進します。

(5) 都市公園の計画的な整備、管理・活用

■ 都市計画公園の整備

- 千秋公園、大森山公園等の総合公園、八橋運動公園等、多くの市民が訪れる都市基幹公園は、整備拡充を推進します。また、整備や管理運営にあたっては、指定管理者制度※やPark-PFI※などにより民間活力の導入を図り、財政負担の軽減と市民サービスの向上を進めます。
- 緑化重点地区※や居住誘導区域※内の街区公園や近隣公園、地区公園等の住区基幹公園は、気軽に歩いて利用できる範囲（概ね300m）に配置することを目指し、整備を推進します。また、新たに整備を行う公園については、市民ニーズの把握に努めるとともに市民協働のもと適正な管理を推進します。
- 都市計画公園のうち、都市計画決定から20年以上未着手となっている公園は、多核集約型コンパクトシティ※の実現を前提に必要性と実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。
- 都市計画公園の見直しは、対象公園の計画地が、緑の基本計画（平成31年3月）における緑化重点地区※や立地適正化計画※（平成30年3月）における居住誘導区域※に含まれているかどうかや、機能を代替する施設（児童遊園地や広場・オープンスペース、社寺等）の有無などを基本に検討します。

■ 都市計画公園の管理・活用

- 既に整備が完了している公園は、施設の安全性を確保しながら、予防保全の観点により長寿命化を進め、計画的な点検や維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストを縮減し、利用環境の向上と機能保全を図ります。
- 多世代交流の場として公園を活用するため、誰もが安全・安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化や利用用途に応じたリニューアルを推進します。

(6) 安全・安心に寄与する緑の保全と創出

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、国や県との調整のもと、生態系にも配慮しながら、河川改修等の治水対策を促進します。
- 大雨などによる土砂崩壊や浸水などの自然災害の抑制に向け、保水機能を有する森林や農地、その他防災に関連する規制区域等の緑の保全・創出を図ります。
- 緊急時の避難場所としての機能も有する公園等は、防災機能の充実や町内会等による防災訓練の促進など、災害時に役立つ公園づくりを推進します。
- ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を回避するため、各種浸水ハザードマップ※の周知や各施設の老朽化対策を推進します。

水と緑の整備・保全の方針図



5. 景観形成の方針

(1) 秋田市のイメージを形成する景観づくり

- 地域への愛着・誇りの醸成や地域らしさの育成に向け、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働により、歴史や文化、伝統、習慣等の地域特性に配慮した、次世代に継承する景観づくりを推進します。
- 建物や道路等で構成される市街地、山並みや田園、海岸・河川等の自然環境など、秋田らしい魅力ある景観づくりの骨格となる要素は、「秋田市景観計画」や「秋田市景観条例」、「秋田市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観を保全します。
- 市民一人ひとりが自ら創意工夫することで生まれる新しい発想により、魅力のある景観づくりに努め、新たな「秋田らしさ」の創造を目指します。

(2) 活気のある都市景観の形成

■ 地域特性をいかした景観形成

- 都心・中心市街地や地域中心、主要な観光資源の周辺では、各地域の顔としてふさわしい魅力のある景観の形成を推進します。
- 都心・中心市街地では、沿道施設一階部分の開放やリノベーション※を促進するほか、昼だけでなく夜も歩きたくなる環境整備や回遊性の向上に取り組むなど、県都秋田にふさわしい景観づくりを推進します。
- 海岸部では、水際線の特色をいかした緑地等を整備し、市民から親しまれる港湾景観の形成を推進します。
- 自然環境が有する多様な機能をいかした緑豊かな生活環境の形成に向け、ハード・ソフトの両面からグリーンインフラ※を活用した取組を進めます。
- 道路沿道の無電柱化、街路樹および草花による沿道緑化の推進や適正な維持管理、案内サイクルの充実、屋外広告物の規制・誘導により、良好な道路景観の形成を進めます。

■ 多様な手法を活用した景観づくり

- 秋田の風土・文化と調和した良質な住宅整備に資する地区計画※制度や建築協定※等のまちづくりルールの活用を促進し、市民との協働による、本市ならではの魅力ある街並み景観を形成します。
- 学校や官公庁等の公共建築物は、周辺環境との調和に配慮するとともに、敷地内の緑化を推進します。
- 特色ある景観づくりに向け、秋田杉などの地域素材の活用による景観整備を促進します。

(3) 自然と田園をいかした景観形成

- 本市のシンボルである太平山、雄物川、海岸のほか、農地や樹林地などの良好な自然環境は、適正な維持管理等により保全します。また、太平山や高尾山、天徳寺山等優れた眺望景観の保全を図ります。

(4) 安全性にも寄与する景観づくり

- 街灯の整備やライトアップ、沿道店舗からの照明などにより、観光地としての魅力を高めながら、防犯にも寄与する夜間景観の演出を図ります。
- 敷地内での緑化と安全に配慮した夜間照明の設置等を推奨し、緑に包まれたうるおいのある、安全な工業地の景観形成を図ります。
- 宅地化された空閑地における環境美化や、空き家の利活用、見通しなどに配慮した建物整備など防犯に配慮した景観形成を図ります。

(5) 歴史・文化をいかした景観形成

- 歴史的・文化的資産は、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定等の景観法の制度や歴史的建造物の維持等に対する支援制度の活用により、景観の維持・向上を図ります。
- 寺町一帯の社寺林等の歴史資源と一体となった緑は、優れた歴史的風土を形づくる緑として保全します。
- 歴史的・文化的資産の維持、保全とその周辺住民等の理解と協力により、歴史や風土を継承した景観形成を推進します。

○ 景観形成の方針図



6. 供給・処理施設等の整備方針

(1) 上下水道の適切なマネジメント

- 既設の上下水道施設は、耐震化や老朽化対策を図りながら予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理、PPP*/PFI*など民間活力の導入等によりライフサイクルコストを低減し、機能保全を図ります。
- 公共下水道および市設置浄化槽のいずれかにより、未普及地域の解消を推進します。
- 雨水排水施設の未整備地区は、雨水幹線および幹線までの管路等の整備を推進します。また、局所的な被害が発生している箇所は、排水ポンプの設置など短期間で一定の効果が期待できる対策を進めます。
- 秋田臨海処理センターに汚水処理機能を統合した八橋汚水中継ポンプ場（旧八橋下水道終末処理場）は、停止した汚水処理施設部分の今後の利活用に関する基本的な方向性を検討します。

(2) 卸売市場の再整備の検討

- 卸売市場は「秋田市卸売市場経営改革プラン行動計画」において、市場運営の観点から、コンパクトで適正な施設整備を推進することとしており、今後施設整備に関する基本的な方向性を検討します。

(3) 都市施設の適切なマネジメント

- 公衆衛生の向上を図る汚物処理場やごみ処理場、火葬場のほか、市民生活に不可欠な学校や駐車場等の都市施設は、予防保全対策を基本とした長寿命化を進め、計画的な点検、維持・管理、PPP*/PFI*など民間活力の導入等によりライフサイクルコストを低減し、機能保全を図ります。

(4) 環境負荷の低減に配慮した施設整備

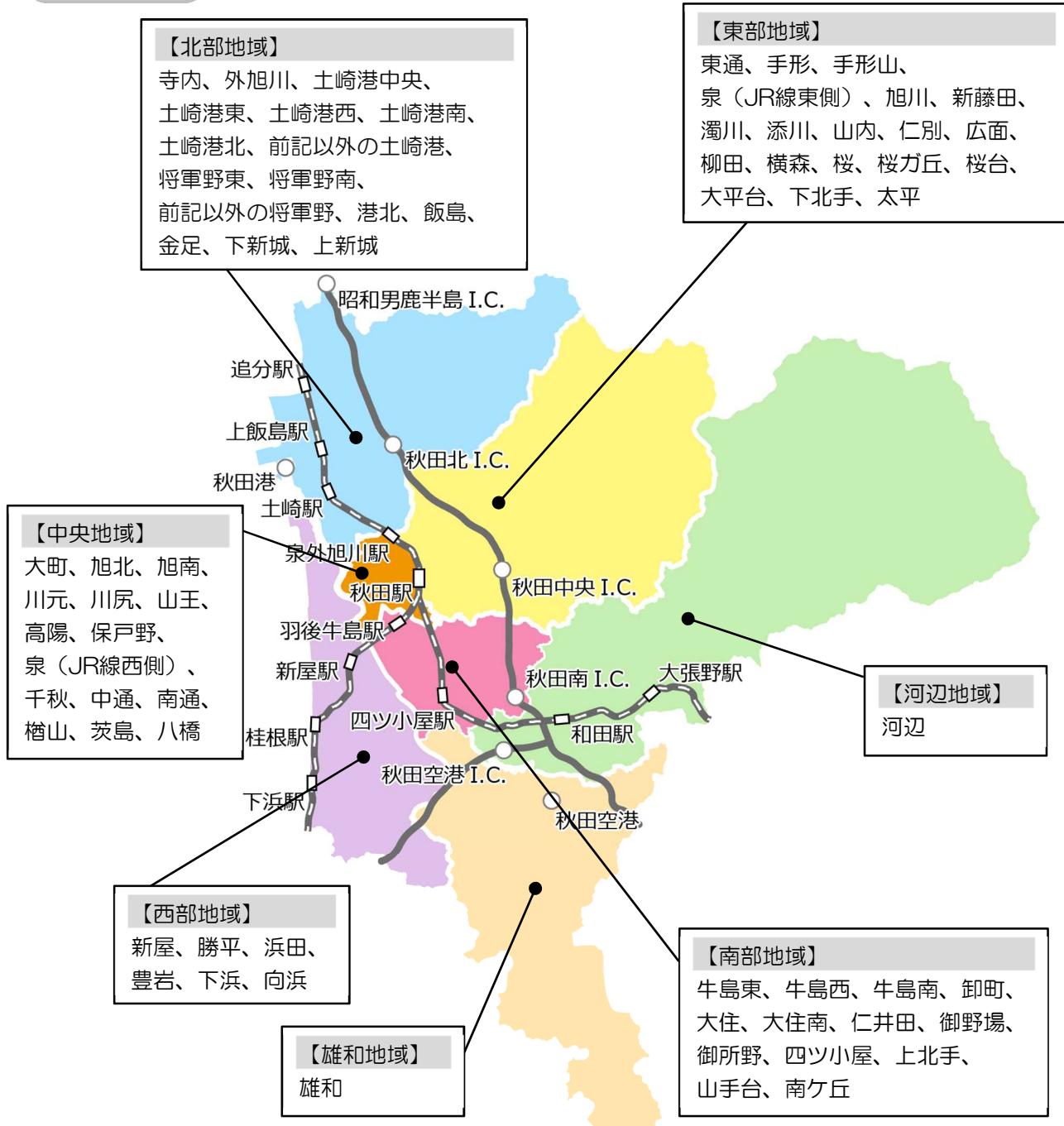
- 新たな施設整備にあたっては、周辺の自然環境への配慮はもちろん、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進、緑化の推進など環境負荷の低減に配慮した施設整備を推進します。

第3章 地域別構想

地域別構想は、市内7地域ごとに、地域の現況、アンケート調査等による住民の意向、課題等を踏まえ、将来の地域のまちづくりの方向性を示すものです。

なお、まちづくりの方向性は、全体構想で示されている、土地利用の方針、交通体系の整備方針、住環境・市街地整備の方針、水と緑の整備・保全の方針、景観形成の方針、供給・処理施設等の整備方針に基づくものです。

○ 地域区分



1. 中央地域

1-1. 地域の概要

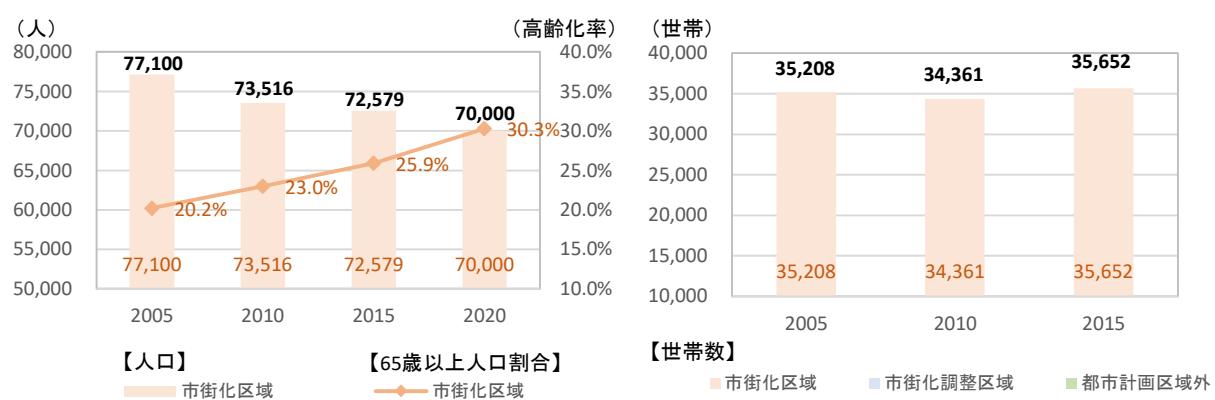
(1) 概況

- 中央地域は、本市のみならず、県の産業活動の中心であり、県全体の発展を牽引する役割を担い、商業・業務機能、行政機能、交通機能などの高次都市機能が集積しています。
- 中心市街地※は、主要交通結節点である秋田駅を中心に商業・業務施設が集積しており、公共交通、商業・業務の拠点となっています。また、千秋公園やエリアなかいちなど、観光・交流の拠点にもなっています。
- 山王・八橋地区は、市役所をはじめ、国や県の官公庁施設が集積しているほか、八橋運動公園が整備されるなど、うるおいのある都市空間が形成されています。
- 人口は、2015年（平成27年）で72,579人であり、2005年（平成17年）からの10年間で4,521人（5.9%）減少しています。高齢化率は2015年で25.9%となっており、7地域の中では南部地域に次いで2番目に高齢化率が低くなっています。
- 世帯数は、2015年で35,652世帯であり、2010年（平成22年）には一時減少したものの、2005年からの10年間で444世帯（1.3%）増加しています。

位置図



人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ

※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

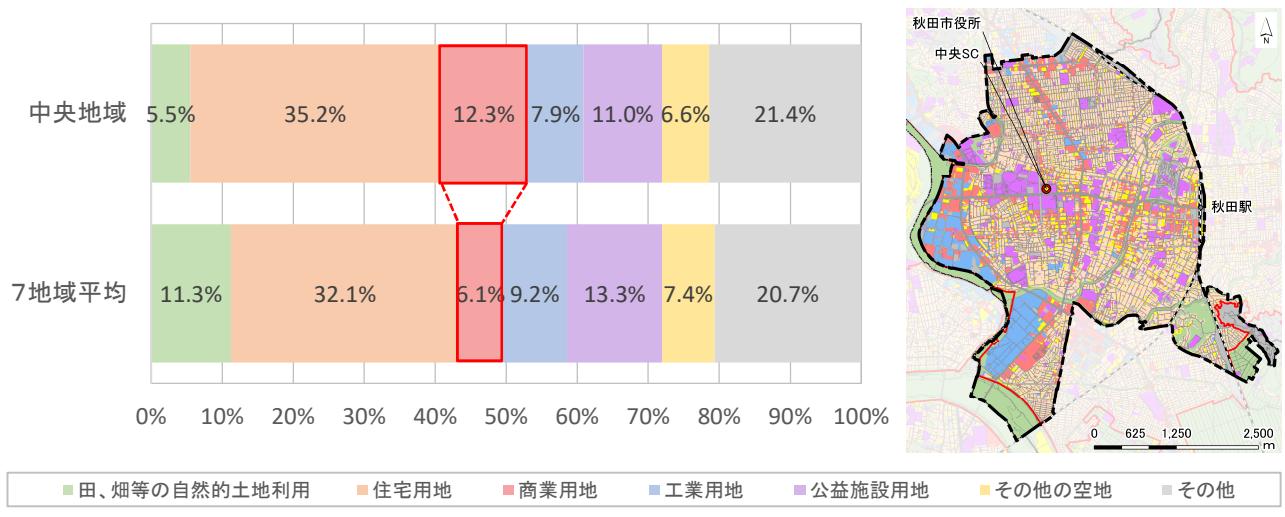
① 土地利用

主な課題	■県の中心となる地域として、適正な土地利用の誘導により拠点性の維持・向上を図る必要があります。
	■秋田駅に近接し、商業施設や公共公益施設等が利用しやすい利便性の高い住宅地として、既存ストックの活用や低未利用土地への対応に取り組み、人口密度を維持していく必要があります。

〔概況〕

- 中央地域の面積は約1,710haで、地域全体に都市計画区域※が指定されています。また、河川部を除いたすべての地域に市街化区域※（約1,610ha）が指定されています。
- 農業地域や森林地域など、都市地域以外の地域指定はありません。
- 市街化区域※内の土地利用は、商業や住宅、道路等の都市的土地区分の割合が多く、特に、商業用地は市街化区域※全体構成比の約2倍にあたる12.3%を占めています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



出典: 平成28年度秋田市都市構造分析調査業務を基に作成

〔商業・業務地〕

- 中心市街地^{*}は、商業施設やホテル、飲食店等が集積する商業地を形成しています。また、川反通りを中心に、県内随一の繁華街を形成しています。しかし、商業施設の減少にともない、空き店舗や空き地、駐車場が増加しており、にぎわい形成に向けたハード・ソフト両面からの対応が求められています。
- 主要地方道秋田天王線（通称：新国道）をはじめとする幹線道路沿道に、沿道型の商業施設が分布しており、今後とも、その機能を維持していくことが求められています。

〔住宅地〕

- 山王や川尻、泉、保戸野の各地区は、大規模な土地区画整理事業により良好な住宅地を形成しています。また、中心市街地^{*}にはマンションも立地し、地域全体で密度の高い住宅地が形成されています。
- 山王や秋田駅前地区で人口が増加している一方、泉や保戸野地区を中心に空き家が多く発生しており、空き家や空き室など、既存ストック^{*}を活用した街なか居住を促進していくことが求められています。

〔工業地〕

- 旧雄物川に沿って工業地が広がっていますが、国道7号や13号沿道では、沿道型の商業施設が立地しており、操業環境を保全しつつ、交通条件をいかした施設の立地を促進し、周辺環境と調和のとれた産業エリアの形成を図ることが求められています。

〔自然環境等〕

- 千秋公園周辺や金照寺山を中心に風致地区^{*}を指定し、良好な自然環境を保全しています。また、千秋公園やハ橋運動公園、寺町地区に緑地空間が確保されています。
- 旭川や太平川、草生津川などの複数の河川が地域内を流れています。
- これらの自然環境は市街地内の貴重なうるおいのある都市空間として、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。

② 交通体系

主な課題

■秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。

〔道路〕

- 都心環状道路および市街地環状道路に位置づけた路線は、都市計画道路川尻広面線の一部が事業中もしくは整備する予定となっています。
- 分散導入路に位置づけた路線は、都市計画道路泉外旭川線および新屋土崎線の一部が事業中となっています。
- 国道13号や主要地方道秋田天王線等の幹線道路では自動車交通量が多く、渋滞も発生しています。
- これらの骨格道路は、未整備区間の整備等が求められています。

〔公共交通〕

- 秋田駅西口には、市内各地域へ向かう路線バスのバスターミナルが整備され、市民のみならず県内外からの来訪者にとっても、重要な交通結節点となっています。また、中心市街地循環バスが運行されており、これらの公共交通サービスをいかした公共交通利用者の利便性の向上が求められています。
- 公共交通の利用促進等に寄与する新たな交通結節点として、2021年（令和3年）に泉外旭川駅が開業しました。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題

- 既存の高次都市機能や商業・業務機能の更なる充実に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
- 県都秋田の玄関口として、秋田駅周辺の既存ストックを活用した、にぎわい形成や回遊性の向上、緑化等の景観形成を進めていく必要があります。

〔都市機能等〕

- 中心市街地※は、商業や医療施設のほか、観光や歴史・文化施設など多様な機能が集積しています。
- 中心市街地※を中心に、県全体の発展を牽引する中心拠点として、既存都市機能の維持・増進を図ることが求められています。
- 中心市街地※全体では、歩行者・自転車通行量が減少傾向にあり、来街者の増加に向け、年間を通して恒常的なにぎわいの創出が求められています。
- 中心市街地※では、あきた芸術劇場や秋田市文化創造館の整備が進められており、芸術文化をまちの魅力を伝える地域資源として活用していくことが求められています。
- 山王・八橋地区は、市役所や県庁、高等裁判所など、行政機能が集積しています。また、市民交流や子育て支援の各種サービスを提供する中央市民サービスセンター（センタース）のほか、八橋運動公園や文化会館、県立図書館や体育館など、スポーツ・文化施設が集積しています。
- 地域全体に、身近に利用できる都市公園が多く分布しています。
- 中央地域の地価は、下落率が高いものの、近年は減少幅が縮小しており、秋田駅前や八橋地区では上昇に転じている地点があります。

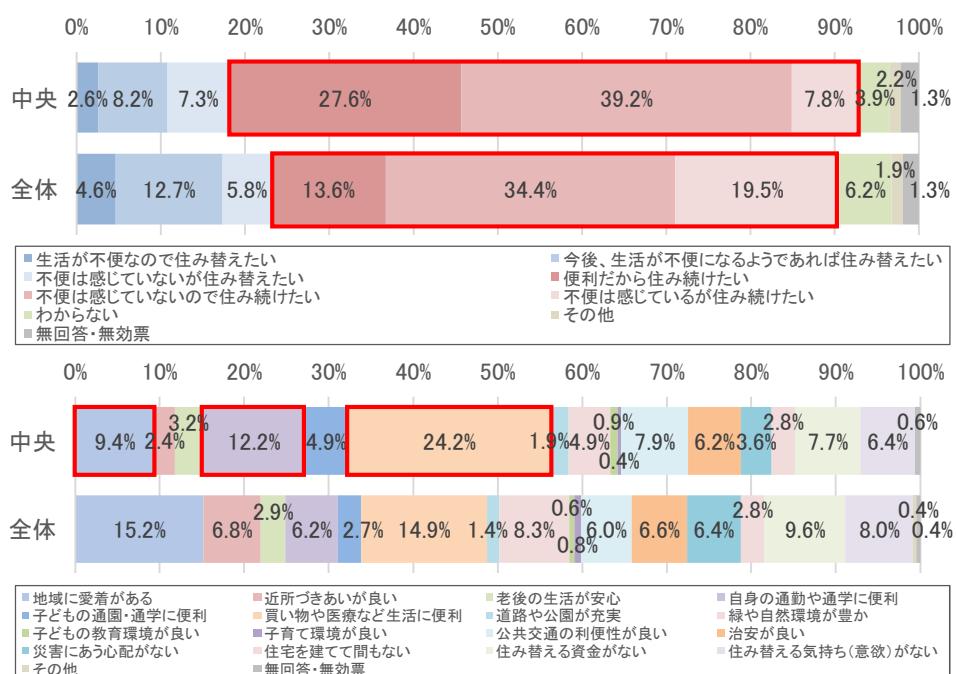
〔景観〕

- 秋田駅周辺は、秋田駅および駅前広場、バスターミナルに木材や芝生を活用しており、秋田らしい景観形成が進められています。これらの良好な景観形成の取組を中心市街地※全体に波及させ、県都秋田のイメージアップを目指していくことが求められています。
- 山王大通りは、沿道緑化や無電柱化が進められ、シンボルロードとなっています。また、寺町や大町地区では、昔ながらの歴史的な街並みが残されています。これらの資源は、良好な街並み景観として保全していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「日常の買い物の便利さ」が最も高く、次いで「上水道・下水道の整備状況」や「緑の豊かさ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合が、市全体よりも7.1ポイント高く、その理由として、「買い物や医療など生活に便利」や「自身の通勤や通学に便利」、「地域に愛着がある」が挙げられています。

○ 中央地域居住者の住み替え意向（上図）および中央地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

1 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 多様なヒト・モノ・コトを誘発し 新たな文化を育むまちづくり
- 歴史と文化が香る 魅力的で愛される県都秋田の"顔"づくり
- 市内外への交通拠点として 公共交通の利便性が高いまちづくり

中央地域は、本市のみならず県の産業活動の中心であり、県全体の発展を牽引する役割を担う地域です。

特に、都心・中心市街地は、商業・業務・行政・文化などの都市機能が集積した地区であり、今後も更なる充実により、拠点性の維持・向上に取り組むことで、多様なヒト（人）・モノ（商品やサービス）・コト（事象）を誘発し、県都にふさわしいにぎわいと活力あふれる拠点形成を目指します。

また、秋田駅およびその周辺は、県内外からの来訪者を迎える玄関口としての役割も担っていることから、県都秋田市のイメージを形づくる「顔」として、歴史・文化・自然をいかした魅力ある市街地環境の形成を推進します。

加えて、秋田駅は、都心と各地域を結ぶ鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの中心でもあり、円滑な都市間・都市内移動の確保に向け、さらなる利便性の向上に向けた交通環境の改善に取り組みます。

第3章 地域別構想	主な課題		地域づくりの方向性
	土地利用	■ 県の中心となる地域として、適正な土地利用の誘導により拠点性の維持・向上を図る必要があります。	■ 多様なヒト・モノ・コトを誘発し新たな文化を育むまちづくり
		■ 秋田駅に近接し、商業施設や公共公益施設等が利用しやすい利便性の高い住宅地として、既存ストックの活用や低未利用土地への対応に取り組み、人口密度を維持していく必要があります。	■ 歴史と文化が香る魅力的で愛される県都秋田の"顔"づくり
	交通体系	■ 秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。	■ 市内外への交通拠点として公共交通の利便性が高いまちづくり
	市街地整備・住環境等	■ 既存の高次都市機能や商業・業務機能の更なる充実に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。 ■ 県都秋田の玄関口として、秋田駅周辺の既存ストックを活用した、にぎわい形成や回遊性の向上、緑化等の景観形成を進めていく必要があります。	■ 市内外への交通拠点として公共交通の利便性が高いまちづくり

1 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 都心・中心市街地の活性化

- 中心市街地^{*}は、全県全市を対象とする高次都市機能が集積した拠点として、また県内外からの来訪者の玄関口として、商業・業務機能の維持・充実を図るとともに、行政・医療・文化機能など、多様な都市機能の集積・拡充に向けた環境の整備を進め、人が集いにぎわいのある市街地の形成に取り組みます。
- 市や国・県の官公庁施設等が集積する山王地区は、県の発展を支える行政拠点として、機能の維持・充実を図り、行政の中心地にふさわしい、ゆとりとうるおいのある都市空間の維持・管理を促進します。
- 仲小路をはじめとする中心市街地^{*}内の商業地は、各種イベント等の実施や空き店舗等のリフォーム・リノベーション^{*}による魅力ある商店街の形成など、街なかに人を集めするためのソフト面の充実を図ります。
- 川反・大町地区は、街路整備に併せた新たな横町通りの形成や、ソフト事業を中心とした地域の活性化に関する取組を支援し、繁華街として活力ある商業地の形成を推進します。
- 通町地区は、歴史や文化を伝える特色ある商業地として、地区計画^{*}制度を継続し、ゆとりのある歩行者空間の創出や建築物の色彩の統一等による、来訪者にとって親しみやすい環境整備を推進します。
- 幹線道路沿道の商業地は、後背に広がる住宅地への影響および中心市街地^{*}との機能・役割分担に十分に配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

■ 快適な居住環境の形成

- 街なか居住の促進に向け、都心・中心市街地や拠点間を結節する重要なバス路線沿線等の居住誘導区域^{*}は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画^{*}に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。
- 空き家・空き室など既存ストック^{*}の活用や、低未利用土地の有効利用等により、多様な世代にとって暮らしやすい良質な居住環境の形成を図ります。
- 泉外旭川駅南側周辺は、現用途地域^{*}（第二種中高層、第一種住居、準工業）を基本に、住環境の保全と併せ、食料品・日用品を取り扱う店舗の立地等、駅の利便性をいかした土地利用誘導を図ります。
- 完成した幹線道路沿道は、交通量の増加による開発圧力の高まりを考慮し、必要に応じて用途地域^{*}の見直しを検討します。

■ 都市のスponジ化^{*}対策

- 空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域内では、地域コミュニティやまちづくり団体等が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

■ 工業地の環境整備

- 旧雄物川沿いの工業地は、残された空き地等について、企業誘致や利活用を促進します。
- 沿道系市街地や複合系市街地に近接した幹線道路沿道では、用途地域^{*}の見直しや地区計画^{*}制度の活用などにより、交通条件をいかした施設の立地を促進します。

② 交通体系の方針

■ 持続可能な公共交通の確保

- 秋田駅は、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、鉄道とバス間の円滑な乗り継ぎ環境の整備など、交通結節拠点として機能の充実を図り、相互の連携強化を促進するとともに利便性の向上を図ります。
- 泉外旭川駅は、鉄道・バスによる公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、生活利便性の向上や周辺施設へのアクセス機能の強化などを図ります。
- 都心・中心市街地と各地域中心との連携を担う路線バスは、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 中心市街地^{*}における回遊性を向上し、にぎわいを中心市街地^{*}全体に波及させるため、中心市街地循環バス（愛称：ぐるる）の運行を継続します。

■ 幹線道路の整備促進

- 環状道路の未整備区間（都市計画道路川尻広面線等）は、市内の交通の円滑化等を担う道路として、整備等を進めます。
- 分散導入路の未整備区間（都市計画道路泉外旭川線等）は、交通量の分散を図る道路として、整備等を進めます。
- 分散導入路の役割を持つ都市計画道路御所野追分線および下浜ハ橋線の一部区間を、短期・中期的に外周部環状道路の役割を担う道路として、機能向上を図ります。
- 渋滞が慢性化している幹線道路は、渋滞のボトルネックの解消に向けた検討を進めます。

■ 安全で快適な歩行環境づくり

- 秋田駅周辺地区は、面的・一体的なバリアフリー化による安全で快適な歩行環境を形成するほか、消融雪機能を備えた歩道のネットワーク化を進めます。また、自転車が安全・安心かつ快適に走行できる環境づくりを進めます。
- 都市計画道路川尻広面線は、広幅員の歩道整備などまちづくりと連動した整備を推進します。

(3) 住環境・市街地整備等の方針

■ 県都秋田の魅力ある“顔”づくり

- あきた芸術劇場や秋田市文化創造館等で構成する「芸術文化ゾーン」では、あきた芸術劇場や秋田市文化創造館の整備を契機とし、芸術文化によるにぎわいの創出を図ります。
- 千秋公園では、千秋公園再整備基本計画に基づき、歴史と自然環境をいかした誰もが利用しやすい公園づくりを推進します。
- ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト*をはじめとする官民の連携、市街地景観やデザインに関する官学の連携など、多様な主体との連携により秋田駅周辺地区におけるにぎわいの創出や活性化に資する取組を推進します。
- 良好的な街並みや景観の形成、にぎわいの創出や集客力の向上、資産価値の維持・増大等に関する取組を行うエリアマネジメント*を進めるため、団体の設立や活動を支援します。

■ 居心地が良く歩きたくなる環境整備

- 都心・中心市街地では、官民が連携し、道路、公園、広場、民間空地、沿道建築物等の機能をいかした面的な活用を進め、人々の憩いやにぎわい、新たな出会い・交流を通じた多様な活動を促進します。
- 沿道施設一階部分の開放やリノベーション*を促進するほか、公共空間の活用や夜間景観の創出など、昼だけでなく夜も歩きたくなる環境整備を推進します。

■ 市街地開発事業の計画的な整備

- 秋田駅西北地区での土地区画整理事業の円滑かつ計画的な整備を推進し、多様な都市機能の集積が可能となる、駅周辺にふさわしい市街地形成を図ります。
- 中通一丁目地区等の市街地再開発事業完了区域では、事業効果を維持し、地域の魅力・活力の維持・向上に資する取組を展開します。
- 市街地再開発事業の未整備区域を含めた秋田駅周辺地区では、事業の促進を図るため必要な支援を行うほか、新たな区域の設定や見直しを含めた地区計画*制度の検討等も行いながら、民間活力による土地の高度利用と都市機能の更新を図ります。

■ 水と緑のネットワークづくり

- 都心・中心市街地では、公園や広場、街路樹等による緑のネットワークの形成を進めるほか、広場等での憩い・交流・にぎわい等を創出するなど、ハード・ソフトの両面から取組を進め、県都の玄関口としてふさわしく、誰もが楽しめる空間を創出します。
- 都市にうるおいを与える水と緑のネットワークづくりに向け、桜やコスモス等の良好な景観が形成されている草生津川や太平川等の河川や沿川の緑地、国道沿道の土地利用との緩衝緑地の役割をもつ山王帯状緑地は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により保全を図ります。
- 良好な自然環境を有している城跡風致地区※や金照寺山風致地区※の環境保全を図ります。

■ 地域資源をいかした魅力ある景観づくり

- 建物や屋外広告物等の周辺景観との調和など、美しい都市景観の創出に向けた地区計画※制度や建築協定※等のまちづくりルールの活用を促進します。
- 寺町一帯にある社寺林等の歴史資源と一体となった緑は、優れた歴史的風土を形づくる緑として保存します。
- 旧羽州街道沿い等の歴史・緑の要素を含む街路空間では、都市緑化の推進や、適切な大規模建築の規制・誘導、歴史的建造物の保存など、旧城下町の特性をいかした景観づくりを促進します。

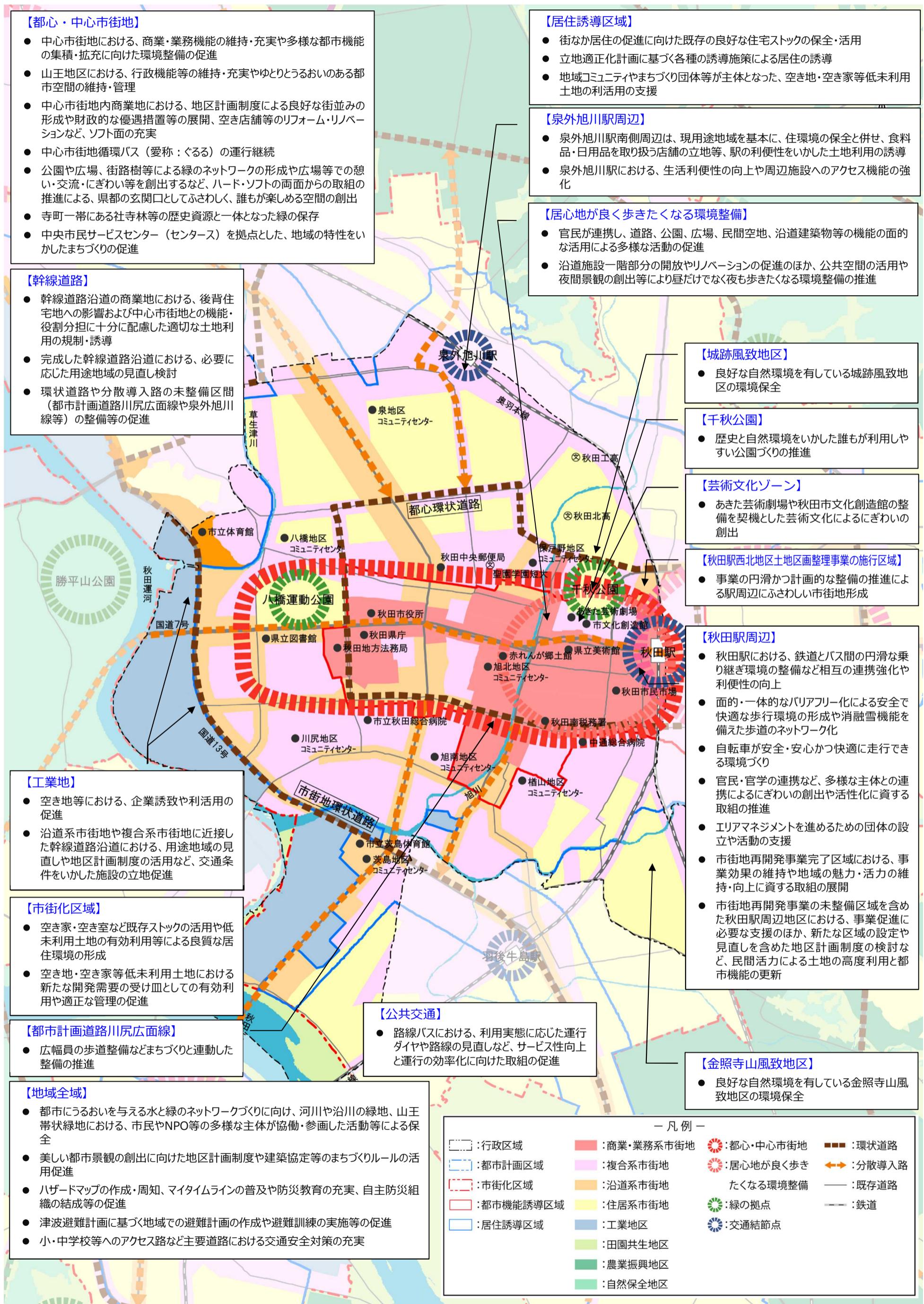
■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 中央市民サービスセンター（センタース）を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実、自主防災組織※の結成促進等を図ります。
- 津波避難計画に基づき、地域における避難計画の作成や避難訓練の実施等を促進します。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

中央地域構想図



2. 東部地域

2-1. 地域の概要

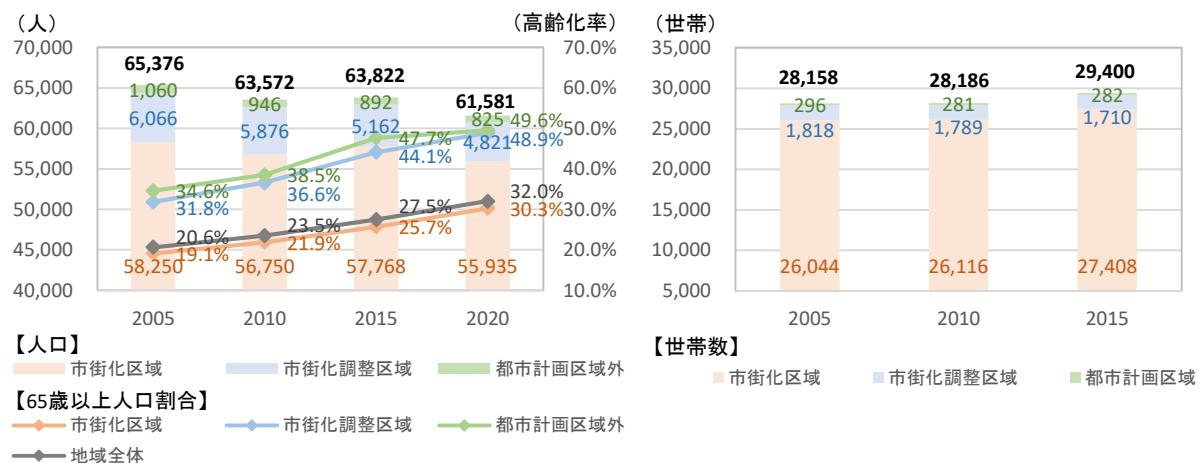
(1) 概況

- 東部地域は、秋田駅東口周辺において土地区画整理事業が実施され、社会基盤施設の整った住宅地が広がっており、幹線道路沿道には沿道型商業地が形成されています。
- 市街地の東側には、農地や樹林地などの自然環境が広がっており、太平山リゾート公園や仁別国民の森など、レクリエーション施設も立地しています。
- また、秋田大学やノースアジア大学をはじめとする高等教育機関が立地しており、学園都市としての性格を有しています。
- 人口は、2015年（平成27年）で63,822人であり、2005年（平成17年）からの10年間で1,554人（2.4%）減少しています。高齢化率は2015年で27.5%となっており、7地域の中では南部・中央の各地域に次いで3番目に高齢化率が低くなっています。
- 世帯数は、2015年で29,400世帯であり、2005年からの10年間で1,242世帯（4.4%）増加しており、7地域の中では南部地域に次いで2番目に世帯数が増加しています。

位置図



人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

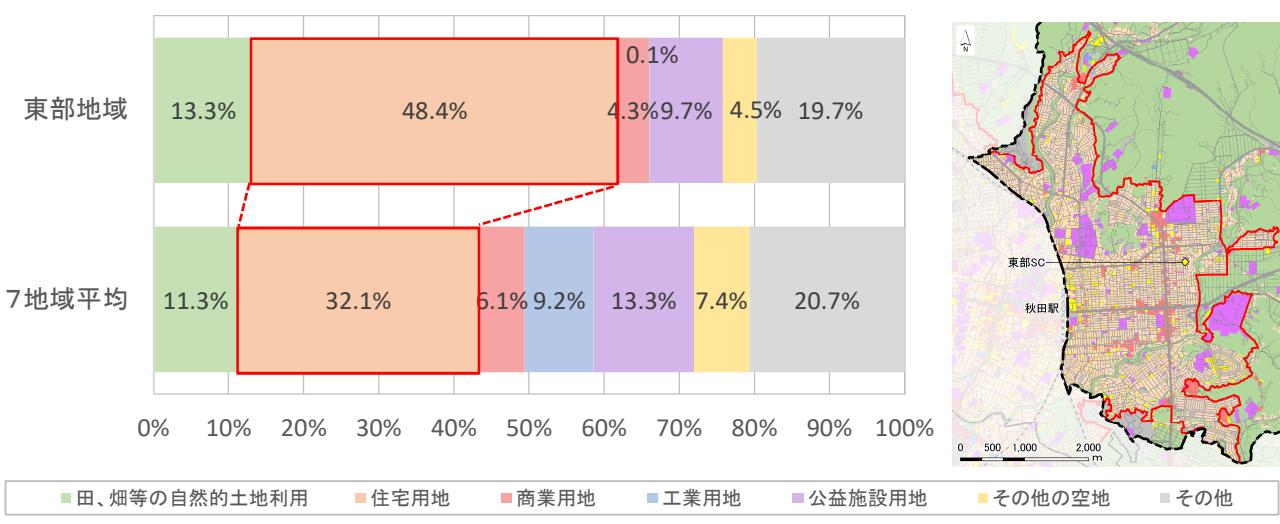
① 土地利用

主な課題	<p>■秋田駅東地区では、引き続き土地区画整理事業を進め、秋田駅に近接する位置特性をいかした生活サービス機能等の維持・増進により、拠点性の維持・向上を図る必要があります。</p> <p>■市街地郊外部や既存集落では、高齢化や低未利用土地への対応等に取り組み、住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していく必要があります。</p> <p>■地域にある太平川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔概況〕

- 東部地域の面積は約18,170haで、地域の約5割（約8,210ha）に都市計画区域※が指定されています。また、秋田駅から東側に広がる住宅地や商業地等に市街化区域※（約1,170ha）が指定されています。
- 東側の田園・森林地域には農業地域の農用地区域や森林地域の国有林、自然公園地域の特別地域等が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、住宅用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比の約1.5倍にあたる48.4%を占めています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



〔商業・業務地〕

- 主要地方道岩見船岡線、秋田昭和線、秋田北野田線等の幹線道路沿道に、沿道型の商業施設が分布しており、今後とも、その機能を維持していくことが求められています。
- 秋田駅東地区は、秋田駅と一体を成す地区として、都市機能の更なる充実や拠点性の向上を進めていくことが求められています。

〔住宅地〕

- 秋田駅東地区では、土地区画整理事業の実施により、良好な住宅地が形成されています。また、土地区画整理事業が実施されていない地区でも、既存住宅地や民間開発等によって整備された住宅地が広がり、手形山や桜台、大平台など、大規模な開発による住宅団地も分布し、市街化区域※全体で、比較的密度の高い住宅地が形成されています。
- 市街化調整区域※では、田園地帯や山間部に既存集落が分布しています。
- 秋田駅東地区の土地区画整理事業地のほか、桜台や桜力丘、大平台の住宅団地で人口が増加しています。一方で、旭川や手形、広面、東通地区を中心に高齢化率が高く、空き家が多く発生しています。
- 地域中心である秋田駅東地区は、利便性の高い良好な住宅地として、引き続き秋田駅東第三土地区画整理事業を進めていくことが求められています。
- 市街化調整区域※の既存集落は、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔自然環境等〕

- 市街化区域※外では、太平山に代表される東部山岳地帯を有し、山間の平野部に優良農地が分布するなど、市街地と自然環境が近接しています。
- 手形山風致地区※は、丘陵地をいかした良好な緑地景観が形成されています。
- 地域の北側に旭川、中央から南側にかけて太平川が流れ、市街地内の貴重な水辺空間としての役割を果たしています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。

② 交通体系

主な課題

■秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。

〔道路〕

- 都心環状道路に位置づけた路線は、都市計画道路明田外旭川線で一部計画幅員に満たない部分があるものの全線供用済となっています。
- 市街地環状道路に位置づけた都市計画道路横山金足線は、地域内の全区間が整備済です。なお、本路線（主要地方道秋田昭和線）は自動車交通量が多く、渋滞も発生しています。
- 外周部環状道路に位置づけた都市計画道路秋田外環状線は、地域内の全区間が供用済です。
- 分散導入路および交通結節点アクセス路に位置づけた都市計画道路秋田駅東中央線は、地域内の全区間が供用済です。
- これらの骨格道路は、機能の保全に向けた計画的な維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- 秋田駅東口には、バスやタクシー、自家用車などが利用できる駅前広場が整備されています。
- 地域内には、鉄道や路線バスのほか、マイタウン・バス※（コミュニティバス）が運行されており、秋田駅東口の交通結節点機能をいかした、鉄道、バス、自転車との連携強化による公共交通利用者の利便性の向上が求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題	<ul style="list-style-type: none">■秋田駅東地区は、秋田駅に近接した利便性の高い市街地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■地域内に立地する大学との連携強化等を進め、若い力を活用した地域活力の向上を図る必要があります。■住宅地の整然とした街並みや市街地に近接する自然環境を保全し、うるおいを感じることができる環境の維持・向上を図る必要があります。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔都市機能等〕

- 県内唯一の特定機能病院（高度の医療の提供、高度の医療技術の開発および高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院）である秋田大学医学部附属病院が立地しています。また、中央地域に次いで医療施設数が多く、市街化区域※全体に分布しています。
- 行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する施設として、秋田駅東口にアルヴェガ、広面地区に東部市民サービスセンター（いーぱる）がそれぞれ立地しています。
- 市街化区域※内は、身近に利用できる都市公園が多く分布しています。
- 市街化区域※内の地価は、下落率が高いものの、近年は減少幅が縮小しており、秋田駅東地区の土地区画整理事業地では上昇に転じている地点があります。
- 地域中心である秋田駅東地区は、既存の公共公益施設や生活サービス施設、文化・交流施設をいかし、拠点性を維持・増進していくことが求められています。
- 秋田大学やノースアジア大学など、多くの学生が集まる大学が立地しており、大学との連携強化や地域住民との交流促進等が求められています。
- 都市計画区域※外に、太平山リゾート公園や仁別国民の森など、周辺の自然環境と一体となったレクリエーション施設が立地しており、市内外からのレクリエーションの拠点として、交流人口の拡大に向けた機能の維持および積極的な活用が求められています。
- 県道雄和仁別自転車道が整備され、広域的な自転車道路ネットワークを形成しており、自転車利用の促進や健康増進等の観点から、施設の機能維持・拡充および積極的な活用が求められています。

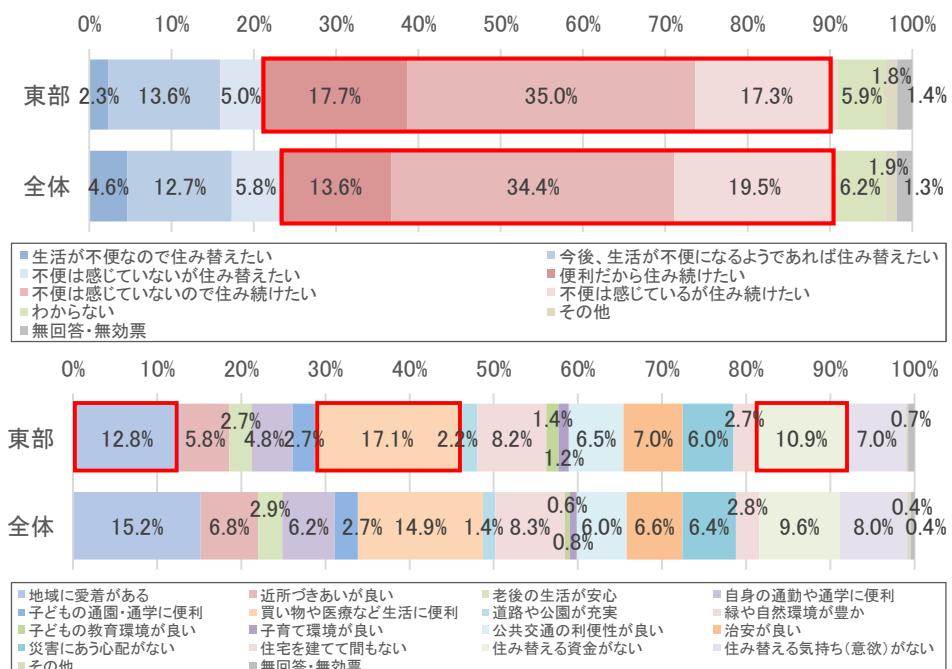
〔景観〕

- 秋田駅東口は、土地区画整備事業により整然とした街並みが広がっており、良好な街並み景観の形成に向けた取組が求められています。
- 市街化調整区域※は、市街地に近接して田園や森林景観が広がり、本市のシンボルである太平山など、四季折々の美しい山容を市内各所から眺めることができますから、これらの緑地等の適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「上水道・下水道の整備状況」や「生活道路の整備状況」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合が、市全体よりも2.5ポイント高く、その理由として、「買い物や医療など生活に便利」や「地域に愛着がある」、「住み替える資金がない」が挙げられています。

○ 東部地域居住者の住み替え意向（上図）および東部地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

2 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 都市機能や交通機能の充実による 生活利便性の高いまちづくり
- 地域内の大学をいかした 若者が活動・活躍できるまちづくり
- 身近な自然を感じられる 緑豊かな居住環境づくり

東部地域は、豊かな自然環境を有しているほか、秋田駅東地区を中心に、土地区画整理事業等による社会基盤施設が整った良好な住宅地や、幹線道路沿道の商業地など、利便性の高い市街地が形成されてきています。

今後も、秋田駅東地区を中心に都市機能や居住を誘導するとともに、公共交通機能や商業機能等の更なる充実を図り、生活利便性の高いまちづくりを目指します。

また、地域内に大学が立地し、多くの学生が集まる特徴をいかし、大学との連携強化や地域住民との交流促進等を進めながら、若者が集い活動する、活気あるまちづくりに取り組みます。

本地域の恵まれた自然環境については、市街地の外延的な拡大の抑制や、市民や行政など多様な主体の連携により適切な保全・管理を進め、市街地においても、自然環境と調和した緑豊かな居住環境づくりを目指します。

	主な課題	地域づくりの方向性
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秋田駅東地区では、引き続き土地区画整理事業を進め、秋田駅に近接する位置特性をいかした生活サービス機能等の維持・増進により、拠点性の維持・向上を図る必要があります。 ■ 市街地郊外部や既存集落では、高齢化や低未利用土地への対応等に取り組み、住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していく必要があります。 ■ 地域にある太平川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市機能や交通機能の充実による生活利便性の高いまちづくり ■ 地域内の大学をいかした若者が活動・活躍できるまちづくり ■ 身近な自然を感じられる緑豊かな居住環境づくり
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秋田駅は、本市の重要な交通結節点として、公共交通のさらなる利便性の向上を目指し、地域間の連携・交流を促進する必要があります。 	
市街地整備・等 住環境・等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秋田駅東地区は、秋田駅に近接した利便性の高い市街地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。 ■ 地域内に立地する大学との連携強化等を進め、若い力を活用した地域活力の向上を図る必要があります。 ■ 住宅地の整然とした街並みや市街地に近接する自然環境を保全し、うるおいを感じることができる環境の維持・向上を図る必要があります。 	

2 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 地域中心の拠点性の向上

- 秋田駅東地区周辺は、鉄道駅や医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設等が集積していることから、生活拠点として、日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能の維持・増進を促進します。また、多くの学生が集まる大学が地域内に立地している特性をいかし、市民や学生が集う、にぎわいのある地域中心の形成を目指します。

■ 商業・業務機能の適切な誘導

- 秋田駅東地区や広面地区の幹線道路沿道に形成されている沿道型の商業・業務地は、後背に広がる住宅地への影響および都市全体の商業地との機能・役割分担に十分に配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

■ 快適な居住環境の形成

- 地域中心である秋田駅東地区のほか、拠点間を結節する重要なバス路線沿線等の居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。
- 秋田駅東地区の土地区画整理事業により形成された良好な住宅地は、引き続き良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- 手形山や桜台等の住宅団地は、住宅ストックの保全・活用など、居住環境の保全を図ります。
- 手形山団地など、北側の丘陵地に近接して整備された住宅地は、周辺の自然・歴史環境との調和に配慮しながら生活環境の維持・向上を進め、風致地区※内の良好な居住環境の保全を図ります。また、老朽化の著しい手形山市営住宅の建替えを推進します。

■ 都市のスponジ化※対策

- 空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域内では、地域コミュニティやまちづくり団体等が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

■ 郊外既存集落の維持

- 既存集落は、生活環境の改善とともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域※の空き家等では、都市計画制度の導入などにより、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を検討します。

■ 自然環境等の保全・管理

- 山間の平野部に分布する優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約やほ場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 市街地を囲む丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 良好的な自然環境を有している手形山風致地区※の環境保全を図ります。
- 地域内に流れる旭川や太平川等の河川は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により、河川環境の保全と魅力ある河川景観の創出を図ります。

② 交通体系の方針

■ 幹線道路の整備促進

- 環状道路や分散導入路、交通結節点アクセス路に位置づけた路線は、市外や他地域との連携を担う骨格道路の一部として、その機能を維持します。
- 郊外部から地域中心へのアクセス道路となる県道は、関係機関との調整を図りながら、道路環境の向上と機能保全を促進します。
- 渋滞が慢性化している幹線道路は、渋滞のボトルネックの解消に向けた検討を進めます。

■ 持続可能な公共交通の確保

- 秋田駅は、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、鉄道とバス間の円滑な乗り継ぎ環境の整備など、交通結節点として機能の充実を図り、相互の連携強化を促進するとともに利便性の向上を図ります。
- 各地域中心との連携を担う路線バスは、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 将来にわたって移動手段を確保するため、マイタウン・バス※の持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進します。

③ 住環境・市街地整備等の方針

■ 大学をいかしたまちづくり

- 地域内に秋田大学やノースアジア大学等が立地している特性をいかし、学校と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出を図ります。

■ 市街地開発事業の計画的な整備

- 秋田駅東第三地区での土地区画整理事業の円滑かつ計画的な整備を推進し、多様な都市機能の集積が可能となる、駅周辺にふさわしい市街地形成を図ります。

■ 地域資源をいかした魅力ある景観づくり

- 秋田駅東地区の土地区画整理事業により形成された良好な住宅地は、市民発意の緑化活動等により、統一感のある魅力的な街並み景観の形成を促進します。
- 既存住宅地は、周辺の丘陵地や農地等の自然環境との調和を図るため、緑のまちづくり活動支援基金※による支援等により、市民発意の緑化活動等を促進します。
- 四季折々で美しい山容をみせる太平山等の山々は、本市のシンボルとして、今後も適切な保全・管理を進めます。
- 手形山公園は、良好な都市景観を有する風致公園として、自然環境の維持・保全を図ります。また周辺の住宅地は、緑豊かな環境と寺社等の歴史・文化資源をいかした良好な街並みづくりを促進します。

■ 観光拠点の利活用による地域活力の創出

- 太平山リゾート公園や仁別国民の森等のレクリエーション施設は、秋田駅や秋田自動車道など近隣の広域交通網をいかしたアクセス性の向上を図りながら、恵まれた自然環境と都市近郊の立地をいかしたレクリエーション拠点として、積極的なPR展開と利活用を進めます。
- 県道雄和仁別自転車道は、広域的な自転車道路ネットワークとして、自転車利用の促進や健康増進等を目的とした利用を促進するため、積極的なPR展開と利活用を進めます。

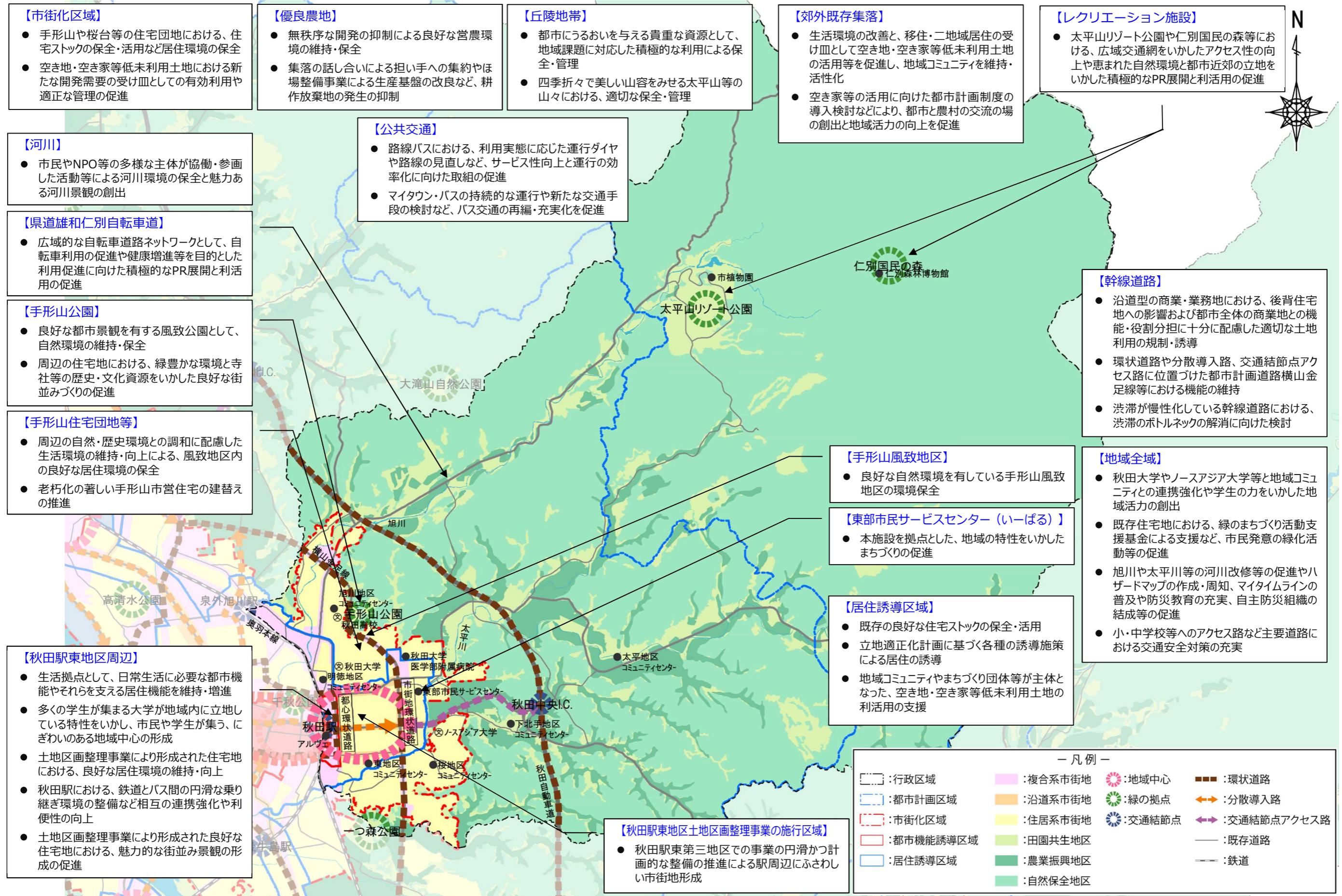
■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 東部市民サービスセンター（いーぱる）を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、旭川や太平川等の河川改修等を促進するほか、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実、自主防災組織※の結成促進等を図ります。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

○ 東部地域構想図



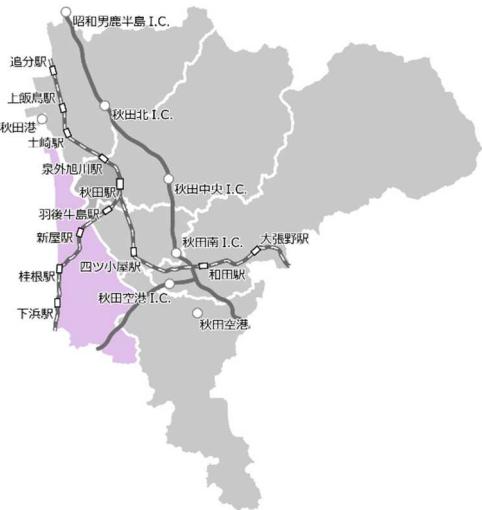
3. 西部地域

3-1. 地域の概要

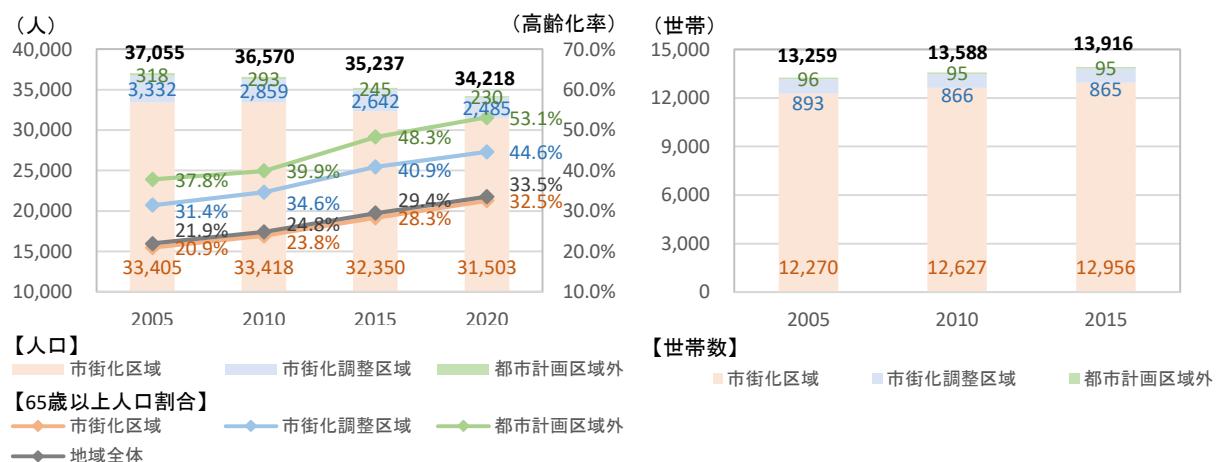
(1) 概況

- 西部地域は、雄物川の南側と北側で地域の性格が大きく異なっています。
- 南側は、新屋表町通りや新屋駅を中心とした市街地とともに、国道7号沿道の下浜地区等に住宅を中心とした市街地が形成されています。また、西部工業団地や下浜工業団地、豊岩工業団地等の工業団地が立地しており、主要な就業地となっています。市街地の外側には丘陵地が広がり、大森山公園や海水浴場などのレクリエーション施設が立地しています。
- 北側は、大規模な工業団地や研究所、スポーツ施設が立地し、その南東部には住宅地が形成されており、中央地域の都心・中心市街地とのつながりが強い地域です。
- また、海岸沿いに松林などの自然環境が残されています。
- 人口は、2015年（平成27年）で35,237人であり、2005年（平成17年）からの10年間で1,818人（4.9%）減少しています。高齢化率は2015年で29.4%となっています。
- 世帯数は、2015年で13,916世帯であり、2005年からの10年間で657世帯（5.0%）増加しています。

位置図



○ 人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

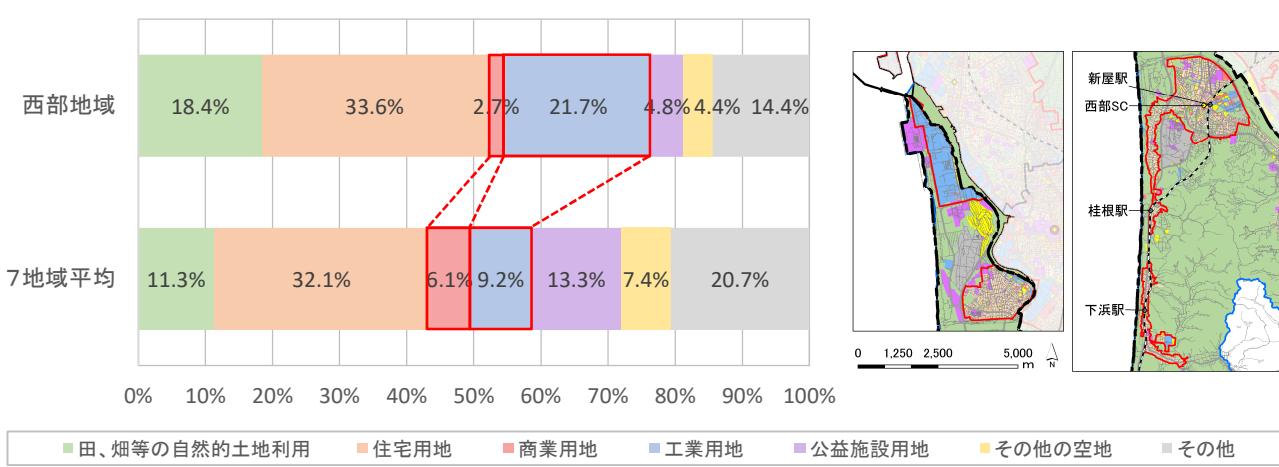
① 土地利用

主な課題	■新屋地区は、住宅地と近接・混在した商業地として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、多様な土地利用が調和した拠点性の維持・向上を図る必要があります。
	■低未利用土地等の既存ストックの保全・活用などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。
	■西部工業団地等の工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業環境の維持・形成を図るとともに、未分譲地の有効活用および地域産業の活性化を進めていく必要があります。
	■地域にある海岸や雄物川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。

〔概況〕

- 西部地域の面積は約8,450haで、地域の約8割（約6,630ha）に都市計画区域※が指定されています。また、新屋駅を中心に広がる住宅地や商業地、国道7号沿道の住宅地、西部工業団地等の工業地等に市街化区域※（約1,200ha）が指定されています。
- 雄物川沿いの優良な田園地帯に農業地域の農用地区域、海岸沿いの樹林地や丘陵地に森林地域の保安林が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、工業用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比の約2倍にあたる21.7%を占めています。一方、商業用地の割合が少なく、市街化区域※全体の構成比の約1/2にあたる2.7%となっています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



出典:平成28 年度秋田市都市構造分析調査業務を基に作成

〔商業・業務地〕

- 新屋駅周辺や新屋表町に商業地域を指定し、駅前や新屋表町通りに商業施設が分布しているものの集積は図られていません。そのため、商業施設の進出を促す環境整備や都市機能を補完する都心部へのアクセス性の向上が求められています。

〔住宅地〕

- 旧街道や主要地方道秋田天王線沿道を中心とし、新屋、浜田、桂根、下浜の各地区の既存住宅地が分布しています。新屋西地区土地区画整理事業や新屋南団地等の民間宅地開発による住宅地のほか、下浜地区では、職住近接型の住宅地が工業団地に隣接して整備されています。勝平地区は、風致地区※と調和した良好な居住環境を有し、他地区と比較して密度が高い住宅地が形成されています。
- 市街化区域※外では、主要地方道寺内新屋雄和線や県道川添下浜停車場線沿道を中心に既存集落が分布しています。
- 新屋表町通りや新屋駅の周辺、勝平、浜田、桂根、下浜の各地区で高齢化率が高く、特に新屋駅前や勝平地区を中心に、空き家が多く発生しています。
- 地域中心である新屋地区では、既存の住宅ストックの保全・活用を図りながら、人口密度を維持していくことが求められます。また、市街化区域※内のその他の住宅地では、低未利用土地に対応しながら、住環境を保全していくことが求められています。
- 市街化区域※外の既存集落は、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔工業地〕

- 新屋地区に西部工業団地、下浜地区に下浜工業団地、豊岩地区に豊岩工業団地がそれぞれ整備され、工業施設が集積しています。
- 秋田港に隣接した向浜地区に、大規模工場や秋田県の公設研究機関・産業支援機関が立地しています。
- これらの工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業環境の維持・形成を図るとともに、未分譲地の有効活用および地域産業の活性化を進めていくことが求められています。

〔自然環境等〕

- 市街化区域※外では、海岸部に保安林に指定された松林、丘陵部に樹林地、平野部に優良農地が分布しており、市街地と自然環境が近接しています。また、丘陵地には大小様々な堤・池沼があり、里地里山が残されているほか、地域内に雄物川が流れています。
- 勝平山や大森山公園を中心としたまとまった緑地に風致地区※を指定し、良好な自然環境を保全しています。
- 市街化区域※では、大川端帯状近隣公園や新屋大川散歩道など、緑を感じられる回遊路が整備されています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。

② 交通体系

主な課題

- 新屋地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。

〔道路〕

- 外周部環状道路に位置づけた都市計画道路下浜ハ橋線や新屋豊岩線等の路線は、地域内の全区間が供用済（一部含む）です。
- 放射道路および分散導入路に位置づけた都市計画道路下浜ハ橋線は、地域内の全区間が供用済（一部含む）です。
- これらの骨格道路は、さらなるアクセス性の向上に向けた維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- JR羽越本線の新屋駅、桂根駅、下浜駅が立地しています。
- 地域内には、鉄道や路線バスのほか、マイタウン・バス※（コミュニティバス）が運行されています。
- 勝平地区は、新屋地域と都心・中心市街地をつなぐ主要なバス路線上に位置し、都心・中心市街地とのつながりが強くなっています。
- 交通結節点として新屋駅周辺の機能維持・強化を図るとともに、都心・中心市街地へのアクセス性向上に向け取り組むなど、地域内・地域間の円滑な移動が行える環境づくりが求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題	■新屋地区は、低層の商業地や住宅地が混在した特性に配慮しつつ、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■市街地に近接した自然環境を保全しつつ、大森山公園や海水浴場等の既存施設について、レクリエーションの場として積極的な活用を図る必要があります。

〔都市機能等〕

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設が他の地域に比べ少なく、そのほとんどが新屋駅周辺や勝平地区に立地しています。
- 新屋駅に近接し、行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する西部市民サービスセンター（ウェスター）が立地しています。
- 新屋地区の歴史とものづくりの精神を伝承し、秋田公立美術大学の学生や地域住民等が交流する拠点施設として、秋田市新屋ガラス工房が立地しています。
- 多くの学生が集まる、秋田公立美術大学が立地しており、新屋表町通り等の空き家をギャラリーやカフェなど様々な用途に活用するプロジェクトや大森山アートプロジェクトなど、大学のリソースと地域が連携した取組が行われています。今後とも、大学との連携強化や地域住民との交流促進等を進めていくことが求められています。
- 地域中心である新屋地区では、既存の公共公益施設や生活サービス施設、文化・交流施設、教育施設をいかし、拠点性を維持・増進していくことが求められています。
- 大森山公園や浜田森林総合公園等の大規模公園、海水浴場など、周辺の自然環境と一緒にしたレクリエーション施設が立地しています。また、向浜地区には県立武道館やこまちスタジアムなど、スポーツ施設が集積しており、これらの施設をレクリエーションの場として積極的に活用していくことが求められています。

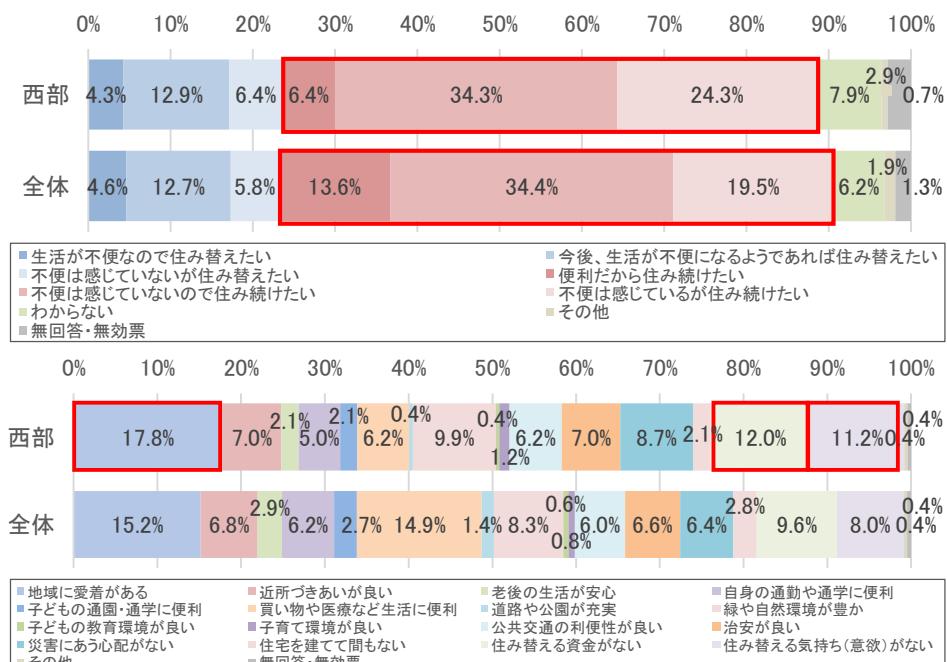
〔景観〕

- 新屋地区の新屋表町通り周辺は、町家や蔵、寺社等の歴史的建造物が点在しており、秋田公立美術大学と連携し、新屋表町通り景観まちづくりガイドラインを作成するなど、地域資源をいかした景観形成に取り組んでおり、今後もその活動を継続していくことが求められています。
- 大川端帯状近隣公園の桜並木や新屋大川散歩道の街路樹は、四季を感じられる良好な景観を形成しています。また、市街化調整区域※では、海岸や河川、農地、丘陵地などの自然景観が広がっており、これらの緑地等の適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「上水道・下水道の整備状況」や「川や水路のきれいさ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合が、市全体よりも2.5ポイント低い状況です。現在の地域に住み続けたい理由は、「地域に愛着がある」や「住み替える資金がない」、「住み替える気持（意欲）がない」が挙げられています。

○ 西部地域居住者の住み替え意向（上図）および西部地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

3 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 自然・産業・商業・住まいがほどよく調和した 活力あるまちづくり
- 生活サービス機能が充実した 利便性の高い生活拠点づくり
- 豊かな資源をいかした 交流を生むまちづくり

西部地域は、住宅地をはじめ大規模な工業団地や公共公益施設などの多様な施設が立地する市街地が形成されており、市街地周辺には良好な自然環境が保全されています。

今後も、周辺環境に配慮しつつ、良好な操業環境の形成や、低未利用土地等の既存ストック※の活用による住環境の保全などを図ることで、自然・産業・商業・住まいが調和した、将来にわたり持続可能な市街地の形成を目指します。

本地域の地域中心となる雄物川南側の新屋地区については、既存の行政・文化機能や公共交通の維持・充実を図るとともに、日常の暮らしの中で必要な生活サービス施設や居住を誘導し、地域住民の生活利便性の向上に向けた環境づくりを進めます。

また、本地域が有する海岸や河川、丘陵地などの豊かな自然環境の保全を促進するほか、秋田公立美術大学や地域住民等との連携により、大森山公園や新屋ガラス工房などの観光・交流拠点の積極的な利活用を図り、交流人口の拡大による地域の活力向上とにぎわいの創出に取り組みます。

	主な課題	地域づくりの方向性
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新屋地区は、住宅地と近接・混在した商業地として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、多様な土地利用が調和した拠点性の維持・向上を図る必要があります。 ■ 低未利用土地等の既存ストックの保全・活用などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。 ■ 西部工業団地等の工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業環境の維持・形成を図るとともに、未分譲地の有効活用および地域産業の活性化を進めていく必要があります。 ■ 地域にある海岸や雄物川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然・産業・商業・住まいがほどよく調和した活力あるまちづくり ■ 生活サービス機能が充実した利便性の高い生活拠点づくり ■ 豊かな資源をいかした交流を生むまちづくり
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新屋地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。 	
市街地整備・住環境等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新屋地区は、低層の商業地や住宅地が混在した特性に配慮しつつ、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。 ■ 市街地に近接した自然環境を保全しつつ、大森山公園や海水浴場等の既存施設について、レクリエーションの場として積極的な活用を図る必要があります。 	

3 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 地域中心の都市機能の充実

- 新屋地区は、鉄道駅や医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設等が立地していることから、生活拠点として、日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能の維持・増進を促進します。また、多くの学生が集まる大学が地域内に立地している特性をいかし、市民や学生が集う、にぎわいのある地域中心の形成を目指します。
- 都市機能誘導区域※への日常生活に必要な都市機能の誘導を進めつつ、不足機能の補完を図るため、中央地域との連携強化により、都心部へのアクセス性の向上に取り組みます。

■ 快適な居住環境の形成

- 地域中心である新屋地区のほか、拠点間を結節する重要なバス路線沿線等の居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。
- 新屋日吉町地区や新屋田尻沢地区等の土地区画整理事業や民間宅地開発による住宅地は、住宅ストックの保全・活用など、居住環境の保全を図ります。
- 勝平山の住宅地は、自然環境との調和に配慮しながら生活環境の維持・向上を進め、風致地区※内の良好な居住環境の保全を図ります。

■ 郊外既存集落の維持

- 既存集落は、生活環境の改善とともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域※の空き家等では、都市計画制度の導入検討などにより、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を図ります。

■ 工業地の環境整備

- 地域内の工業団地は、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りつつ、良好な操業環境を維持します。
- 工業地内に残された未分譲地や空き地等は、企業誘致や利活用を促進します。

■ 都市のスponジ化^{*}対策

- 空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域内では、地域コミュニティやまちづくり団体等が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

■ 自然環境等の保全・管理

- 山間や雄物川沿いの平野部に分布する優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約やほ場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 市街地を囲む丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 良好的な自然環境を有している勝平山および大森山風致地区^{*}の環境保全を図ります。
- 日本海沿岸や地域内に流れる雄物川等の水環境は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により、環境の保全と魅力ある水辺景観の創出を図ります。
- 風況の良い海岸部における風力発電など、地域特性をいかした再生可能エネルギーの利用を促進します。

② 交通体系の方針

■ 幹線道路の整備促進

- 環状道路や放射道路に位置づけた都市計画道路新屋豊岩線等は、市外や他地域との連携を担う骨格道路網の一部として、その機能を維持します。
- 分散導入路の役割を持つ都市計画道路下浜八橋線の一部区間を、短期・中期的に外周部環状道路の役割を担う道路として、機能向上を図ります。
- 郊外部から地域中心へのアクセス道路となる県道は、関係機関との調整を図りながら、道路環境の向上と機能保全を促進します。

■ 持続可能な公共交通の確保

- 新屋駅は、バス交通との連携強化や駐輪場の適正な管理など交通結節機能^{*}の充実を図ります。
- 都心・中心市街地等との連携を担う路線バスは、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性の向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 将来にわたって移動手段を確保するため、マイタウン・バス^{*}の持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進します。

③ 住環境・市街地整備等の方針

■ 観光拠点の利活用による地域活力の創出

- 大森山公園は、将来にわたり市民の憩いの場として親しまれる公園づくりと、より魅力的な観光拠点とするため、再整備を進めます。
- 浜田森林総合公園やこまちスタジアム等のスポーツ施設、桂浜等の海水浴場は、恵まれた自然環境と都市近郊の立地をいかしたレクリエーション拠点として、積極的なPR展開と利活用を進めます。

■ 地域資源をいかした魅力ある景観づくり

- 新屋表町通りの伝統的な街並み、大川端帯状近隣公園の桜並木、雄物川の水辺空間など、多様な地域資源をいかし、地域住民や秋田公立美術大学等との協働により魅力ある景観づくりを促進するとともに、住民主体のまちづくりや歴史文化の伝承、ものづくりの振興と地域交流を進めます。
- 新屋駅周辺地区は、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせ、市民緑地認定制度※の活用促進等により、官民協働で重点的に緑化を推進します。
- 既存住宅地は、周辺の丘陵地や農地、海岸林等の自然環境との調和を図るため、緑のまちづくり活動支援基金による支援等により、市民発意の緑化活動等を促進します。
- 丘陵地や堤等の里地里山景観、砂浜と松林、海辺等の海岸景観など、本地域が有する美しい自然資源をいかした景観の維持・保全を図ります。

■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 西部市民サービスセンター（ウェスター）を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

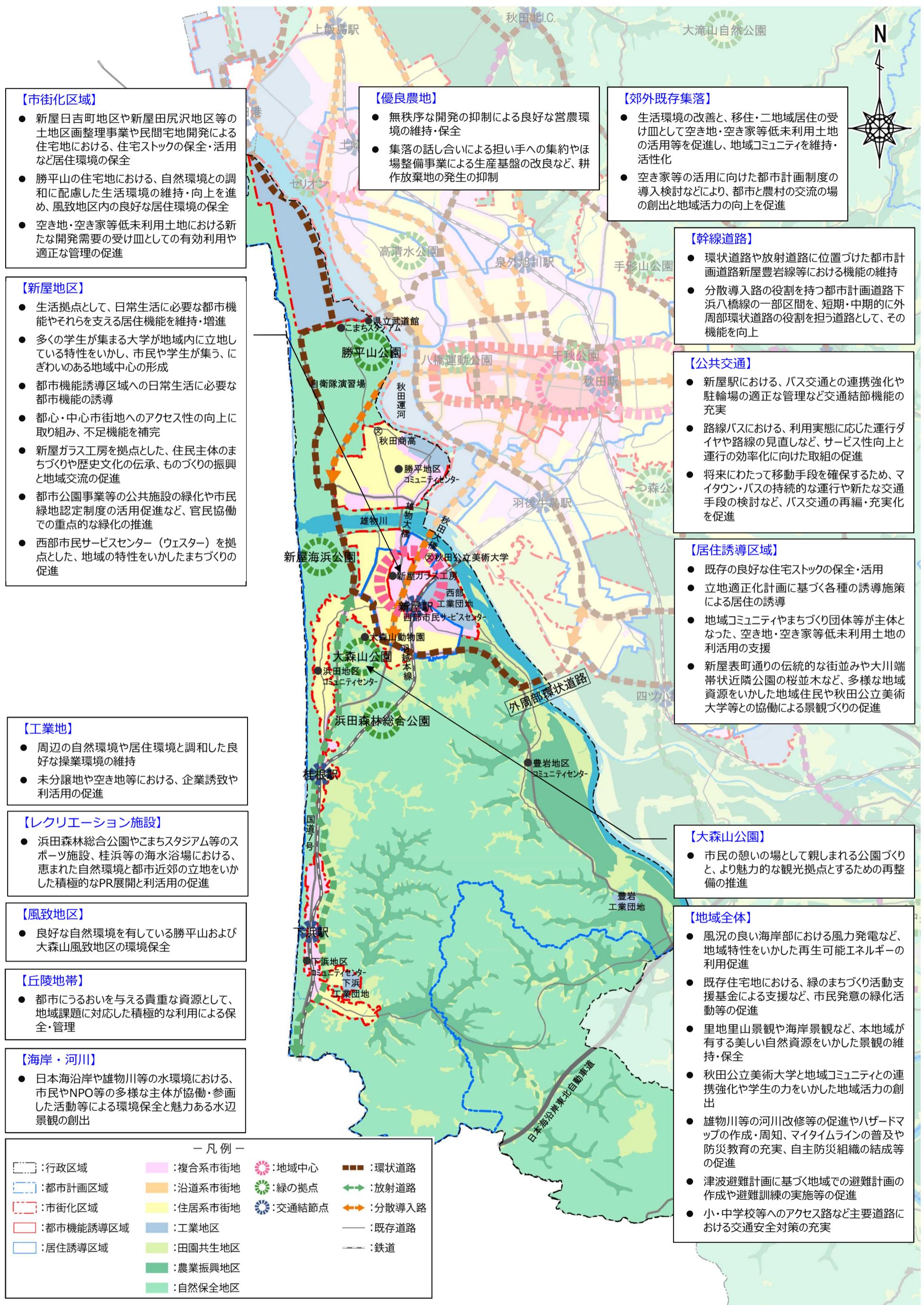
■ 大学をいかしたまちづくり

- 地域内に秋田公立美術大学が立地している特性をいかし、学校と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出を図ります。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、雄物川等の河川改修等を促進するほか、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実、自主防災組織※の結成促進等を図ります。
- 津波避難計画に基づき、地域における避難計画の作成や避難訓練の実施等を促進します。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

西部地域構想図



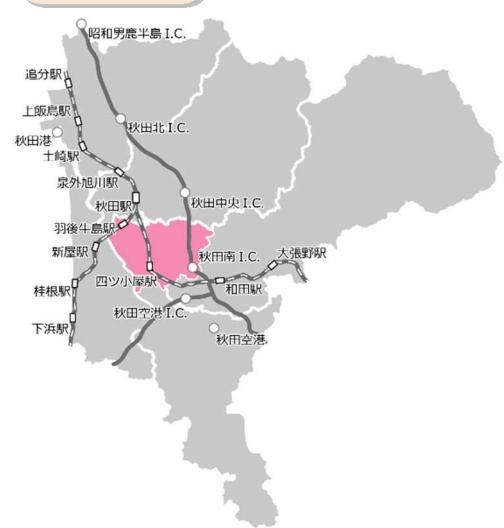
4. 南部地域

4-1. 地域の概要

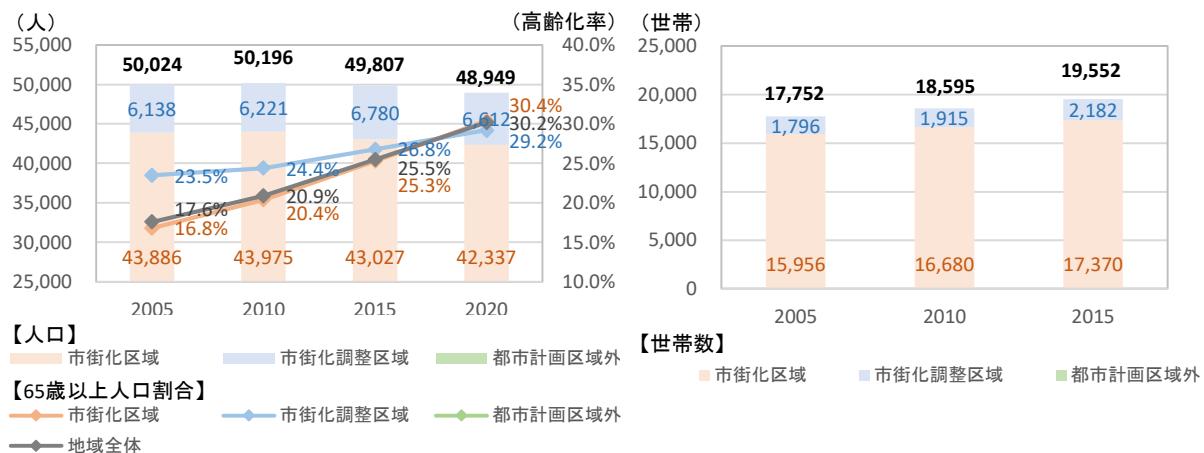
(1) 概況

- 南部地域は、豊かな水田と丘陵地で構成された田園空間の中に、人口の増加等に伴い住宅地が徐々に拡大しながら形成されてきた市街地が広がっています。
- また、四ツ小屋駅の東側には、本地域の地域中心となる御所野地区（御所野ニュータウン）が整備されています。
- 御所野地区は、職住近接型のニュータウンとして開発された大規模団地で、住宅地のほか商業・流通・工業機能も有しており、河辺・雄和地域の都市機能を補う地域連携拠点としての役割も担っています。
- 秋田赤十字病院が立地しており、市の医療を支えています。
- 人口は、2015年（平成27年）で49,807人であり、2005年（平成17年）からの10年間で217人(0.4%)のみの減少となっています。高齢化率は2015年で25.5%となっており、7地域の中で最も高齢化率が低くなっています。
- 世帯数は、2015年で19,552世帯であり、2005年からの10年間で1,800世帯(10.1%)増加しており、7地域の中で最も世帯数が増加しています。

位置図



○ 人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

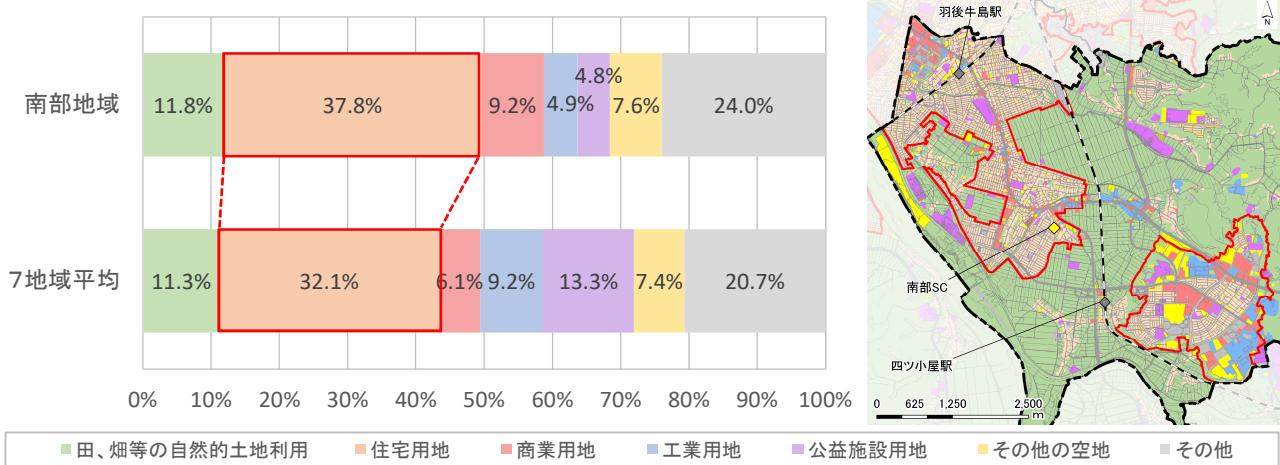
① 土地利用

主な課題	■御所野地区は、地域内のみならず、他地域からも利用される拠点として、拠点性の維持・向上に資する適正な土地利用の誘導を図る必要があります。
	■牛島や仁井田、御野場地区は、既存ストックの活用や低未利用土地への対応に取り組み、居住環境の維持・改善を図っていく必要があります。
	■地域にある雄物川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。

〔概況〕

- 南部地域の面積は約4,170haで、地域全域に都市計画区域※が指定されています。また、地域の北西部に広がる住宅地等と御所野地区に市街化区域※（約1,100ha）が指定されています。
- 田園・丘陵地帯には、農業地域の農用地区域や森林地域の地域森林計画対象民有林※が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、住宅用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比よりも5.7ポイント多い37.8%を占めています。また、商業用地も3.1ポイント多い9.2%を占めています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



出典:平成28 年度秋田市都市構造分析調査業務を基に作成

〔商業・業務地〕

- 御所野地区では、大規模集客施設のほか、スーパーや飲食店等の商業施設が集積しており、地域内・外から利用される商業の拠点として、その機能を維持していくことが求められています。
- 国道13号の沿道に、沿道型の商業施設が分布しており、近隣住民の身近な買い物の場として、その機能を維持していくことが求められています。

〔住宅地〕

- 御所野地区では、職住近接型のニュータウンとして、商業施設や工業・流通施設と近接し、都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されています。御所野地区内の住宅地のうち、半数以上の範囲で地区計画※が策定されており、住環境の保全が図られています。また、中央地域から連続している牛島や仁井田、御野場等の各地区では、大小様々な住宅団地が整備されており、市街化区域※全体で、比較的密度の高い住宅地が形成されています。
- 市街化調整区域※では、山手台や南ヶ丘において大規模な住宅団地が整備されており、地区計画※によって住環境の保全が図られています。その他の地区では、田園地帯に既存集落が分布しています。
- 御所野地区の住宅地のほか、市街化調整区域※の山手台・南ヶ丘の両地区でも人口が増加しており、今後も定住人口の確保に向け、良好な居住環境を維持していくことが求められています。
- 牛島や仁井田、御野場地区を中心に高齢化率が高く、牛島地区では空き家が多く発生しており、既存ストック※の保全・活用を図るほか、低未利用土地に対応しながら、住環境を保全していくことが求められています。
- 市街化調整区域※の既存集落は、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔工業地〕

- 御所野地区に、居住者の就業の場となる秋田新都市産業区が整備されており、工業や流通業務施設が集積しています。
- 卸町地区に、卸団地（秋田卸センター）が整備され、流通業務施設が集積しています。
- これらの工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業・事業環境を維持していくことが求められています。

〔自然環境等〕

- 市街化区域※外では、地域中央の平野部に優良農地が、東側に丘陵地が広がっており、市街地と自然環境が近接しています。丘陵地は、谷筋の農地と既存集落によって、里地里山が残されています。
- 地域の西側に広大な河川緑地を有する雄物川、南北の地域境界となる太平川や岩見川、地域の中央部に猿田川が流れています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。
- 猿田川や古川流域の宅地等では、これまで浸水被害に複数回見舞われています。土砂や浸水被害の危険性のある区域では、ハード・ソフトの両面から対策に取り組むことが求められています。

② 交通体系

主な課題	■隣接する河辺・雄和の各地域との連携・交流のほか、中央地域等の他地域との連携・交流を支えるため、公共交通サービスの維持・増進を図る必要があります。
------	---------------------------------------------------------------------------

〔道路〕

- 市街地環状道路に位置づけた都市計画道路横山金足線や御所野追分線は、地域内の全区間が整備済です。
- 外周部環状道路に位置づけた都市計画道路秋田外環状道路や南部中央線等の路線は、地域内の全区間が供用済です。
- 放射道路および分散導入路、交通結節点アクセス路に位置づけた都市計画道路御所野追分線や秋田空港線等の路線は、地域内の全区間が供用済です。
- これらの骨格道路は、機能の保全に向けた計画的な維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- JR奥羽本線の四ツ小屋駅およびJR羽越本線の羽後牛島駅が立地しています。
- 地域内には、鉄道や路線バスのほか、マイタウン・バス※（コミュニティバス）が運行されています。また、御所野地区の大規模な商業施設および秋田赤十字病院が、路線バスとマイタウン・バス※の主要な接続地点として河辺・雄和の各地域との連携・交流を支えており、地域間の円滑な移動が行える環境を維持していくことが求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題	<ul style="list-style-type: none">■御所野地区は、多様な機能が集積する利便性の高い住宅地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■緑を配した良好な住宅地景観や市街地に近接する自然環境を保全する必要があります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔都市機能等〕

- 御所野地区は、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設が集積しています。また、御所野総合公園をはじめ、身近に利用できる都市公園が多く分布しているほか、秋田テルサやゴルフ場などのスポーツ施設も立地しています。
- 御野場地区に、行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する南部市民サービスセンター（なんぴあ）が立地しています。
- 上北手地区に、救急救命センターである秋田赤十字病院が立地しています。
- 都市と農村との交流を促進する施設として、仁井田スーパー農園（市民農園）が立地しています。
- 地域中心である御所野地区は、既存の生活サービス施設やスポーツ施設をいかし、拠点性を維持・増進していくことが求められています。
- 一つ森公園や雄物川の河川緑地など、周辺の自然環境と一体となったレクリエーション施設が立地しています。また、雄物川や岩見川の堤防に、県道雄和仁別自転車道や秋田河辺雄和自転車道が整備され、広域的な自転車道路ネットワークを形成しており、自転車利用の促進や健康増進等の観点から、これらの施設の機能維持・拡充および積極的な活用が求められています。

〔景観〕

- 御所野地区は、街路樹等の緑を配し、整然とした街並みが広がっており、その環境を保全するため地区計画※が定められています。今後とも、統一感のある街並み景観の形成に向けた取組が求められています。
- 市街化調整区域※は、市街地に近接して田園や森林景観が広がり、太平川の桜並木など四季を感じられる良好な景観を形成していることから、これらの緑地等の適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

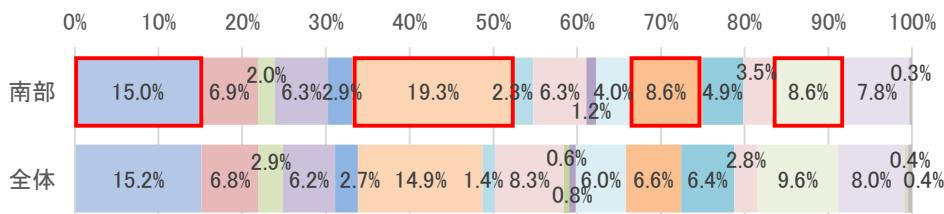
〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「上水道・下水道の整備状況」や「日常の買い物の便利さ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合は、市全体と同程度の66.9%となっています。その理由として、「買い物や医療など生活に便利」や「地域に愛着がある」、「治安が良い」、「住み替える資金がない」が挙げられています。

○ 南部地域居住者の住み替え意向（上図）および南部地域に住み続けたい理由（下図）



■ 生活が不便なので住み替えたい
■ 不便は感じていないが住み替えたい
■ 不便は感じていないので住み続けたい
■ わからない
■ 無回答・無効票
■ 今後、生活が不便になるようであれば住み替えたい
■ 便利だから住み続けたい
■ 不便は感じているが住み続けたい
■ その他



■ 地域に愛着がある
■ 子どもの通園・通学に便利
■ 子どもの教育環境が良い
■ 災害にあう心配がない
■ その他
■ 近所づきあいが良い
■ 買い物や医療など生活に便利
■ 子育て環境が良い
■ 住宅を建てて間もない
■ 無回答・無効票
■ 老後の生活が安心
■ 道路や公園が充実
■ 公共交通の利便性が良い
■ 治安が良い
■ 住み替える資金がない
■ 自身の通勤や通学に便利
■ 緑や自然環境が豊か
■ 治安が良い
■ 住み替える気持ち(意欲)がない

出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

4 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

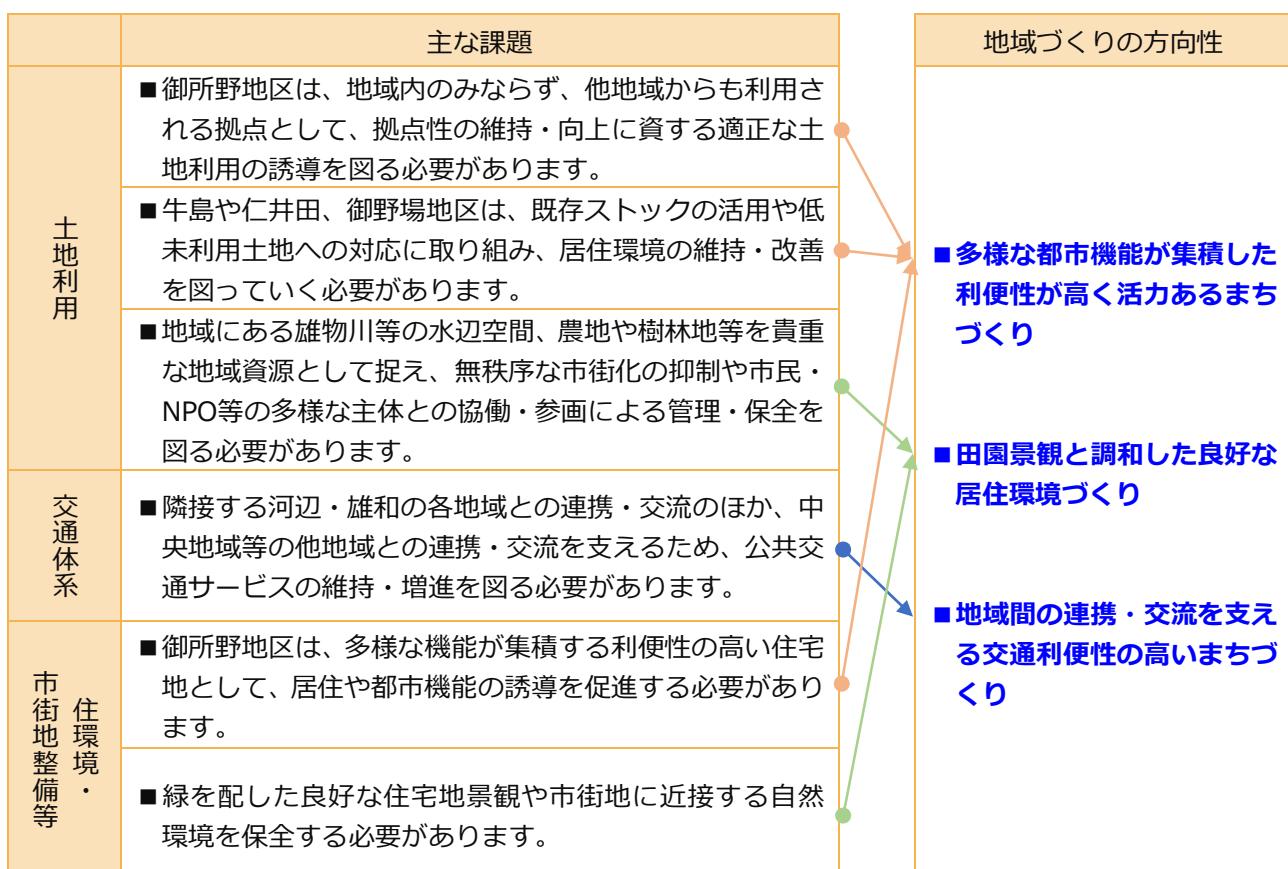
- 多様な都市機能が集積した 利便性が高く活力あるまちづくり
- 田園景観と調和した 良好な居住環境づくり
- 地域間の連携・交流を支える 交通利便性の高いまちづくり

南部地域は、地域内を東西に走る国道13号沿線や御所野地区など、商業・産業・医療・交通等の多様な都市機能が集積する生活利便性の高い地域です。

今後も、牛島・仁井田・御野場地区等の公共交通が利用しやすく、生活サービス機能が確保された地区への居住誘導とともに、御所野地区においては、企業等の産業機能の維持や、都市機能と居住の誘導を促進し、地域内外から多くの人が集まる活力あるまちづくりを進めます。

また、本地域が有する田園・丘陵地域や雄物川の水辺空間などの、豊かな自然環境については、引き続き適切な保全活動を促進するとともに、市街地についても、周辺の田園環境との調和に配慮しながら、自然災害への対応なども含め、良好な居住環境の形成を図ります。

御所野地区については、本地域だけでなく、河辺・雄和地域等の周辺地域の都市機能を補完する地域連携拠点となることから、鉄道やバス路線など、既存の公共交通機関との連携強化や幹線道路の機能維持により、周辺地域へのアクセス性を確保し、利便性の高いまちづくりを目指します。



4 – 3. 地域づくりの方針

④ 土地利用の方針

■ 地域中心における都市機能の充実

- 御所野地区は、大規模商業施設のほか、医療・福祉・子育て支援等の生活サービス施設等も立地した生活拠点であり、周辺地域の不足機能を補完する役割も担うことから、引き続き既存の都市機能とそれらを支える居住の維持・増進を図ります。
- 秋田新都市産業区は、産業振興や地域住民等の就業の場として、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りつつ、良好な操業環境を維持します。

■ 商業・業務機能の適切な規制・誘導

- 国道13号沿道に形成されている沿道型の商業・業務地は、後背に広がる住宅地への影響および都市全体の商業地との機能・役割分担に十分に配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

■ 快適な居住環境の形成

- 地域中心である御所野地区のほか、南部市民サービスセンター（なんぴあ）が立地する御野場団地や、拠点間を結節する重要なバス路線沿線に位置し一定の生活サービス施設が立地している牛島・仁井田地区等の居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。
- 市街化調整区域※の山手台や南ヶ丘の大規模な住宅団地は、地区計画※の適切な運用により、周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境を維持します。

■ 地域の活力向上に向けた環境整備

- 御所野地区に整備された工業団地や流通業務団地、商業・業務地等の産業地は、地域産業の振興や地域住民の雇用の場として、秋田空港や秋田自動車道等の近隣の広域交通網をいかしたアクセス性の向上を図りつつ、地区計画※の適切な運用等により操業環境を維持し、積極的に企業誘致を促進します。
- 秋田市園芸振興センターや仁井田スーパー農園は、農業の担い手の育成や都市と農村の交流を促進する場として、その機能の維持・充実を図ります。

■ 都市のスponジ化※対策

- 空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域内では、地域コミュニティやまちづくり団体等が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

■ 郊外既存集落の維持

- 既存集落は、生活環境の改善とともに、移住・二地域居住^{*}の受け皿として空き地・空き家等低末利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域^{*}の空き家等では、都市計画制度の導入検討などにより、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を図ります。

■ 自然環境等の保全・管理

- 地域中央の平野部に分布する優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約やほ場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 地域の東側に広がる丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 地域内を流れる雄物川や太平川、岩見川、猿田川等の河川は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により、河川環境の保全と魅力ある河川景観の創出を図ります。

⑤ 交通体系の方針

■ 幹線道路の機能維持

- 環状道路や放射道路、分散導入路、交通結節点アクセス路に位置づけた都市計画道路横山金足線等は、市外や他地域との連携を担う骨格道路網の一部として、その機能を維持します。

■ 持続可能な公共交通の確保

- 御所野地区は、路線バスとマイタウン・バス^{*}を接続し、河辺・雄和の各地域との連携・交流を支える乗継拠点として、円滑な乗り継ぎ環境の整備を図ります。
- 都心・中心市街地等との連携を担う路線バスは、利用実態に応じた運行ダイヤや路線の見直しなど、サービス性の向上と運行の効率化に向けた取組を促進します。
- 羽後牛島駅や四ツ小屋駅は、乗換環境の整備など交通結節機能^{*}の充実を図り、公共交通の利用を促進します。

⑥ 住環境・市街地整備等の方針

■ 地域資源をいかしたまちづくり

- 一つ森公園や御所野総合公園は、自然・歴史に触れ合える大規模公園として、適切な維持・管理を図るとともに、イベントの開催や機能の充実による魅力向上を図ります。
- 雄物川河川緑地は、運動や健康増進等を目的とした利用を促進するため、適切な維持・管理を図るとともに、機能の充実による魅力向上を図ります。
- 県道雄和仁別自転車道や秋田河辺雄和自転車道は、広域的な自転車道路ネットワークとして、自転車利用の促進や健康増進等を目的とした利用を促進するため、積極的なPR展開と利活用を進めます。

■ 地域資源をいかした魅力ある景観づくり

- 御所野地区や山手台および南ヶ丘の住宅地は、市民発意の緑化活動等により統一感のある魅力的な街並み景観の形成に向け、緑のまちづくり活動支援基金による支援や、地区計画※制度、緑地協定※等の適切な運用を促進します。
- 既存住宅地は、周辺の丘陵地や農地等の自然環境に配慮しながら、緑のまちづくり活動支援基金による支援等により、市民発意の緑化活動等を促進します。
- 都心・中心市街地に近接する主要な住宅地である牛島地区およびその周辺は、都市公園事業等の公共施設の緑化とあわせ、市民緑地認定制度※の活用促進等により、官民協働で重点的に緑化を推進します。
- 田園・丘陵地帯や河川空間など、本地域の豊かな自然環境をいかした良好な景観の保全を図るとともに、そこで生息する貴重な生物の保護・再生に向けた取組を促進します。

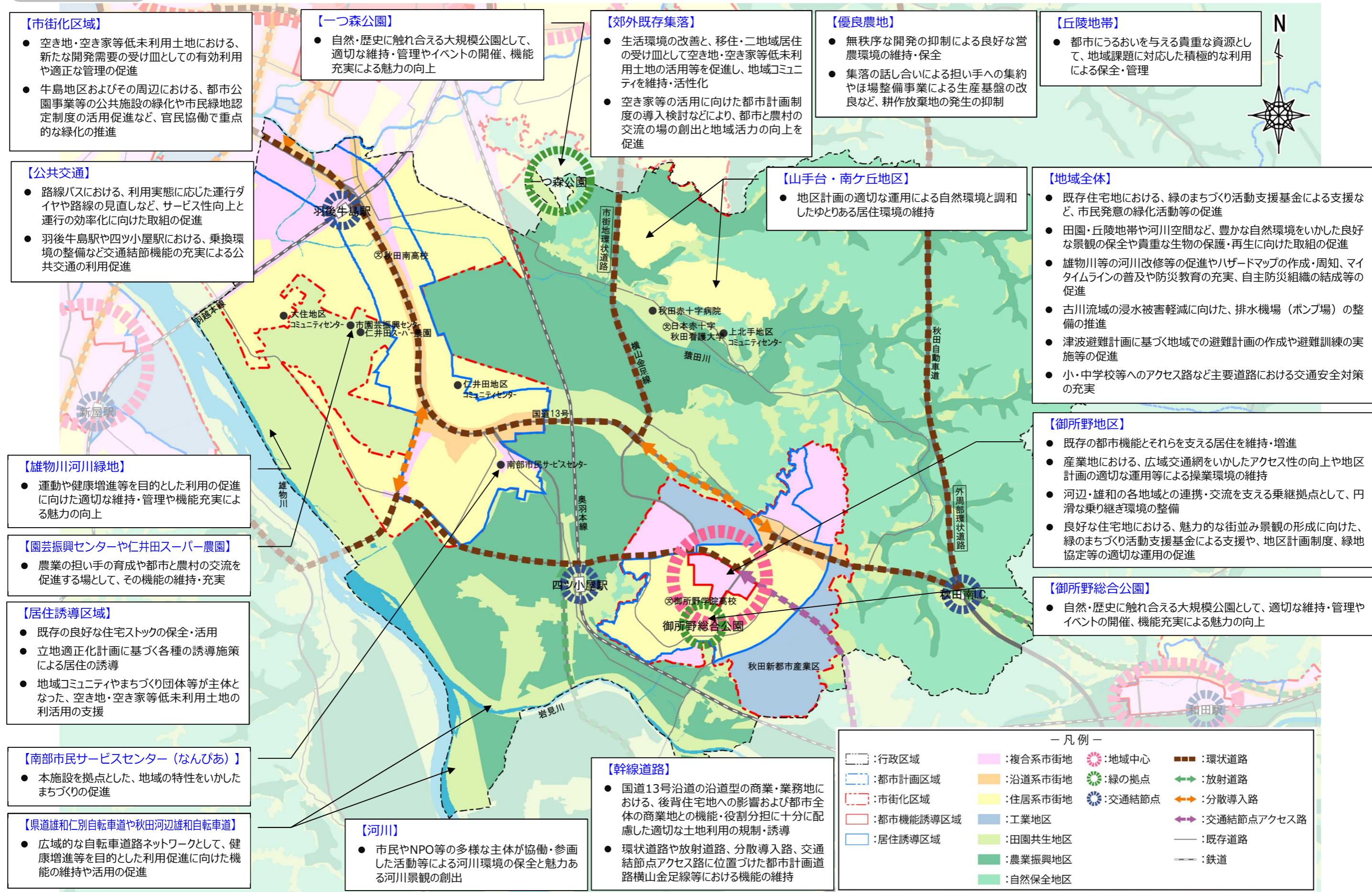
■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 南部市民サービスセンター(なんぴあ)を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、雄物川等の河川改修等を促進するほか、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実、自主防災組織※の結成促進等を図ります。
- 古川流域の浸水被害軽減に向けて、排水機場（ポンプ場）等の整備を推進します。
- 津波避難計画に基づき、地域における避難計画の作成や避難訓練の実施等を促進します。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

南部地域構想図



5. 北部地域

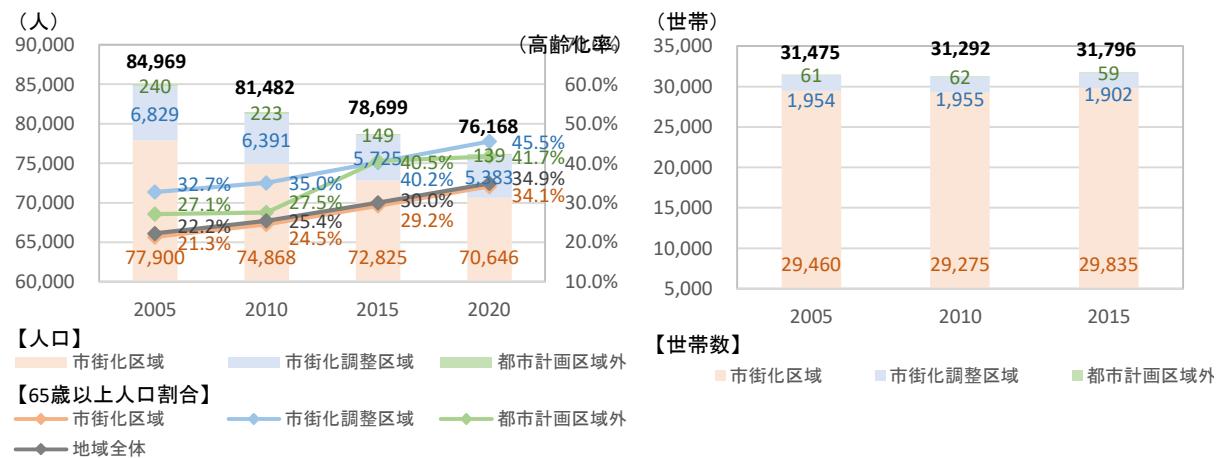
5-1. 地域の概要

(1) 概況

- 北部地域は、西側に秋田港や鉄道駅を中心とした市街地が形成されており、東側には田園や丘陵地などの豊かな自然環境が広がっています。
- 本地域の地域中心である土崎地区は、港町として栄えてきた歴史があり、羽州街道沿いや土崎駅周辺を中心に市街地が形成されてきました。本町通りや中央通りに商業地が形成され、国道7号沿道には沿道型の商業施設が立地しています。
- 秋田港は、港湾機能に加え、地域住民や国内外観光客の親水・交流の場となっているほか、その周辺には、工業団地が整備され、産業や物流、エネルギー供給の役割を担っています。
- また、市街地の周辺には、農地や丘陵地が広がり、史跡秋田城跡や県立小泉潟公園、大滝山自然公園などの歴史・文化資源も立地するなど、多様な特性を有しています。
- 人口は、2015年（平成27年）で78,699人であり、2005年（平成17年）からの10年間で6,270人（7.4%）減少しています。高齢化率は2015年で30.0%となっており、7地域の中では河辺・雄和の各地域に次いで3番目に高齢化率が高くなっています。
- 世帯数は、2015年で31,796世帯であり、2005年からの10年間で321世帯（1.0%）増加しています。



○ 人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典:各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

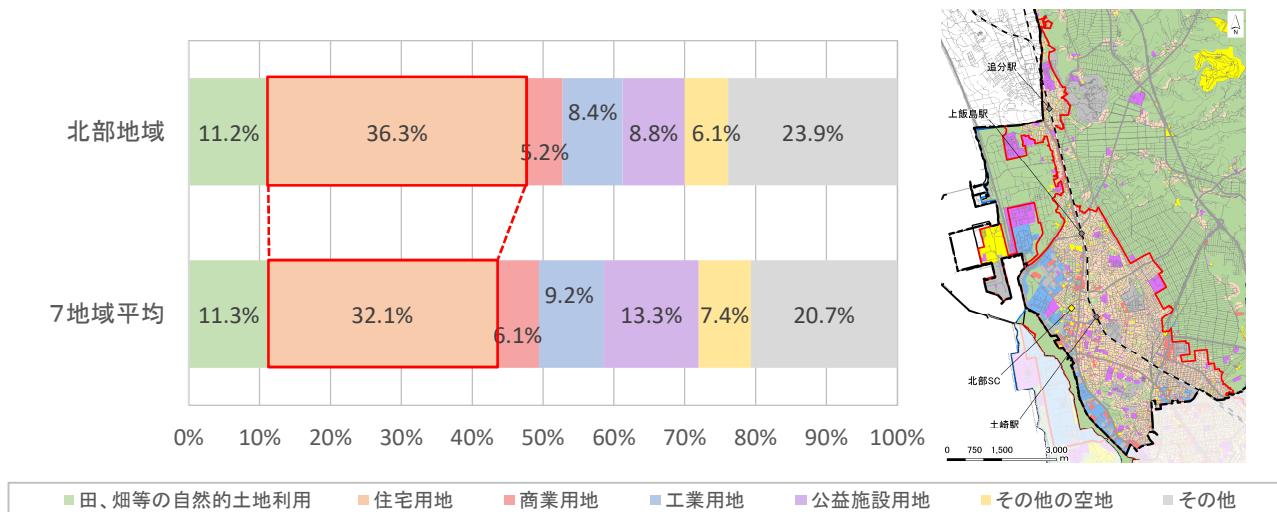
① 土地利用

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ■土崎地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、拠点性の維持・向上を図る必要があります。 ■既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。 ■秋田港を中心とした工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業・事業環境を維持していく必要があります。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔概況〕

- 北部地域の面積は約13,550haで、そのうちの約8割（約10,260ha）に都市計画区域※が指定されています。また、国道7号沿道や秋田港周辺の工業団地、土崎駅を中心に広がる住宅地や商業地等に市街化区域※（約2,350ha）が指定されています。
- 東側の田園・丘陵地帯には、農業地域の農用地区域、森林地域の国有林等が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、住宅用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比よりも4.2ポイント多い36.3%を占めています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



〔商業・業務地〕

- 土崎地区の本町通りや中央通りに商店街が形成されていますが、空き店舗が発生するなど、住民の身近な買い物の場となる既存商店街の商業機能の充実化が求められています。
- 国道7号や主要地方道秋田天王線（通称：新国道）、秋田北インター線等の幹線道路沿道に、沿道型の商業施設が分布しており、今後とも、その機能を維持していくことが求められています。

〔住宅地〕

- 市街化区域※内では、秋田港周辺や旧雄物川沿岸を除き全体的に住宅地が形成されており、土崎駅周辺や将軍野地区、外旭川地区では他地区と比較して密度が高い住宅地が形成されています。
- 市街化調整区域※では、田園地帯や山間部に既存集落が分布しています。
- 市街化区域※内では鉄道駅周辺で高齢化率が高く、特に土崎駅周辺を中心に、空き家が多く発生しています。
- 地域中心である土崎地区では、既存の住宅ストックの保全・活用を図りながら、人口密度を維持していくことが求められています。また、市街化区域※内のその他の住宅地では、低未利用土地に対応しながら、住環境を保全していくことが求められています。
- 市街化調整区域※の既存集落は、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔工業地〕

- 秋田港および旧雄物川沿岸は臨港地区※を指定しており、工業や流通業務施設等が集積しています。また、秋田貨物駅の周辺に、工業や流通業務施設等が分布しています。
- これらの工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業・事業環境を維持していくとともに、新規立地や事業拡大に向けた取組が求められています。

〔自然環境等〕

- 市街化区域※外では、平野部に優良農地が、さらにその外側に丘陵地が広がっており、市街地と自然環境が近接しています。丘陵地は、地域内を流れる河川の源流域となっており、多くの堤を有するなど、水資源に恵まれています。
- 地域内には、旧雄物川のほか、新城川や草生津川が地域内を流れています。
- 県立小泉潟公園や高清水公園等を中心とした緑地に風致地区※を指定し、良好な自然環境を保全しています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。
- 新城川流域の宅地等では、これまで浸水被害に複数回見舞われており、洪水による被害を防止するため、河川改修事業が進められています。今後とも、土砂や浸水被害の危険性のある区域では、ハード・ソフトの両面から対策に取り組むことが求められています。

② 交通体系

主な課題

- 他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。

〔道路〕

- 市街地環状道路および外周部環状道路に位置づけた路線は、都市計画道路大浜上新城線および臨海秋操線の一部が事業中もしくは整備未着手となっています。
- 放射道路に位置づけた路線は、都市計画道路横山金足線の一部の整備が未着手となっています。
- 分散導入路や交通結節点アクセス路に位置づけた路線は、都市計画道路泉外旭川線の一部が事業中もしくは整備未着手となっています。
- これらの骨格道路は、さらなるアクセス性の向上に向けた整備や維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- JR奥羽本線の土崎駅、上飯島駅、追分駅が立地しています。また、公共交通の利用促進等に寄与する新たな交通結節点として、2021年（令和3年）に泉外旭川駅が開業しました。
- 地域内には、鉄道や路線バスのほか、マイタウン・バス※（コミュニティバス）が運行されており、幹線道路を中心として、バス路線が複数運行されるなど、他の地域と比較して公共交通の利便性が高い地域となっています。
- 秋田港では、苫小牧・新潟・敦賀を結ぶフェリーが運航されています。また、定期的にクルーズ船が寄港し、訪日外国人旅行客の回遊の起点となっています。
- 鉄道駅は、交通結節点としての機能維持・強化を図るとともに、都心・中心市街地へのアクセス性の維持に取り組むなど、地域内・地域間の円滑な移動が行える環境づくりが求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題	<ul style="list-style-type: none">■ 土崎地区は、地域住民はもとより、秋田港への来訪者にも利用される商業地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■ 港町が有する特徴的な歴史・文化をいかし、魅力的な市街地景観を形成していく必要があります。■ 卸売市場の再整備にあたり、アクセス性等立地条件や利用者ニーズを踏まえた施設整備および周辺土地利用を検討する必要があります。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔都市機能等〕

- 土崎駅を中心として、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスを提供する施設が分布しています。また、行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する北部市民サービスセンター（キタスカ）や土崎図書館等の公共公益施設も立地しています。
- 飯島地区に、総合病院である秋田厚生医療センターが立地しています。
- 秋田港の周辺には、土崎地区の歴史と文化を伝承するための拠点施設として、秋田市土崎みなど歴史伝承館が立地しています。また、道の駅「あきた港」が立地しており、施設内には市街地を一望できるポートタワーセリオン、年間を通じて縁に親しむことができる覆い付縁地のセリオンシリスタ、様々な活動を多目的に利用できるセリオンプラザを配置しています。
- 高清水公園や県立小泉潟公園、大滝山自然公園などが整備されており、市内外からの観光交流の拠点となっています。
- 地域中心である土崎地区は、既存の公共公益施設や生活サービス施設、文化・交流施設、観光施設をいかし、拠点性を維持・増進していくことが求められています。
- 多くの学生が集まる秋田県立大学や秋田工業高等専門学校が立地しており、これらの高等教育機関との連携強化や地域住民との交流促進等が求められています。
- 卸売市場の再整備にあたっては、アクセス性等立地条件や利用者ニーズを踏まえた施設整備および周辺土地利用の検討が求められます。

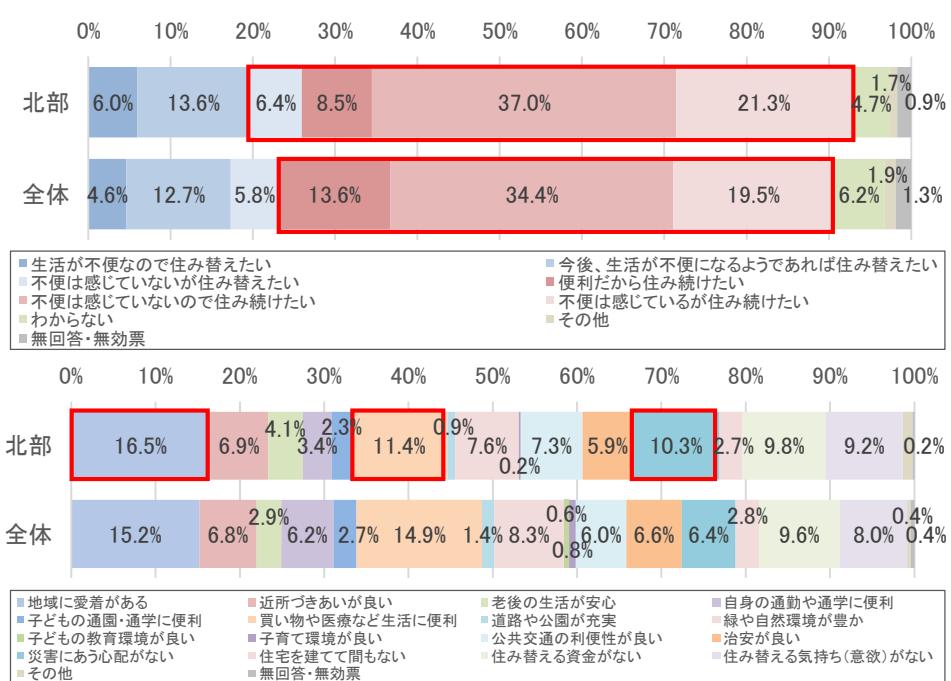
〔景観〕

- 土崎地区の本町通り周辺は、町家や商家、寺社等の歴史的建造物が点在しています。また、土崎駅周辺では電線類の地中化や、港町としての趣をいかした景観づくりが進められています。
- 秋田港周辺は、本市の代表的な臨海部の工業地景観を形成しています。また、ポートタワー セリオンでは、展望室から市街地を一望することができます。
- 港町として発展した本地域の特徴をいかした景観づくりが求められています。
- 市街化調整区域※は、市街地に近接して田園や森林景観が広がり、四季を感じられる良好な景観を形成していることから、これらの緑地等の適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「上水道・下水道の整備状況」が最も高く、次いで「緑の豊かさ」、「公園整備や緑化」や「保育園・幼稚園の近さ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合は、市全体と同程度の66.8%となっています。その理由として、「地域に愛着がある」や「買い物や医療など生活に便利」、「災害にあう心配がない」が挙げられています。

○ 北部地域居住者の住み替え意向（上図）および北部地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

5 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 港町の歴史・文化をいかした にぎわいを生む市街地づくり
- 都市機能や居住の誘導による 地域資源をいかした暮らしやすいまちづくり
- 交通環境をいかした 生活利便性の高いまちづくり

北部地域は、北東北の海の玄関口となる秋田港や、本市の産業を支える工業地帯に加え、海岸部の松林や田園・丘陵地などの自然的資源、史跡や公園、大学等高等教育機関をはじめとする歴史・文化資源などを有しています。

今後も、港湾機能の強化や、良好な操業環境の維持を図りながら産業の活性化を促進するとともに、本地域が有する多様な地域資源の保全・活用・連携による、魅力ある交流型のまちづくりを推進し、地域の活性化を目指します。

本地域の地域中心である土崎地区については、これまで集積してきた多様な都市機能や居住の維持・増進を図るとともに、土崎みなと歴史伝承館やポートタワーセリオン等の既存施設、土崎港曳山まつりやイベント等の活用など、港町としての歴史・文化をいかし、秋田港との一体的なまちづくりを推進します。

また、外旭川地区については、泉外旭川駅の開業や、新たな幹線道路の整備など、恵まれた交通環境をいかし、卸売市場の再整備に併せ、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の検討などにより、地域の活性化を目指します。

	主な課題	地域づくりの方向性
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土崎地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持・増進し、拠点性の維持・向上を図る必要があります。 ■ 既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。 ■ 秋田港を中心とした工業地は、周辺環境に配慮しながら、良好な操業・事業環境を維持していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港町の歴史・文化をいかしたにぎわいを生む市街地づくり ■ 都市機能や居住の誘導による地域資源をいかした暮らしやすいまちづくり ■ 交通環境をいかした生活利便性の高いまちづくり
体交通系	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。 	
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土崎地区は、地域住民はもとより、秋田港への来訪者にも利用される商業地として、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。 ■ 港町が有する特徴的な歴史・文化をいかし、魅力的な市街地景観を形成していく必要があります。 ■ 卸売市場の再整備にあたり、アクセス性等立地条件や利用者ニーズを踏まえた施設整備および周辺土地利用を検討する必要があります。 	

5 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 地域中心の都市機能の充実

- 土崎駅周辺は、鉄道駅や医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設等が集積していることから、生活拠点として、日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能の維持・増進を促進します。

■ 商業・業務機能の適切な規制・誘導

- 国道7号や主要地方道秋田天王線（通称：新国道）等の幹線道路沿道に形成されている沿道型の商業・業務地は、後背に広がる住宅地への影響および都市全体の商業地との機能・役割分担に十分に配慮した適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

■ 快適な居住環境の形成

- 地域中心である土崎地区のほか、拠点間を結節する重要なバス路線沿線等の居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。
- 泉外旭川駅北側周辺は、現用途地域※（第一種住居）を基本に、住環境の保全と併せ、食料品・日用品を取り扱う店舗の立地等、駅の利便性をいかした土地利用誘導を図ります。

■ 産業振興と地域の活性化に向けた秋田港の活用

- 秋田港は、コンテナ貨物やフェリー貨物の安定した輸送の確保と地域の産業振興に資する物流の効率化に向け必要な施設整備を促進します。
- クルーズ船の寄港・誘致を見据え、インバウンド誘客や交流人口の拡大に資する秋田港周辺の環境整備や周辺交通網との連携強化を図ります。
- 海の玄関口としてふさわしい交流促進拠点・親水拠点として、地域のにぎわい創出に資する親水空間の整備とともに、ポートタワーセリオンをはじめとする既存施設との連携等を促進します。
- 都市計画道路大浜上新城線は、高速道路からのアクセス性の向上等による貨物輸送の効率化を図るため、整備を促進します。

■ 都市のスponジ化※対策

- 空き地・空き家等低未利用土地は、新たな開発需要の受け皿として有効利用するほか、適正な管理を促進します。
- 都市機能および居住の各誘導区域内では、地域コミュニティやまちづくり団体等が主体となった、空き地・空き家等低未利用土地の利活用を支援します。

■ 郊外既存集落の維持

- 既存集落は、生活環境の改善とともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低末利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域※の空き家等では、都市計画制度の導入検討などにより、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を図ります。

■ 自然環境等の保全・管理

- 市街地を囲む優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約やほ場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 地域の東側に広がる丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 良好的な自然環境を有している高清水や焼山、浜ナシ山、金足風致地区※の環境保全を図ります。

② 交通体系の方針

■ 持続可能な公共交通の確保

- 土崎駅は、バス交通との連携強化や駐輪場の適正な管理など交通結節機能※の充実を図ります。
- 泉外旭川駅は、鉄道・バスによる公共交通ネットワーク上の新たな交通結節点として、生活利便性の向上や周辺施設へのアクセス機能の強化などを図ります。
- 追分駅は、駅利用者の利便性向上のため、鉄道事業者との連携により、バリアフリー化整備を推進します。
- 将来にわたって移動手段を確保するため、マイタウン・バス※の持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進します。

■ 幹線道路の整備促進

- 環状道路の未整備区間（都市計画道路大浜上新城線等）は、市内の交通の円滑化等を担う道路として、整備等を進めます。
- 分散導入路の未整備区間（都市計画道路泉外旭川線等）は、交通量の分散を図る道路として、整備等を進めます。
- 放射道路および交通結節点アクセス路に位置づけた都市計画道路御所野追分線等は、環状道路へのアクセスを強化する道路等として、その機能を維持します。
- 郊外部から地域中心へのアクセス道路となる県道は、関係機関との調整を図りながら、道路環境の向上と機能保全を促進します。

③ 住環境・市街地整備等の方針

■ 観光型まちづくりの促進

- 史跡秋田城跡、県立小泉潟公園については、豊かな自然をいかしながら、散策路ネットワークを充実させ、レクリエーションの場として魅力の向上を図ります。
- 市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体の連携・協働により、地域の名所や回遊ルートを紹介する案内板の設置やサインの整備、パンフレットの作成など、交流人口の拡大に向けた取組を促進します。
- 土崎みなと歴史伝承館やポートタワーセリオン等の既存施設、曳山等の祭りやイベント等をいかし、地域固有の歴史・文化と連携したまちづくりを促進します。

■ 地域資源をいかした魅力ある景観づくり

- 土崎駅周辺では港町としての趣をいかした景観づくりが進められており、街路樹および草花による沿道緑化や歴史的な建造物の保存等により、良好な都市景観づくりを促進します。
- 草生津川や新城川では、桜やコスモスなどの植栽によって、良好な河川景観が形成されています。今後も市民や行政など多様な主体の連携・協働によって、魅力ある河川景観の維持・保全を図ります。
- 日本海に沈む夕日や臨海部の工業地帯の夜景など、地域独自の海岸景観をいかし、ビューポイントの整備やPRを促進します。

■ 卸売市場の再整備等の検討

- 卸売市場は「秋田市卸売市場経営改革プラン行動計画」を踏まえ、市場運営の観点から、今後、施設の再整備に関する基本的な方向性を検討します。
- 卸売市場およびその周辺では、広域型スポーツ施設の立地を含め、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区について検討します。
- モデル地区における、スマート農業などの産業分野と、観光、スポーツ、環境、防災などの分野の一体的な展開による将来的な土地利用の検討などにより、先端技術を活用した地域の活性化を目指します。

■ 広域公園の活用

- 県立小泉潟公園は、追分駅や都市計画道路横山金足線など近隣の広域交通網をいかしたアクセス性の向上を図りながら、潟などの特色ある自然環境や県立博物館等の文化拠点をいかした魅力あふれる広域公園として、積極的なPR展開と利活用を促進します。
- 大滝山自然公園は、都心部からのアクセス性の向上を図りながら、市民や来訪者が自然と親しめる公園として積極的なPR展開と利活用を推進します。
- 高清水公園は、市民の郷土学習の場および憩いの場となる公園として、また、秋田城跡を観光資源として活用するため、必要な施設整備や体験学習等のソフト面の充実を図ります。

■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 北部市民サービスセンター(キタスカ)を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

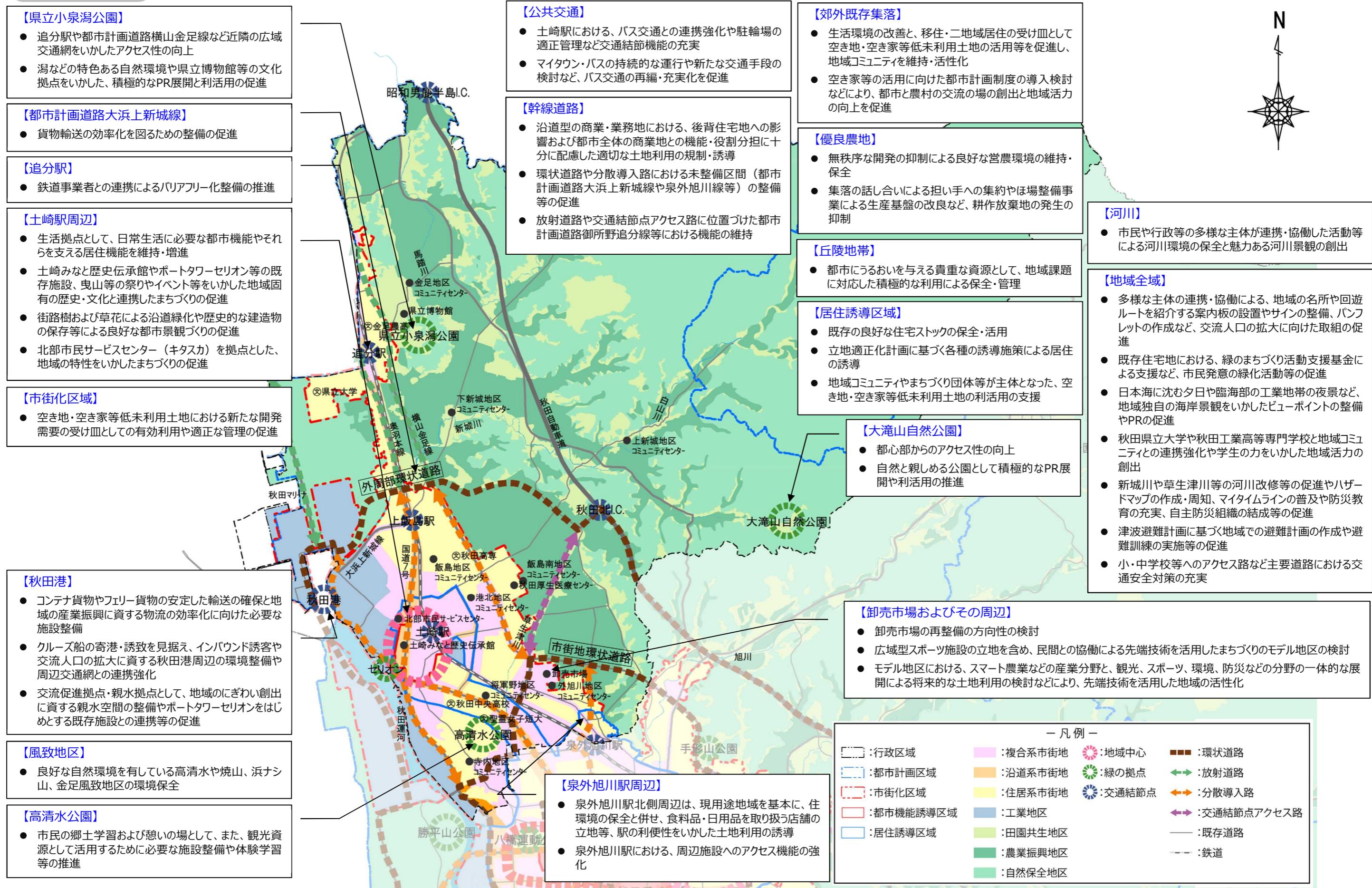
■ 高等教育機関をいかしたまちづくり

- 地域内に秋田県立大学や秋田工業高等専門学校が立地している特性をいかし、学校と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出を促進します。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、新城川や草生津川等の河川改修等を促進するほか、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン※の普及や防災教育の充実、自主防災組織※の結成促進等を図ります。
- 津波避難計画に基づき、地域における避難計画の作成や避難訓練の実施等を促進します。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

● 北部地域構想図



6. 河辺地域

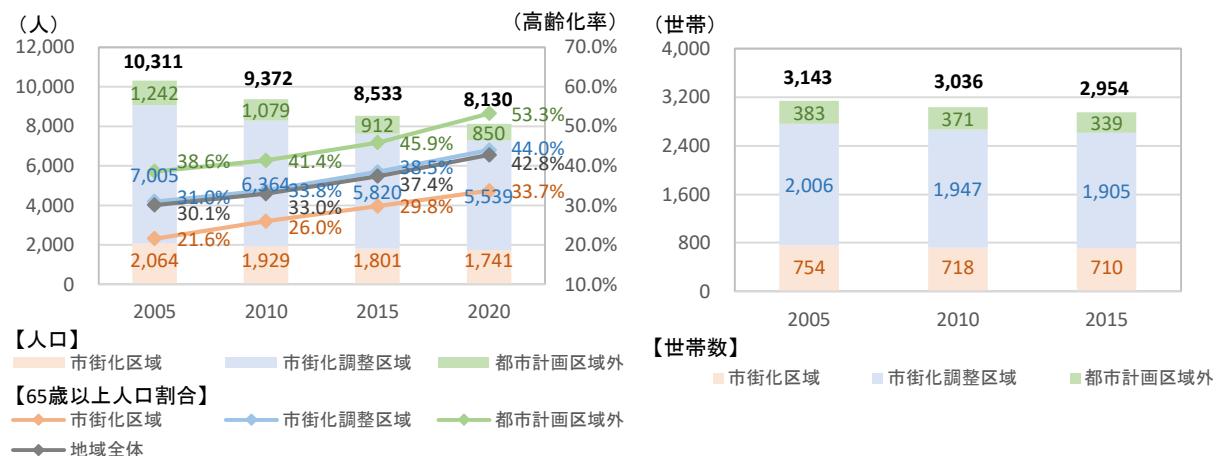
6-1. 地域の概要

(1) 概況

- 河辺地域は、和田駅の北側から国道13号にかけて市街地が形成されており、地域を東西に流れる岩見川等の河川沿いに集落や田園が広がる緑豊かな環境です。
- 市街地には河辺市民サービスセンター等の行政機能や公共公益機能が立地し、地域の中心的な役割を担っており、商業機能は和田駅周辺および国道13号沿道に見られます。
- また、高速道路インターチェンジや秋田空港に近接した七曲臨空港工業団地が立地しているほか、市街地の外側では、平野部に農地、その外側に樹林地が広がっています。また、岬谷峡や三内渓谷、国指定天然記念物の筑紫森岩脈といった景勝地が点在しています。
- 人口は、2015年（平成27年）で8,533人であり、2005年（平成17年）からの10年間で1,778人（17.2%）減少しています。高齢化率は2015年で37.4%となっており、7地域の中で最も高齢化率が高くなっています。
- 世帯数は、2015年で2,954世帯であり、2005年からの10年間で189世帯（6.0%）減少しており、人口減少の影響により世帯数の減少も進行しています。



○ 人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

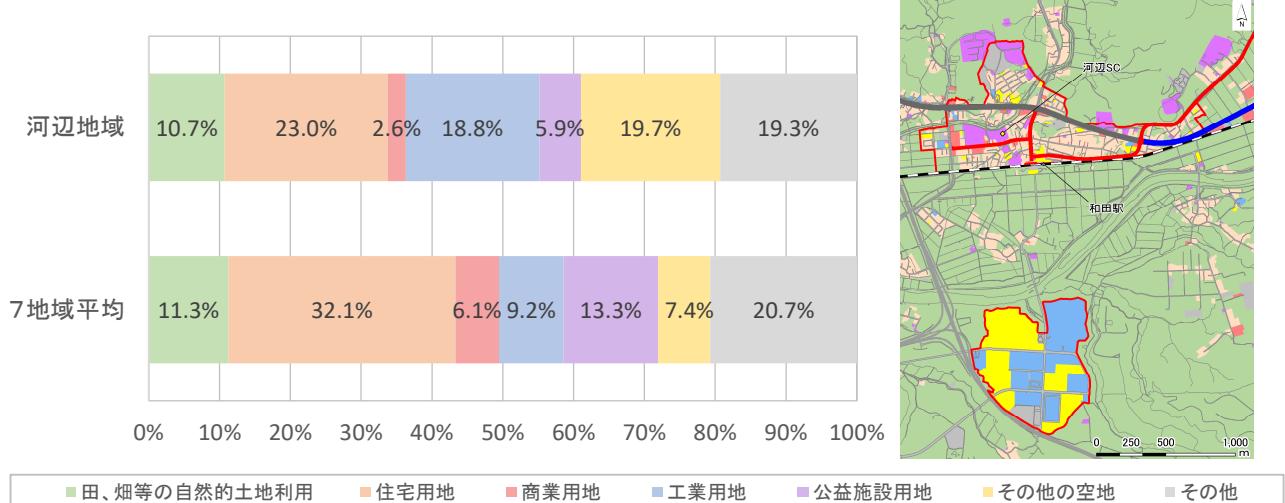
① 土地利用

主な課題	■ 地域中心である和田地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持し、拠点性の維持を図る必要があります。 ■ 既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していく必要があります。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔概況〕

- 河辺地域の面積は約30,110haで、そのうちの約2割（約5,630ha）に都市計画区域※が指定されています。また、和田駅周辺および七曲臨空港工業団地に市街化区域※（約140ha）が指定されています。
- 地域内に広く、農業地域の農用地区域や森林地域の国有林、自然公園地域の特別地域等が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、工業用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比の約2倍にあたる18.8%を占めています。一方、商業用地の割合が少なく、市街化区域※全体の構成比の約1/2にあたる2.6%となっています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



〔商業・業務地〕

- 和田駅から国道13号にかけて、県道和田停車場線沿道に商業地域を指定していますが、商業施設の集積は図られていません。
- 河辺市民サービスセンター周辺に、スーパー や ドラッグストア、銀行等がまとまって立地しており、今後とも、その機能を維持していくことが求められています。

〔住宅地〕

- 市街化区域※である和田地区は、県道和田停車場線および国道13号の沿道を除き、全てに住居系用途地域※を指定し、低層の住宅地が広がっていますが、居住人口は地域全体の20%程度です。
- 市街化調整区域※では、主要地方道秋田北野田線や県道河辺阿仁線等の主要な道路沿道を中心に既存集落が分布しています。
- 河辺市民サービスセンター周辺を除き、地域全体で高齢化率が高く、特に和田駅周辺や岩見三内地区を中心に、空き家が多く発生しています。
- 地域中心である和田地区では、既存ストック※の保全・活用や低未利用土地に対応しながら、人口密度を維持していくことが求められています。
- 市街化調整区域※の既存集落は、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔工業地〕

- 七曲臨空港工業団地が整備され工業施設が立地していますが、団地内に未分譲地が多く残っており、高速道路網や秋田空港等の交通環境をいかし、企業誘致等による土地の利活用を進めていくことが求められています。

〔自然環境等〕

- 市街化区域※外では、丘陵部に樹林地、平野部に優良農地が分布しており、地域の大半が田畠や山林となっています。これらの樹林地や農地は、維持管理が行われず、耕作放棄地等になっているものも見受けられます。
- 地域内に岩見川が流れしており、川沿いではホタルの観察が可能な良好な自然環境が残されています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理をしていくことが求められています。

② 交通体系

主な課題	■ 地域中心である和田地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。
------	----------------------------------------------------------

〔道路〕

- 放射道路に位置づけた都市計画道路神内和田線は、地域内の全区間が整備済もしくは事業中です。
- 骨格道路は、さらなるアクセス性の向上に向けた維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- JR奥羽本線の和田駅、大張野駅が立地しています。
- 地域内には、鉄道やマイタウン・バス※（コミュニティバス）が運行されています。
- 和田駅は、交通結節点としての機能維持・強化を図るとともに、都心・中心市街地や隣接する南部地域の御所野地区へのアクセス性向上に向け取り組むなど、地域内・地域間の円滑な移動が行える環境づくりが求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題

- 地域中心である和田地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
- 地域の広大な自然環境は適切に保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。

〔都市機能等〕

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設は、地域内では主に和田地区に立地していますが、市街化区域※全体の平均と比較すると、住民1人あたり施設数が少ない状況です。
- 和田地区に、行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する河辺市民サービスセンター（カワベリア）が立地しています。
- 市街化区域※内には、和田公園が整備されており、桜やツツジの鑑賞や眺望ポイントとして地域住民に利用されています。また、市街化区域※に接して北野田公園が整備されており、屋内・外のテニスコートや大型の複合遊具が設置されています。
- 地域中心である和田地区は、既存の公共公益施設や生活サービス施設等の都市機能を維持し、拠点性を維持していくことが求められています。また、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することが求められています。
- 地域の東部に太平山県立自然公園やへそ公園等は、周辺の自然環境をいかした、市内外からのレクリエーションの場となっています。また、県道秋田河辺雄和自転車道が整備され、広域的な自転車道路ネットワークを形成しており、自転車利用の促進や健康増進等を目的とした利用を促進するため、機能の維持・拡充および積極的な活用が求められています。

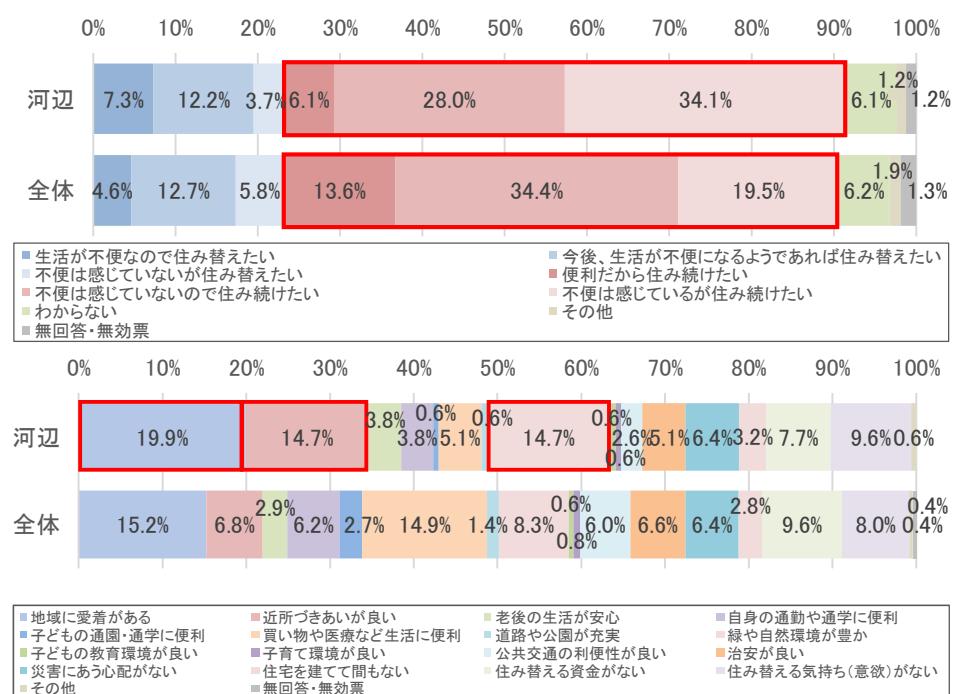
〔景観〕

- 旧羽州街道沿道の和田地区や戸島地区では、町家が点在しています。また、鶴養地区には、石積の堰や茅葺民家が残り、伝統的な農村景観をみることができます。これらの景観資源は、地域の歴史・文化を象徴するものとして保全することが求められています。
- 市街化区域※外では、田園や森林景観が広がっているほか、畠谷峡や三内渓谷、国指定天然記念物の筑紫森岩脈といった景勝地が点在し良好な景観を形成していることから、これらの自然景観の適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「川や水路のきれいさ」や「自然景観の美しさ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合は、市全体と同程度の68.2%となっています。その理由として、「地域に愛着がある」や「近所づきあいが良い」、「緑や自然環境が豊か」が挙げられています。

○ 河辺地域居住者の住み替え意向（上図）および河辺地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査（令和元年調査）

6 – 2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 広大な自然環境をいかした やすらぎとうるおいが体感できるまちづくり
- 日常生活を支え 安心して暮らすことのできる市街地づくり
- 近隣地域との連携・交流によるまちづくり

河辺地域は、太平山県立自然公園や岩見川など豊かな自然が広がり、旧羽州街道沿いの街並みや茅葺民家など地域の歴史を伝える資源や、岨谷峡等の優れた景勝地を有しています。

さらに、秋田空港が近接し、地域内に日本海東北自動車道のインターチェンジが整備されているなど、空と陸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

これらの自然や景観資源、交通環境などをいかしながら、地域コミュニティの充実、都市と農村との交流、民間活力の活用などにより、やすらぎと緑にあふれ、にぎわいのある快適な地域づくりを進めます。

本地域の地域中心である和田地区については、行政・商業等の都市機能や交通結節機能*を維持し、それらを支える居住を維持・誘導することで、安心して暮らすことのできる市街地の形成を目指します。

また本地域は、高齢化が進行しており、日常の暮らしの中で必要なサービスを地域内外で確保する必要があることから、既存集落のコミュニティ維持に取り組むとともに、道路網や公共交通を活用した近隣地域との連携・交流によるまちづくりを進めます。

	主な課題	地域づくりの方向性
土地利用	<ul style="list-style-type: none">■ 和田地区は、住民の身近な買い物の場として、日常の暮らしの中で必要な機能を維持し、拠点性の維持を図る必要があります。■ 既存の住宅ストックの保全・活用、低未利用土地への対応などに取り組み、住環境を保全していくとともに、コミュニティを維持・活性化していく必要があります。■ 地域にある岩見川等の水辺空間、農地や樹林地等を貴重な地域資源として捉え、無秩序な市街化の抑制や市民・NPO等の多様な主体との協働・参画による管理・保全を図る必要があります。	<ul style="list-style-type: none">■ 広大な自然環境をいかした やすらぎとうるおいが体感できるまちづくり■ 日常生活を支え安心して暮らすことのできる市街地づくり■ 近隣地域との連携・交流によるまちづくり
体 交 通	<ul style="list-style-type: none">■ 和田地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。	
市 街 地 整 備 等	<ul style="list-style-type: none">■ 和田地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。■ 地域の広大な自然環境は適切に保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。	

6 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 利便性の高い地域中心の形成

- 和田地区は、鉄道駅や医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスが立地していることから、生活拠点として、日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能の維持・増進を促進します。
- 都市機能誘導区域※への日常生活に必要な都市機能の誘導を進めつつ、隣接する南部地域の地域中心や南部地域を経由した都心・中心市街地へのアクセス性の向上に取り組み、不足機能の補完を図ります。
- 居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。

■ 郊外既存集落の維持

- 市街化調整区域※における既存集落の維持・活性化に資する都市計画法第34条第11号※および第12号※の条例制度を継続し、地域活動の活性化を図ります。
- 既存集落は、生活環境の改善と利便性の向上とともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域※の空き家等では、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を図ります。

■ 工業地の環境整備

- 七曲臨空港工業団地は、秋田空港や秋田自動車道等の近隣の広域交通網をいかしたアクセス性の向上を図りつつ、周辺の自然環境と調和した操業環境を維持・増進し、企業誘致を促進します。

■ 自然環境等の保全・管理

- 岩見川等の河川沿いに広がる優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約やほ場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 地域の東側に広がる丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として保全・管理を進めます。
- 地域内に流れる岩見川等の河川は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により、河川環境の保全と魅力ある河川景観の創出を図ります。

② 交通体系の方針

■ 持続可能な公共交通の確保

- 和田駅は、パークアンドライドやバス交通との連携強化、駐輪場の適正管理など交通結節機能※の充実を図ります。
- 将来にわたって移動手段を確保するため、マイタウン・バス※の持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進します。

■ 幹線道路の整備促進

- 放射道路の未整備区間（都市計画道路神内和田線）は、環状道路へのアクセスを強化する道路として、整備等を進めます。
- 交通結節点アクセス路に位置づけた主要地方道秋田空港線は、秋田空港インターチェンジへのアクセスを強化する道路として、その機能を維持します。
- 地域中心へのアクセス道路となる県道は、関係機関との調整を図りながら、道路環境の向上と機能保全を促進します。

③ 住環境・市街地整備等の方針

■ 観光型まちづくりの促進

- 地域の豊かな自然環境や歴史・文化、農業をいかし、農業体験や地域の人々との交流機会の創出など、グリーンツーリズム等による都市部との交流・連携を促進します。
- 伝統的な農村景観が残る鶴養地区は、茅葺民家等の景観資源の保全に努めるとともに、都市と農村の交流につながる活用方策について検討します。
- 鶴養地区や新川地区周辺では、民間活力をいかしながら、農山村資源や自然環境を有効活用した新たなビジネスの創出、周辺環境整備などの取組を進め、働き方や余暇活動に関する多様なニーズを取り込むことにより関係人口を創出するなど、農山村地域の活性化を図ります。
- 本市のシンボルである太平山や、ホタルの観察が可能な岩見川等の美しい自然環境、桜の名所等の施設・公園等は、都市にうるおいを与える水と緑のネットワークや来訪者等の回遊ルートの一部として、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により保全を図ります。
- 太平山県立自然公園やへそ公園等は、恵まれた自然環境をいかし、積極的なPR展開と利活用を進めます。
- 秋田県健康増進交流センターユフォーレやスパパークかわべ、河辺岩見温泉交流センターなど、既存施設の有効活用に向け、市内外への積極的なPR 展開に取り組みます。
- 県道秋田河辺雄和自転車道は、広域的な自転車道路ネットワークとして、観光や健康増進等を目的とした利用を促進するため、積極的なPR展開と利活用を進めます。

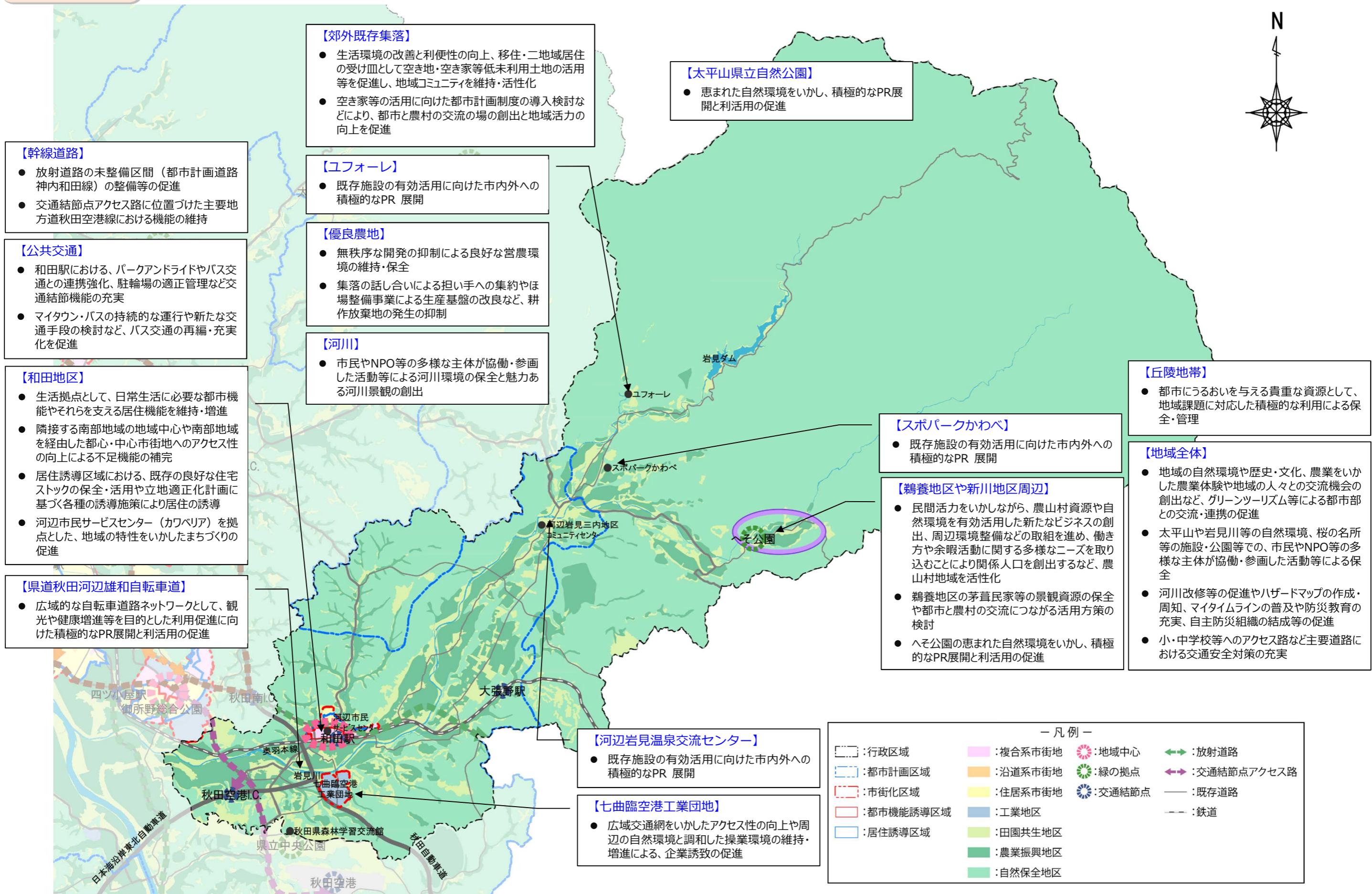
■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 河辺市民サービスセンター（カワベリア）を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、河川改修等を促進するほか、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン^{*}の普及や防災教育の充実、自主防災組織^{*}の結成促進等を図ります。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

河辺地域構想図



7. 雄和地域

7-1. 地域の概要

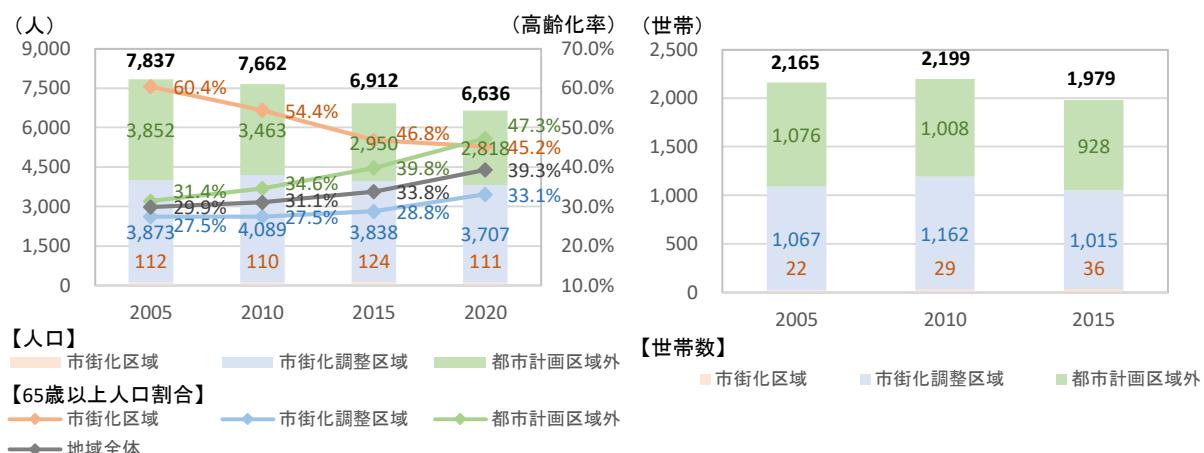
(1) 概況

- 雄和地域は、地域の中央部を県内最大の河川である雄物川が流れ、その周辺に農地や山林が広く分布しています。
- 妙法地区には、雄和市民サービスセンターや雄和図書館など、行政機能や公共公益機能が立地し、戸米川地区や新波地区等の既存集落が国道341号や主要地方道秋田雄和本荘線等の幹線道路沿道に分布しています。
- また、地域内に秋田空港を有するとともに、国際教養大学や県農業試験場等の学術・研究施設、県立中央公園や高尾山レクリエーション施設等の観光・レクリエーション施設など、様々な機能が分布しています。
- 人口は、2015年（平成27年）で6,912人であり、2005年（平成17年）からの10年間で925人（11.8%）減少しています。高齢化率は2015年で33.8%となっており、7地域の中では河辺地域に次いで2番目に高齢化率が高くなっています。
- 世帯数は、2015年で1,979世帯であり、2005年からの10年間で186世帯（8.6%）減少しており、人口減少の影響により世帯数が減少に転じています。

位置図



人口・高齢化率（左）および世帯数（右）の推移



出典：各年国勢調査100mメッシュ
※2020年は2015年国勢調査100mメッシュから社人研推計を基に算出

(2) 地域の現状・課題

① 土地利用

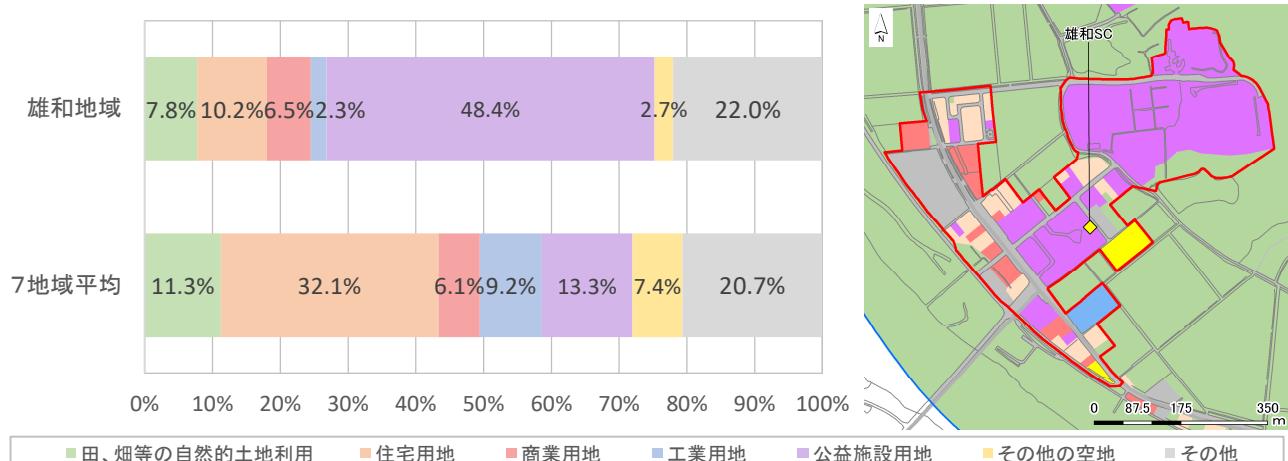
主な課題

- 妙法地区や地域に分布している既存集落は、低未利用土地への対応等を行いつつ、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。

〔概況〕

- 雄和地域の面積は約14,450haで、そのうちの約3割（約4,830ha）に都市計画区域※が指定されています。また、雄物川沿いの妙法地区に市街化区域※（約20ha）が指定されています。
- 雄物川沿いに農業地域の農用地区域、その周囲に森林地域の地域森林計画対象民有林※等が指定されています。
- 市街化区域※内の土地利用は、公益施設用地の割合が多く、市街化区域※全体の構成比の約3.5倍にあたる48.4%を占めています。一方、住宅用地の割合が少なく、市街化区域※全体の構成比の約1/3にあたる10.2%となっています。

○ 市街化区域内の土地利用構成比および土地利用分布



〔商業・業務地〕

- 妙法地区の主要地方道秋田雄和本荘線の沿道に準工業地域を指定し、日常生活に必要な商品を購入できる商業施設が立地していますが、集積は図られていません。
- 新波地区にスーパーが立地しているほか、各既存集落に小規模な小売店舗が立地しています。
- 今後とも、妙法地区や各既存集落の商業機能を維持していくことが求められています。

〔住宅地〕

- 市街化区域^{*}である妙法地区は、主要地方道秋田雄和本荘線の沿道を除き、全てに第一種住居地域を指定し、低層の住宅地が広がっていますが、居住人口は地域全体の2%程度です。
- 市街化区域^{*}外では、主要地方道秋田雄和本荘線や秋田御所野雄和線、国道341号等の主要な道路沿道を中心に既存集落が分布しています。
- 地域全体で高齢化率が高く、各集落で空き家が発生しています。
- 地域中心である妙法地区や地域に分布している既存集落は、低未利用土地への対応のほか、周辺の自然環境と調和しながら住環境を保全していくとともに、地域コミュニティを維持・活性化していくことが求められています。

〔自然環境等〕

- 地域全体で丘陵部に樹林地、平野部に優良農地が分布しており、地域の大半が田畠や山林となっています。
- 地域内に雄物川が流れ、川沿いの農地は、遊水池としての機能も果たしています。また、雄物川やその支流沿いでは、白鳥やホタルの観察が可能な良好な自然環境が残されています。
- これらの自然環境等は、今後も適切に保全・管理していくことが求められています。

② 交通体系

主な課題

- 地域中心である妙法地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。

〔道路〕

- 放射道路に位置づけた主要地方道秋田雄和本荘線は、地域内の全区間で整備済です。
- 交通結節点アクセス路に位置づけた主要地方道秋田御所野雄和線は、地域内の全区間で整備済です。
- 骨格道路は、機能の保全に向けた計画的な維持・改修が求められています。

〔公共交通〕

- 地域内には、マイタウン・バス^{*}（コミュニティバス）が運行されています。
- 隣接する南部地域の御所野地区等へのアクセス性向上に取り組むなど、地域内・地域間の円滑な移動が行える環境づくりが求められています。

③ 住環境・市街地整備等

主な課題	■ 地域中心である妙法地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。
	■ 地域の広大な自然環境を保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。
	■ 地域内に立地する大学等との連携強化等を進め、多種多様な人との交流による地域活力の向上を図る必要があります。

〔都市機能等〕

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設は、妙法地区や既存集落に分散して立地しており、市街化区域※全体の平均と比較すると、住民1人あたり施設数が少ない状況です。
- 妙法地区に、行政、市民交流、子育て支援の各種サービスを提供する雄和市民サービスセンター（ユービス）のほか、雄和図書館や雄和体育館など、公共公益機能が集積しています。
- 地域中心である妙法地区は、既存の公共公益施設や生活サービス施設をいかし、拠点性を維持していくことが求められています。また、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することが求められています。
- 秋田空港に隣接して県立中央公園が整備されており、日本最大規模のフィールドアスレチックが設置されています。また、地域の中央部に高尾山があり、これらの施設はレクリエーションの場として、交流人口の拡大に向けた機能の維持・拡充および積極的な活用が求められています。
- 多くの学生が集まる国際教養大学が立地しており、大学との連携強化や地域住民との交流促進等が求められています。

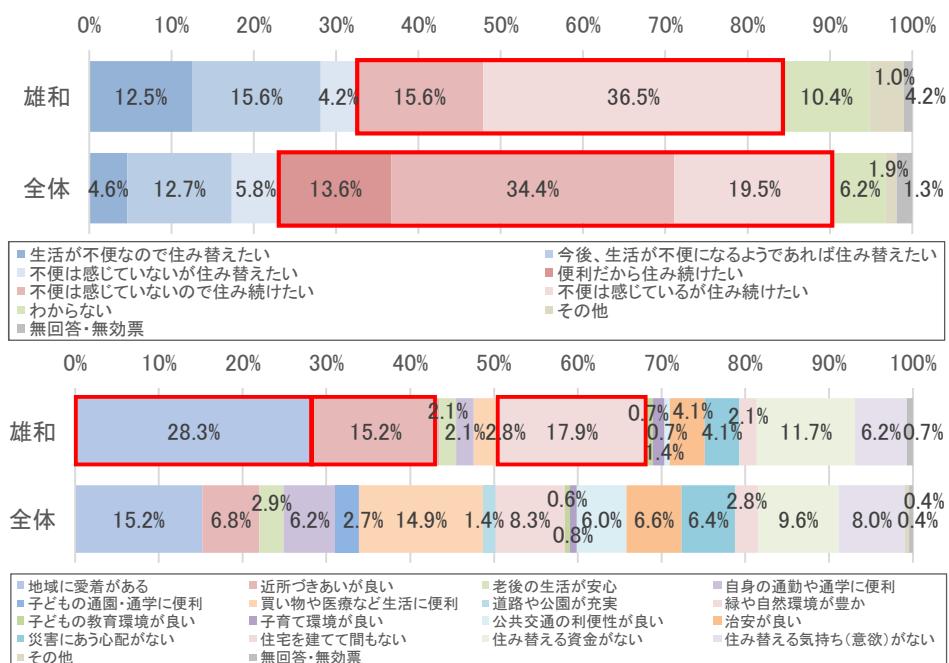
〔景観〕

- 地域の中央を雄物川が流れ、河川・田園・山林が一体となった雄大な景観が広がっており、白根館跡や高尾山から雄物川や田園風景等を一望することができます。
- 秋田国際ダリア園が立地しており、10月上旬の最盛期には、広大な敷地に色とりどりのダリアが咲き誇ります。
- これらの自然景観は、適切な保全・管理により良好な景観を維持していくことが求められています。

〔住民意向〕

- 地域の満足度は、「緑の豊かさ」が最も高く、次いで「自然景観の美しさ」や「交通渋滞の状況」、「川や水路のきれいさ」となっています。
- 「現在の地域に住み続けたい」と回答した割合が、市全体よりも15.0ポイント低い状況です。現在の地域に住み続けたい理由は、「地域に愛着がある」や「緑や自然環境が豊か」、「近所づきあいが良い」が挙げられています。

○ 雄和地域居住者の住み替え意向（上図）および雄和地域に住み続けたい理由（下図）



出典：秋田市のまちづくりに関するアンケート調査(令和元年調査)

7-2. 地域づくりの方向性

【地域づくりの方向性】

- 秋田空港や高速道路などの広域交通環境をいかしたまちづくり
- 地域全体でコミュニティを育み 日常生活を支えるまちづくり
- 地域内外の多種多様な交流による 活力のあるまちづくり

雄和地域は、地域の中央に雄物川が流れ、河川沿いには田園が広がり、山林などの広大かつ良好な自然環境を有しています。また、県立中央公園や高尾山などの観光・レクリエーション施設とともに、国際教養大学や県農業試験場などの学術・研究の拠点も立地する地域です。

本市の空の玄関口となる秋田空港のほか、日本海東北自動車道のインターチェンジが近接している広域交通環境をいかし、これらの自然や観光・レクリエーション施設等の利用を促進します。

本地域の地域中心である妙法地区については、行政、市民交流、子育て支援等の公共公益機能が集積していることから、地域内の各集落からのアクセスがしやすい環境づくりを進めます。

また本地域は、高齢化が進んでいるものの、地域コミュニティ活動が活発で団結力があるなど、地域住民が支え合う意識の高い地域であることから、妙法地区を中心として、日常生活を支え地域全体でコミュニティを育み、安心して住み続けることができる地域づくりを進めます。

さらに、観光・レクリエーション施設や学術・研究施設を中心に多種多様な人が集まる環境をいかし、地域内外の交流による活力のあるまちづくりを目指します。

	主な課題	地域づくりの方向性
土地利用	■妙法地区や地域に分布している既存集落は、低未利用土地への対応等を行いつつ、地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。	■秋田空港や高速道路などの広域交通環境をいかしたまちづくり
交通体系	■妙法地区と他地域との連携・交流を支える、道路網や公共交通の機能維持・増進を図る必要があります。	■地域全体でコミュニティを育み日常生活を支えるまちづくり
市街地整備等 住環境・等	■妙法地区は、地域に不足する機能は他地域との連携により補完することとし、既存の商業・業務機能の維持に向け、居住や都市機能の誘導を促進する必要があります。 ■地域の広大な自然環境を保全するほか、レクリエーションなど地域の資源として活用していく必要があります。 ■地域内に立地する大学等との連携強化等を進め、多種多様な人との交流による地域活力の向上を図る必要があります。	■地域内外の多種多様な交流による活力のあるまちづくり

7 – 3. 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

■ 利便性の高い地域中心の形成

- 妙法地区は、行政機能や生活サービス施設が立地していることから、生活拠点として、日常生活に必要な都市機能やそれらを支える居住機能の維持・増進を促進します。
- 都市機能誘導区域※への日常生活に必要な都市機能の誘導を進めつつ、隣接する南部地域の地域中心や南部地域を経由した都心・中心市街地へのアクセス性の向上に取り組み、不足機能の補完を図ります。
- 居住誘導区域※は、既存の良好な住宅ストックの保全・活用を図るほか、立地適正化計画※に基づく各種の誘導施策により居住の誘導を促進します。

■ 郊外既存集落の維持

- 市街化調整区域※における既存集落の維持・活性化に資する都市計画法第34条第11号※および第12号※の条例制度を継続し、地域活動の活性化を図ります。
- 既存集落は、生活環境の改善と利便性の向上とともに、移住・二地域居住※の受け皿として空き地・空き家等低未利用土地の活用等を促進し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 市街化調整区域※の空き家等では、農産物の産直施設や農家民宿、体験農園等としての利活用を促進し、都市と農村の交流の場の創出と地域の活力向上を図ります。

■ 自然環境等の保全・管理

- 雄物川等の河川沿いに広がる優良農地は、無秩序な開発の抑制により良好な営農環境の維持・保全を図るとともに、集落の話し合いによる担い手への集約や場整備事業による生産基盤の改良等により、耕作放棄地の発生を抑制します。
- 高尾山をはじめとする丘陵地帯は、都市にうるおいを与える貴重な資源として、地域課題に対応した積極的な利用による保全・管理を進めます。
- 地域内に流れる雄物川等の河川は、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により、河川環境の保全と魅力ある河川景観の創出を図ります。

② 交通体系の方針

■ 持続可能な公共交通の確保

- 将来にわたって移動手段を確保するため、マイタウン・バス※の持続的な運行や新たな交通手段の検討など、バス交通の再編・充実化を促進します。

■ 幹線道路の機能維持

- 放射道路や交通結節点アクセス路に位置づけた主要地方道秋田雄和本荘線等は、環状道路へのアクセスを強化する道路等として、その機能を維持します。
- 地域中心へのアクセス道路となる県道は、関係機関との調整を図りながら、道路環境の向上と機能保全を促進します。

③ 住環境・市街地整備等の方針

■ 地域特性をいかした活力の創出

- 地域の豊かな自然環境や歴史・文化、農業をいかし、農業体験や地域の人々との交流機会の創出など、グリーンツーリズム等による都市部との交流・連携を促進します。
- 地域のシンボルである高尾山、白鳥やホタルの観察が可能な雄物川およびその支流等の自然環境は、都市にうるおいを与える水と緑のネットワークや来訪者等の回遊ルートの一部として、市民やNPO等の多様な主体が協働・参画した活動等により保全を図ります。
- 県立中央公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点として、県内外の交流人口の拡大に向け、その機能の充実や積極的な利活用を促進します。
- 県道雄和仁別自転車道や秋田河辺雄和自転車道は、広域的な自転車道路ネットワークとして、観光や健康増進等を目的とした利用を促進するため、積極的なPR展開と利活用を進めます。
- 高尾山の恵まれた自然環境や、糠塚地区の秋田国際ダリア園や雄和観光交流館（ヴィラ・フローラ）等の観光資源をいかし、積極的なPR展開と利活用を促進します。
- 椿台スーパー農園は、都市と農村の交流を促進する場として、その機能の維持・充実を図ります。
- 交流人口の拡大による地域活力の創出を目指し、秋田空港利用者の地域内への誘導に向けた二次交通の充実を促進します。

■ 市民協働・都市内地域分権の推進

- 雄和市民サービスセンター（ユービス）を拠点とし、市民や事業者、NPO、まちづくり団体、行政等の多様な主体が役割分担を行い、相互に連携をしながら地域の課題を解決し、地域の特性をいかしたまちづくりを促進します。

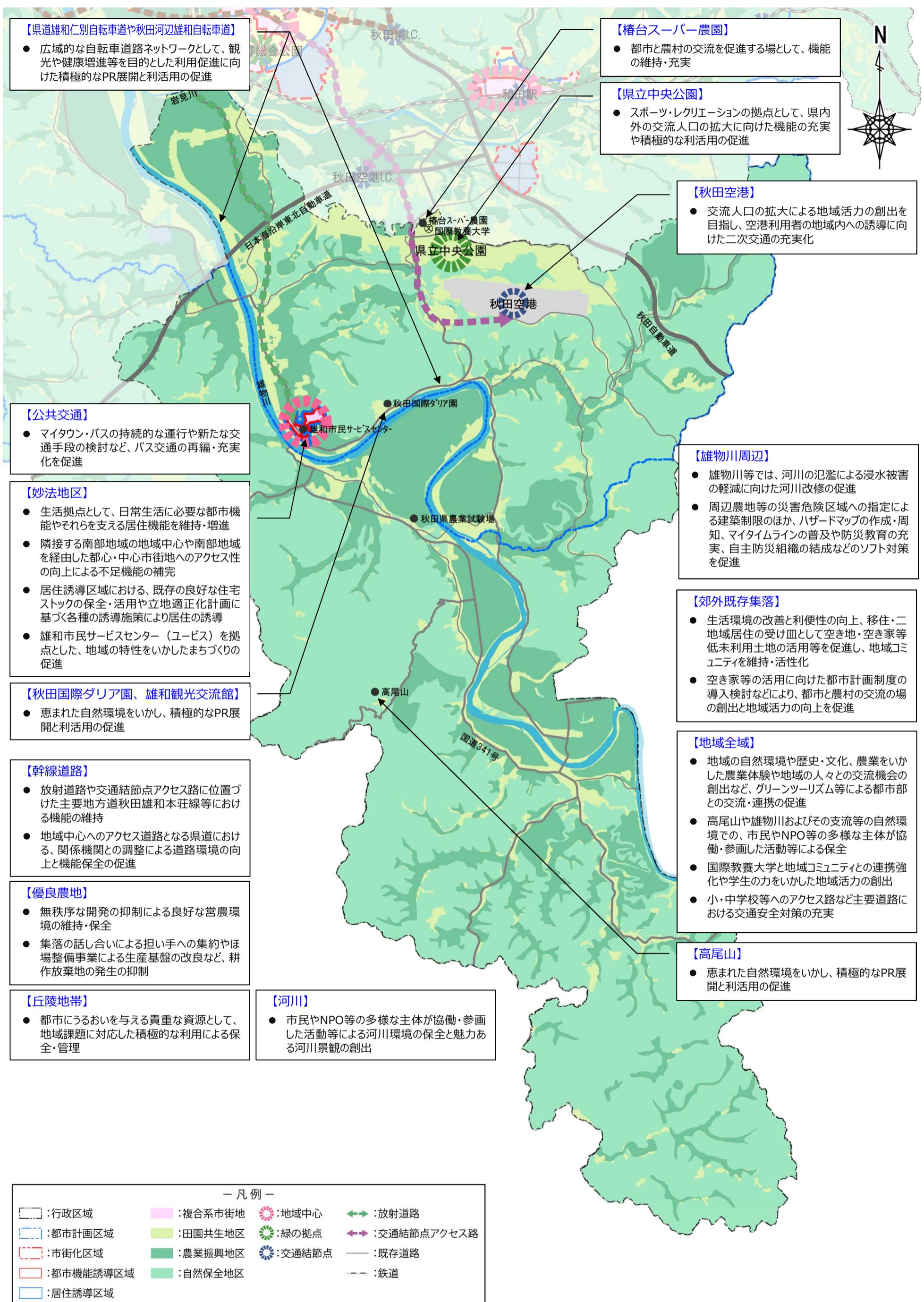
■ 大学をいかしたまちづくり

- 地域内に国際教養大学が立地している特性をいかし、学校と地域コミュニティとの連携強化や学生の力をいかした地域活力の創出を図ります。

■ 安全・安心なまちづくり

- 多発化する大雨による水害の発生防止および被害の軽減に向け、雄物川等の河川改修等を促進するほか、周辺農地等の災害危険区域への指定による建築制限や、ハザードマップの作成・周知、マイタイムライン^{*}の普及や防災教育の充実、自主防災組織^{*}の結成などソフト対策を促進します。
- 小・中学校等へのアクセス路など主要道路での交通安全対策の充実を図ります。

雄和地域構想図



第4章 実現化方策

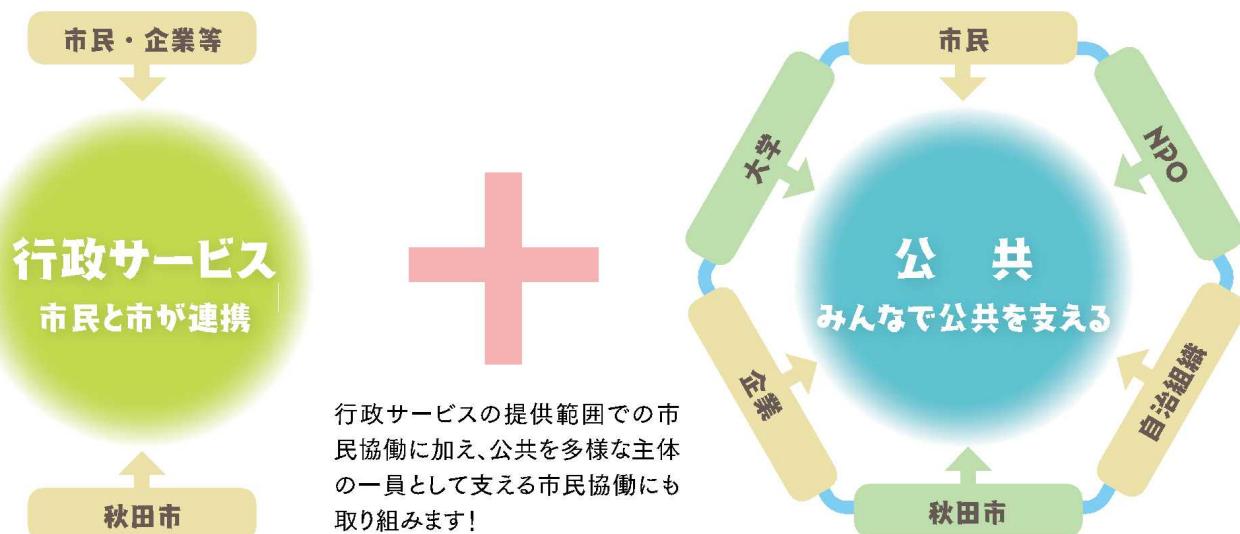
実現化方策とは、本市の目指すべき都市の姿である「暮らしの豊かさを次世代につむぐ持続可能な活力ある都市」の実現に向けて、本計画で掲げたまちづくりの方針を具体化していくための主な方策を示すものです。

1. 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

人口減少や少子高齢化をはじめ、地方分権改革や行財政改革、社会全体の成熟化など、社会経済構造が大きく変化する中で、まちづくりにあっては、市民・事業者・行政等が、それぞれの長所をいかして効果的に連携しながら、具体的な行動を起こしていくことが重要です。

本計画では、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働を前提としたまちづくり方針や施策を位置づけており、将来都市像の実現に向けては、各主体がお互いの役割を認識し、市が目指すまちづくりへの理解を深めたうえで、積極的なまちづくり活動に取り組んでいく体制が必要となります。

● これからの市民協働



出典：秋田市市民協働指針（平成30年2月）

1－1. 市民の役割

市民は、まちづくりの主役であり、市民協働によるまちづくりでは、NPOやボランティア、地域の住民など、市民がそれぞれの長所をいかしながら、役割分担をして、主体的・積極的にまちづくりに取り組むことが期待されます。

まちづくりに大きな影響を与える開発・建築行為にあたっては、国土利用計画や本計画をはじめとする土地利用関連計画を遵守するとともに、周辺の環境や景観、既存ストック[※]の有効活用に配慮した建築活動が求められています。

本市は持続可能な都市の基礎をなす多核集約型コンパクトシティ[※]の形成を目指しています。そのため市民は、市全体や居住する地域の目指すべき方向性を市民同士で共有しながら、地域独自のまちづくりルール・協定等の提案・締結や、空き地・空き家等低未利用土地の適正管理や利活用、積極的なまちづくり活動などに取り組むことが大切です。

また、環境に配慮したまちづくりを進めていくため、公共交通の積極的な利用によるマイカー利用の抑制、豊かな自然環境等の維持・保全に向けた緑地保全活動等に取り組むことも大切です。

1－2. 事業者の役割

事業者は、日ごろの事業活動を通して、市や地域の活性化に貢献するとともに、本市の目指すべき都市の姿の理解に努め、市民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力していくことが期待されます。

事業者等の開発・建築行為にあたっては、市民同様、多核集約型コンパクトシティ[※]の形成に資する各種誘導施策の活用や空き地・空き家等低未利用土地の利活用に努めるとともに、敷地内緑化の推進や緩衝帯の設置など、周辺環境へのより一層の配慮が求められています。

また、積極的なCSR（企業の社会的責任・貢献）活動の展開による地域住民との交流の場の創出や、専門性をいかしたまちづくり活動の展開など、事業者ならではのアプローチでまちづくり活動に取り組むことが重要です。

1－3. 行政の役割

市は、市民生活に必要不可欠な都市基盤整備を推進するとともに、国・県が定める上位計画や、市民意向を踏まえ、多様な制度を活用しながら、計画的かつ効率的なまちづくりに向けた規制・誘導を実施していくことが求められています。

また、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを牽引する役割も担っており、各主体の自発的なまちづくり活動の展開に向けて、支援体制の充実を図っていく必要があります。

本市では、まちを元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力は市民一人ひとりであるという認識のもと、市民のまちづくりに関わる機会の拡大、本市の豊かさ・魅力の掘り起こしや発信等を通じて、市民がまちへの愛着や誇りを感じ、このまちをより良くするために関わる当事者意識「シビックプライド[※]」の醸成に努めます。

参考：市民等と行政の協働による取組例

①エリアマネジメント※活動

エリアマネジメント※とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組を指します。

例えば、住宅地の場合、建築協定※等を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛かりとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられます。

本市では、市民協働による景観づくりを推進し、地域の特性を活かした景観の向上を図ることを目的として、「景観まちづくり活動支援助成金」等の支援制度を設け、各地域でのエリアマネジメント※を支援しています。

【取組事例：新屋表町通り】

- 新屋表町通りでは、地域住民が中心となり、通りの景観向上や活性化を目指し、景観まちづくり活動の拠点づくりや、通りに面する空き地を活用した社会実験、地域のシンボルづくりなど、様々なことに取り組んでいます。

《空き店舗を活用し、景観まちづくり活動の拠点を整備し、交流の場などにも活用》



《社会実験として、通りに面する空き地に屋台場を設置し、イベント会場として活用》



②都市計画制度の活用

■ 都市計画の提案制度

都市計画の提案制度とは、地域のまちづくりを進めるにあたり、必要とする都市計画について、土地の所有者やNPO等が一定の条件を満たしたうえで、秋田市に提案できるものです。

本市では、制度が施行された平成15年から令和2年度末時点で、8件の提案により都市計画を決定・変更しており、今後も多様な主体の協働によるまちづくりを実現していくため、提案制度の周知に取り組むとともに、適切な運用のもとで活用の推進を図ります。

■ 地区計画^{*}制度

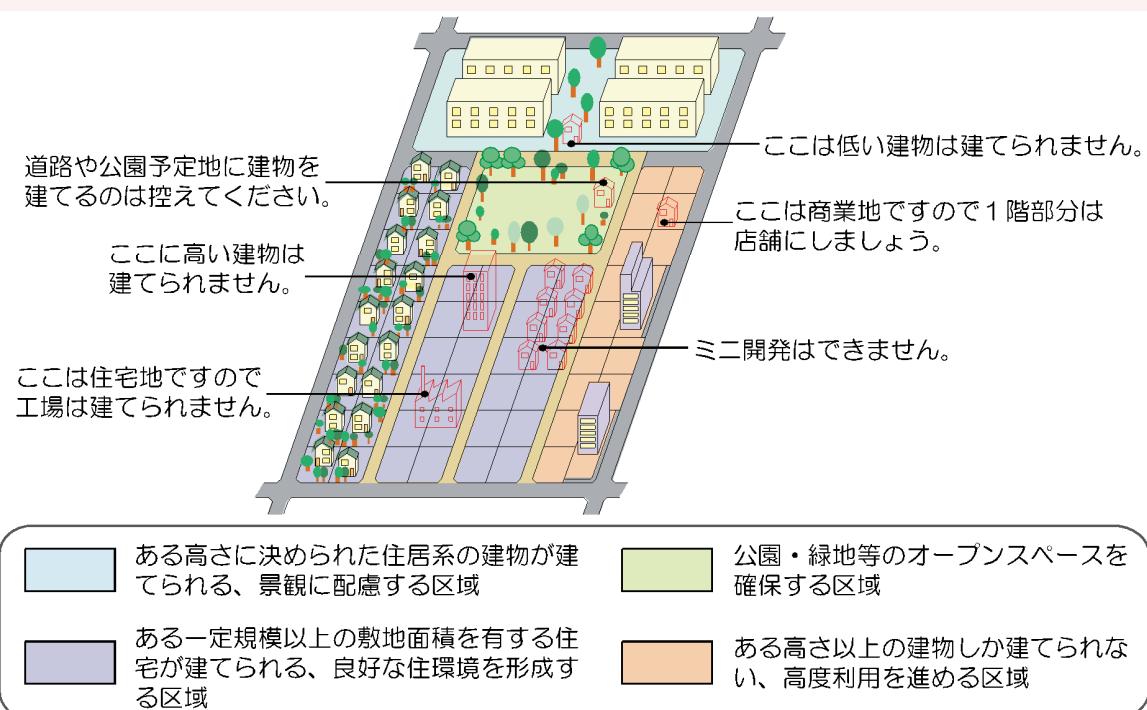
地区計画^{*}とは、都市計画法に定められた都市計画制度の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じて、きめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

本市では、令和2年度末時点で20地区において地区計画^{*}が都市計画決定されており、地区独自で定めたルールに基づいてまちづくりが進められています。

【地区計画^{*}のイメージ】

- 地区計画^{*}で定められるまちづくりのルール

- ・ 地区施設に関する事項（道路、公園等の配置・規模）
- ・ 建築物に関する事項（用途、容積率、建ぺい率、建築面積、高さ、意匠の制限等）
- ・ その他土地利用の制限に関する事項



2. 将来都市像の実現に向けた施策展開の方向性

全体構想における各分野の方針に基づき、都市計画として対応すべき事項や主要施策を定め、まちづくりの目標の達成に向けた取組を推進します。

なお、本計画の運用を行っていくなかで、計画で示したまちづくりがどの程度の進捗状況にあるのかを把握しつつ、必要に応じて施策の見直しを行っていきます。

【目標1】市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティ^{*}の形成

- 市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向け、多核集約型コンパクトシティ^{*}の形成を目指します。
- 主に都心・中心市街地や地域中心を対象として居住や都市機能を誘導し、それらの機能をいかして都市の魅力と活力を創出することで、拠点性の向上を図ります。
- 移動しやすい道路網や公共交通網を形成することで、各種の生活サービスが利用しやすい環境づくりや、拠点間の連携・交流を促進します。
- 社会基盤施設等は、「選択と集中」の視点から効果的・効率的に整備を進めるほか、既存ストック^{*}の有効活用を図ります。
- 市街地形成にあたっては、市民・事業者・行政等の多様な主体が協働し、エリアマネジメント^{*}によるまちづくりを展開します。

分野	主な取組
土地利用	・立地適正化計画による都市機能と居住の誘導
	・区域区分制度の維持および適切な運用
	・市街化調整区域への逆線引きの検討
	・土地利用の促進を図るため用途地域など地域地区制度の見直し・活用の検討
	・市街地環境の改善に向けた地区計画や建築協定の活用
	・都市計画法第34条第11号および第12号の条例制度の継続
	・エリアマネジメントに係る啓発活動

分野	主な取組
交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な公共交通の徒歩利用圏への居住の誘導による利便性向上 ・中心市街地循環バスの運行継続 ・駅を中心とした鉄道と路線バスの乗り継ぎ利便性の向上 ・路線バスの再編 ・3環状放射型道路網を形成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等 ・交通結節点アクセス路を構成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等 ・渋滞ポイントを対象とした交差点改良等の促進 ・道路の無電柱化の推進 ・長期未着手の都市計画道路を対象とした都市計画の見直し検討
住環境・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田駅西北地区および秋田駅東第三地区土地区画整理事業の推進 ・長期未着手の土地区画整理事業を対象とした都市計画の見直し検討 ・秋田駅前地区市街地再開発事業の促進 ・市街地再開発事業完了区域における機能等維持・向上策の展開 ・新たな市街地再開発事業の設定や事業の見直し・地区計画制度活用などによる土地の高度利用と都市機能の更新の促進 ・中心市街地・都市機能誘導区域における優良建築物等整備事業の促進 ・居心地が良く歩きたくなる環境整備によるエリア価値の向上や魅力の創出 ・商店街の空き店舗対策の推進 ・空き家の購入・賃貸借時における支援
整備と緑保全	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未着手の都市計画公園を対象とした都市計画の見直し検討 ・利用状況を踏まえた公園のリニューアルの推進 ・Park-PFI等の民間活力の導入検討 ・市民との協働による公園整備および維持管理
形景成観	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制・誘導による良好な都市景観の形成 ・市街地の回遊性向上に向けた公共施設等の案内サインの充実
施設供給等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種整備計画に基づく上下水道の計画的な施設整備・維持管理 ・八橋汚水中継ポンプ場（旧八橋下水道終末処理場）の利活用に関する方向性の検討 ・卸売市場再整備の検討 ・PPP/PFIなどの民間活力の導入検討

【目標2】環境の保全・創造による低炭素型まちづくり

- 温室効果ガス※の排出抑制に向け、集約型都市構造の実現に取り組むとともに、拠点間を結ぶ骨格道路網の整備や、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。
- 市街地においては、住宅や店舗等の既存ストック※の活用とともに省エネルギー型システムや再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図り、環境負荷の低減に資するまちづくりに取り組みます。

分野	主な取組
利土 用地	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画による都市機能と居住の誘導 《再掲》
交通 体系 の整備	<ul style="list-style-type: none"> 3環状放射型道路網を形成する道路の計画的な整備促進および維持・修繕等 《再掲》 駅を中心とした鉄道と路線バスの乗り継ぎ利便性の向上 《再掲》 マイカーからの転換等に向けたモビリティ・マネジメントの実施 路線バスの再編 《再掲》 鉄道の利用状況に応じた運行本数の確保 新たな交通システムの導入可能性の検討 待合スペースの充実化 交通系ICカードの導入推進 ICTを活用した運行情報の提供の検討 TDM施策等の渋滞緩和策の導入検討
住 環 境 ・ 市 街 地 整 備	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の空き店舗対策の推進 《再掲》 空き家バンク制度活用の推進 空き家の購入・賃貸借時における支援 《再掲》 省エネルギー住宅の建築等への支援 省エネルギー住宅に関する情報提供や普及促進に係る啓発活動 住宅のリフォーム支援 予防保全の観点による公共施設等の計画的な維持管理・修繕等
整水 備と 緑 保全	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度や緑地協定等の活用による住民主体の緑化や緑地の保全の促進 風致地区等の緑化保全制度の活用 河川緑地や街路樹、緑道等の機能維持・整備の促進
施設供給等・ の処理備	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー技術や再生可能エネルギーの導入促進

【目標3】多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成

- 都市と農地、森林などの豊かな自然が隣接・近接している特性をいかし、都市と農村の共生や自然環境・田園環境の保全・育成に取り組みます。
- 地域固有の歴史・文化・風土・伝統等の地域資源を守り、良好な景観を形成・育成することで、多様な資源をいかした都市環境の形成を目指します。

分野	主な取組
土地利用	・ 良好な景観形成に向けた緑地協定や景観協定等の活用の検討
	・ 国土利用計画法に基づく届出制度による合理的な土地利用の確保
	・ 都市農村交流マスターPLANに基づく農山村地域の活性化に資する施設の立地促進
	・ 関係法令に基づく地域指定による農地や自然環境の保全
	・ 関係部局の連携による五地域区分の管理に向けた総合調整
水と緑の整備・保全	・ 風致地区等の緑化保全制度の活用 《再掲》
	・ 千秋公園の再整備の推進
	・ 住区基幹公園の整備推進および開設済公園の機能維持・向上
	・ 都市基幹公園の整備拡充の推進
	・ 市民等が実施する緑地保全活動等への支援
	・ 市民との協働による公園整備および維持管理
景観形成	・ 地区計画や建築協定の活用による市街地環境の改善 《再掲》
	・ 景観計画や景観条例、屋外広告物条例に基づく景観誘導
	・ 新屋地区における町家を生かした景観づくり
	・ 景観重要建造物等の修理や修景等に対する支援
	・ 史跡、名勝の保存・整備
	・ 観光資源などのライトアップ
	・ 市民緑地認定制度の活用促進

【目標4】安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成

- 近年多発化する水害や土砂災害等の自然災害に対応するため、災害に強く・しなやかなまちづくりを進めます。
- 人口減少、超高齢化に対応するため、空き地・空き家等低未利用土地の適切な管理・活用を促進するほか、暮らしの安全・快適性を確保することで、高齢者が多様な世代と交流しながら活躍し続けられ、安定した暮らしを守る生活環境の形成を目指します。

分野	主な取組
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画における防災指針の検討 ・自然災害リスクを踏まえた居住誘導区域の見直しの検討 ・自然災害リスクを踏まえた都市計画法第34条第11号および第12号の条例制度による指定区域の見直し検討
交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路や重要物流道路の改築・機能維持 ・緊急輸送道路等の沿道建築物や橋りょう等の耐震化促進 ・交差点改良や歩道等の整備 ・道路の無電柱化の推進 《再掲》 ・歩道の消融雪設備のネットワーク化
住環境・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針の策定およびバリアフリー基本構想の改定の検討 ・秋田駅西北地区および秋田駅東第三地区土地区画整理事業の推進 《再掲》 ・秋田市無電柱化推進計画に基づく電線類地中化による防災機能の向上 ・歩道の段差解消や視覚障がい者誘導標示の整備 ・狭あい道路の道路改良 ・都市公園における防災・避難場所機能の確保 ・宅地の耐震化や建物の耐震化・不燃化の促進 ・空き家の適正管理および利活用の促進 ・各種災害のハザードマップの作成・周知
整備と緑の全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の治水対策の促進 ・急傾斜地等における緑地の保全・創出 ・ため池、ダム、防災施設等の老朽化対策
施設供給等・の処理備	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線および幹線までの管路、排水ポンプ等の整備推進

3. 総合都市計画の評価・管理

3-1. 計画の進捗管理と成果指標の設定

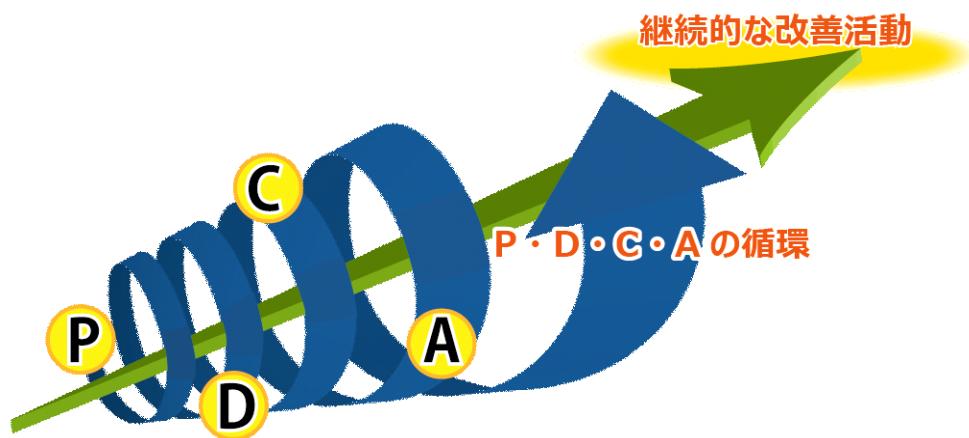
本市のまちづくりは、本計画で位置づけた方針等に基づき、様々な制度・事業等を活用して進めていくことになります。そのため、計画で示したまちづくりがどの程度の進捗状況にあるのかを把握するとともに、それを踏まえた管理を行っていくことが重要となります。

計画の具体的な進行管理は、市民・事業者・行政等が様々な視点から評価を行いながら、計画のさらなる改善に向けた段階的・継続的な取組が必要となることから、計画策定（Plan）後の施策の展開（Do）を受け、その後に進捗管理指標を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）といった、「PDCAサイクル」により、計画の管理と質の確保を図ります。

進捗管理指標は、各種施策の実施状況を評価する「アウトプット指標」、施策展開によって期待される効果を評価する「アウトカム指標」の2つを設定し、おおむね5年ごとに、これらの指標による計画の評価・管理を行います。各指標の目標値は、具体的な整備に関する目標年次である2030年（令和12年）時点の値を設定します。

なお、人口や土地利用、市民意向といったまちづくりに関する基礎的な指標や、立地適正化計画等の関連計画の指標についても継続して確認を行います。

○ PDCAサイクルの概念図



P：計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構想の設定 ・ 実現化方策の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別構想の設定 ・ 進捗管理指標の設定
D：実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗状況のモニタリング
C：評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗管理指標の評価・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の確認 (既存課題や新たな課題)
A：見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現化方策の見直し 	

(1) アウトプット指標

アウトプット指標は、各種施策の実施状況を評価するための指標であり、将来都市像の実現に向けまちづくりの方針を示している全体構想の分野ごとに設定します。

全体構想の分野	指標	現状値	目標値（2030年）
土地利用の方針	地域地区等に係る都市計画決定	－	見直しの実施
	居住誘導区域の見直し	－	見直しの実施
	都市計画法第34条11号および第12号の指定区域の見直し	－	見直しの実施
交通体系の整備方針	都市計画道路の見直し検討および都市計画の見直し	－	見直しの実施
	無電柱化整備延長	10.6km（2018年）	12.0km以上
	老朽化（設置から15年以上経過）した融雪施設の割合	41.2%（2019年度末）	31.0%
住環境・市街地整備の方針	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	23件（2014～2019年度）	100件（10年間の総件数）
	立地適正化計画における防災指針の位置づけ	－	実施
	長期未着手土地区画整理事業施行区域の見直し	2地区（2017～2020年度）	6地区（10年間の地区数）
水と緑の整備・保全の方針	都市計画公園の見直し検討および都市計画の見直し	－	見直しの実施
	市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合	44.1%（2018年）	46.0%
	都市公園のバリアフリー化率	64.6%（2018年）	85.0%
景観形成の方針	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数	20件（2018年）	22件以上
	景観まちづくり団体の登録数	2団体（2020年度）	3団体以上
供給・処理施設等の整備方針	公共下水道普及率	93.8%（2019年）	97.1%以上
	汚水処理人口普及率	98.6%（2019年）	99.6%以上

(2) アウトカム指標

アウトカム指標は、施策展開によって期待される効果を評価するための指標であり、実現を目指す将来の具体的な姿を示している4つのまちづくり目標ごとに設定します。

まちづくりの目標	指標	評価の視点	現状値	目標値（2030年）
目標1 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成	都市機能誘導区域内の未利用地面積	● 都市機能誘導区域内の未利用地面積から、都市機能誘導区域における都市機能の誘導、誘導区域内の低未利用土地の利活用促進など、総合的な取組の効果を評価します。	62.4ha (2018年)	現状以下
	大規模小売店舗（1,000㎡以上）の立地件数、分布状況	● 大規模小売店舗の立地動向から、都心・中心市街地や地域中心、幹線道路沿道の商業機能の立地誘導効果について評価します。	92店舗 (2019年)	立地状況等から判断
	工業系用途地域内の未利用地面積	● 既存工業団地等における未利用地の解消状況から、地域地区等の運用による土地の利活用への効果を評価します。	175.8ha (2018年)	現状以下
目標2 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	温室効果ガス排出量	● 温室効果ガスの排出量から、市民・事業者への意識啓発を含む、低炭素型まちづくりに向けた総合的な取組の効果を評価します。	3,456千t-CO2 (2013年)	2,529千t-CO2
	公共交通（鉄道・バス）の利用率（総人口に対する1日の乗車人員の割合）	● 実際の公共交通の利用者数から、公共交通機関の利用促進に向けた総合的な取組の効果を評価します。	鉄道：5.3% バス6.6% (2018年)	現状以上
	住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	● 住宅用太陽光発電システム設置延べ件数から、再生可能エネルギーの活用促進による、環境共生型の住宅づくりへの効果を評価します。	2,506件 (2019年)	4,387件
目標3 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成	都市計画区域の緑地率	● 都市計画区域の緑地率から、都市計画公園の整備状況、景観計画や地区計画等の活用による緑豊かなまちづくりに向けた取組の効果を評価します。	75.9% (2018年)	現状以上
	農地転用面積、分布状況	● 農地転用の動向から、市街地の拡散の要因となる農地の無秩序な転用が、区域区分制度の運用による抑制効果を評価します。	61.3ha (2009~2018年度) (10年間の総件数)	60ha未満
	公園愛護協力会の結成公園割合	● 公園愛護協力会の結成公園割合から、市民への意識啓発を含む、地域住民との協働による都市公園の適正な維持管理に向けた取組の効果を評価します。	63.9% (2019年)	72.0%
	行事やイベント等による公園活用件数（年間）	● 行事やイベント等による公園活用件数から、公園を活用した憩い・交流・にぎわい等機会の創出効果を評価します。	277件 (2019年)	320件
目標4 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成	住宅の新耐震基準適合率	● 市内に立地する住宅の新耐震基準の適合状況から、耐震化に係る啓発や補助事業など、防災・減災に関する取組効果を評価します。	86.2% (2018年)	93.0%超
	居住誘導区域内の未利用地面積	● 居住誘導区域内の未利用地面積から、居住誘導区域における低未利用土地の適正管理や利活用促進など、生活利便性や治安・景観の悪化等の防止効果を評価します。	200.9ha (2018年)	現状以下
	空き家率	● 空き家率から、低未利用土地の適正管理や利活用促進など、生活利便性や治安・景観の悪化等の防止効果を評価します。	13.2% (2018年)	現状以下
	バリアフリー化された戸建住宅の割合	● 市内に立地する住宅のバリアフリー化の状況から、バリアフリー化に関わる啓発や補助事業など、安全・安心な暮らしの確保に関する取組効果を評価します。	64.2% (2018年)	現状以上

【参考】計画の進捗管理に向けた指標一覧

まちづくりの目標	指標	分類	現状値	目標値（2030年）
目標 1 市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成	地域地区等に係る都市計画決定	アウトプット	－	見直しの実施
	居住誘導区域の見直し	アウトプット	－	見直しの実施
	都市計画道路の見直し検討および都市計画の見直し	アウトプット	－	見直しの実施
	無電柱化整備延長	アウトプット	10.6km（2018年）	12.0km以上
	長期未着手土地区画整理事業施行区域の見直し	アウトプット	2地区（2017～2020年度）	6地区（10年間の地区数）
	都市計画公園の見直し検討および都市計画の見直し	アウトプット	－	見直しの実施
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数	アウトプット	20件（2018年）	22件以上
	景観まちづくり団体の登録数	アウトプット	2団体（2020年度）	3団体以上
	公共下水道普及率	アウトプット	93.8%（2019年）	97.1%以上
	汚水処理人口普及率	アウトプット	98.6%（2019年）	99.6%以上
	都市機能誘導区域内の未利用地面積	アウトカム	62.4ha（2018年）	現状以下
	大規模小売店舗（1,000m ² 以上）の立地件数、分布状況	アウトカム	92店舗（2019年）	立地状況等から判断
	工業系用途地域内の未利用地面積	アウトカム	175.8ha（2018年）	現状以下
目標 2 環境の保全・創造による低炭素型まちづくり	市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合	アウトプット	44.1%（2018年）	46.0%
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数《再掲》	アウトプット	20件（2018年）	22件以上
	温室効果ガス排出量	アウトカム	3,456千t-CO ₂ （2013年）	2,529千t-CO ₂
	公共交通（鉄道・バス）の利用率（総人口に対する1日の乗車人員の割合）	アウトカム	鉄道：5.3% バス6.6%（2018年）	現状以上
	住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	アウトカム	2,506件（2019年）	4,387件
目標 3 多様な資源をいかした緑豊かな都市環境の形成	市街化区域で都市公園に気軽に歩いていける地域の割合《再掲》	アウトプット	44.1%（2018年）	46.0%
	都市公園のバリアフリー化率	アウトプット	64.6%（2018年）	85.0%
	景観形成に配慮した地区計画および景観協定などを定めている地区数《再掲》	アウトプット	20件（2018年）	22件以上
	景観まちづくり団体の登録数《再掲》	アウトプット	2団体（2020年度）	3団体以上
	都市計画区域の緑地率	アウトカム	75.9%（2018年）	現状以上
	農地転用面積、分布状況	アウトカム	61.3ha（2009～2018年度）	60ha未満（10年間の総件数）
	公園愛護協力会の結成公園割合	アウトカム	63.9%（2019年）	72.0%
	行事やイベント等による公園活用件数（年間）	アウトカム	277件（2019年）	320件
目標 4 安全・安心な暮らしを守る生活環境の形成	居住誘導区域の見直し《再掲》	アウトプット	－	見直しの実施
	都市計画法第34条11号および第12号の指定区域の見直し	アウトプット	－	見直しの実施
	無電柱化整備延長《再掲》	アウトプット	10.6km（2018年）	12.0km以上
	老朽化（設置から15年以上経過）した融雪施設の割合	アウトプット	41.2%（2019年度末）	31.0%
	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	アウトプット	23件（2014～2019年度）	100件（10年間の総件数）
	立地適正化計画における防災指針の位置づけ	アウトプット	－	実施
	都市公園のバリアフリー化率《再掲》	アウトプット	64.6%（2018年）	85.0%
	住宅の新耐震基準適合率	アウトカム	86.2%（2018年）	93.0%超
	居住誘導区域内の未利用地面積	アウトカム	200.9ha（2018年）	現状以下
	空き家率	アウトカム	13.2%（2018年）	現状以下
	バリアフリー化された戸建住宅の割合	アウトカム	64.2%（2018年）	現状以上

3-2. 総合都市計画の見直し

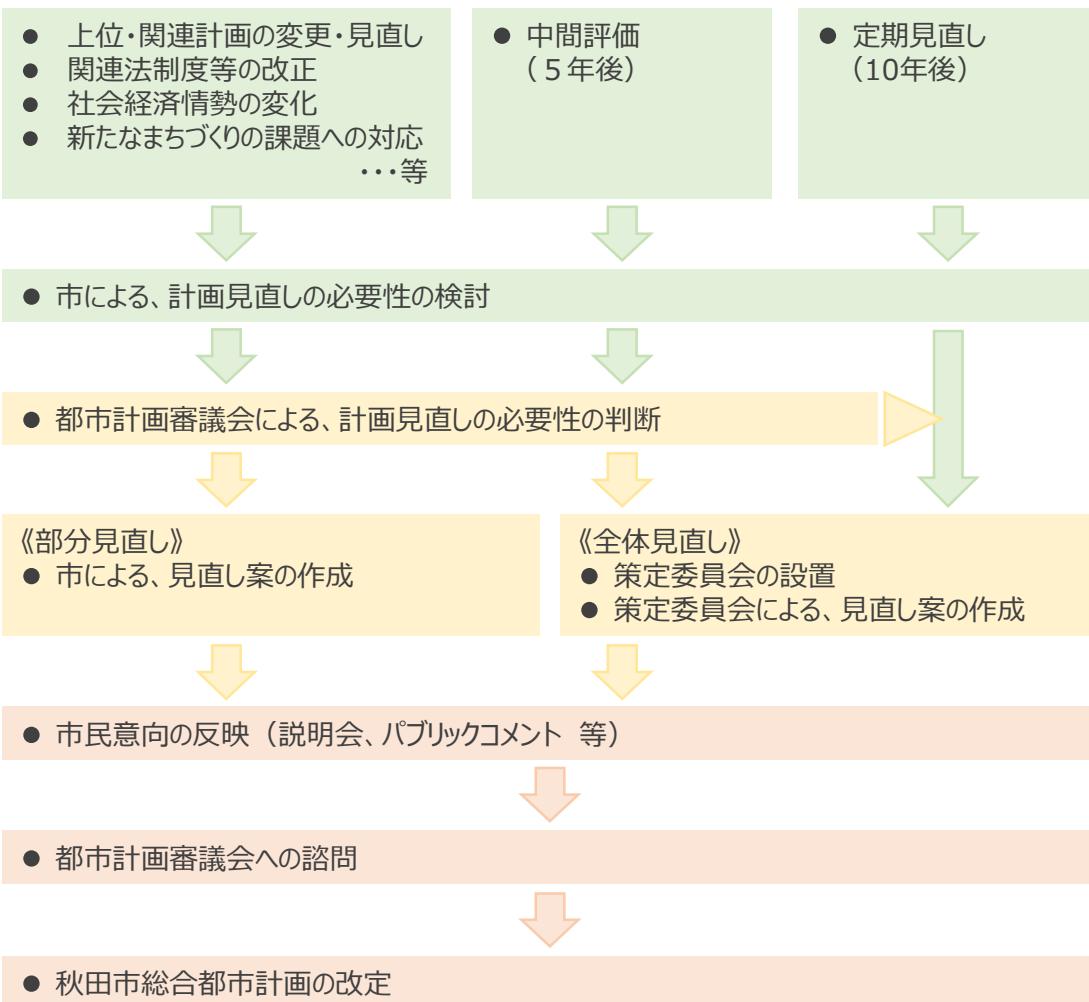
本計画は、具体的な整備に関する目標として設定した10年が経過した時点、また、5年後の中間評価を行った時点で見直しを検討するほか、総合計画や国土利用計画等の上位計画の変更・見直し、関連法制度等の改正など、本市を取り巻く諸情勢に大きな変化があった場合に見直しを検討することとします。

見直しの内容としては、関連法制度の改正にともなう新たな都市計画制度等の導入や、新たなまちづくりの課題への対応方針の位置づけ、PDCAサイクルによる計画管理の中での施策や進捗管理指標の見直し等が想定されます。

計画の見直しにあたっては、市が見直しの必要性について検討したうえで、見直し箇所に係る部分的な改訂でよいのか、計画全体の見直しが必要なのかを客観的に判断するため、秋田市都市計画審議会に見直しの要否を諮ることとします。

全体的な見直しが必要と判断された場合は、外部委員を含む策定委員会を設置し、見直し内容について協議・検討し、その内容を改めて都市計画審議会に諮ることとします。一方、見直し箇所に係る部分的な改訂のみで問題ないと判断された場合は、通常の都市計画決定手続きと同等の手順によって、都市計画審議会で意見を聞き、部分改訂を行うこととします。

○ 計画の見直し手順



用語説明

略語

■ I C T

情報通信技術(Information and Communication Technology)の略で、情報処理だけでなく通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

■ M a a S (マース)

Mobility as a Serviceの略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレスに一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

■ P a r k - P F I

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

■ P F I

Private Finance Initiative の略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

■ P P P

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

■ T D M

交通需要マネジメント(Transportation Demand Managementの略。)

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促し、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組。

あ行

■ エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原等）がつながる生態系のネットワーク。

■ エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

例えば、住宅地の場合、建築協定等を活用した良好な街並み景観の形成・維持、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織、管理行為を手掛けたりとした良好なコミュニティづくりなどが、業務・商業地の場合、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開などが挙げられる。

■ 温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線を一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

か行

■ 既存ストック

ある一時点に存在する物。都市における既存ストックとは、今まで整備してきた道路、公園、下水道等の公共施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

■ 逆線引き

農地等の未利用地が多く残り、計画的市街地整備の見通しが明確でない区域を、市街化区域から市街化調整区域に編入する都市計画の変更。

■ 狹あい道路

道路幅員がおおむね4m未満の道路のこと。

■ 居住誘導区域

人口減少下にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

■ グリーンインフラ

自然環境が有する防災や治水、景観の向上などといった多様な機能を、人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方。

■ グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

■ 建築協定

建築基準法第69条の規定に基づき、同法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。またそれをお互いが守っていくことにより、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるためのもの。

■ 洪水ハザードエリア

大雨で河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域。

■ 交通結節機能

定時性・定路性のある複数の交通手段（鉄道やバス等）が接続し、相互に乗り継ぐことが可能な場所・機能。

■ 五地域区分

都道府県が策定する土地利用基本計画において区分される、都市計画区域に相当する「都市地域」、農業振興地域に相当する「農業地域」、国有林、地域森林計画対象民有林に相当する「森林地域」、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当する「自然公園地域」、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県条例の自然環境保全地域に相当する「自然保全地域」の5つの地域。

■ コンパクトシティ

人口減少下において、市街地の拡大を抑制し、生活拠点等に居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を集約することにより、日常生活に必要なサービスが効率的に受けられる都市の形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

■ 災害レッドゾーン

災害発生時に建築物の損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為や住宅の建築等が規制される。災害危険区域（崖崩れ、出水等）、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などが該当する。

■ 市街化区域

都市計画法により都市計画で定められる区域区分の一つで、すでに現在市街地を形成しているか、市街化を図るべきと判断されたかのいずれかの区域。

■ 市街化調整区域

都市計画法により都市計画で定められる区域区分の一つで、市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域。

■ 自主防災組織

地域住民等で構成する、災害による被害を予防し、軽減するための防災活動を効果的に行うための組織。

■ 指定管理者制度

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応し、民間のノウハウを活用しながら市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、公の施設の管理運営を、民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く）に委ねることができる制度。

■ シビックプライド

都市に対する市民の愛着や誇り。

■ 市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

■ セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。

■ 地域森林計画対象民有林

「森林・林業基本計画」に基づいて国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる民有林をいう。民有林には個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれる。森林の適正な利用の確保や保全を目的に、地域森林計画対象民有林において立木の伐採や開発行為を行う場合は、市町村への届出や県知事の許可等が必要になる。

■ 地区計画

都市計画法に定められた都市計画制度の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路・公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じて、きめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。

■ 中心市街地

平成29年3月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画（第2期計画）」において設定した、秋田駅周辺から保戸野通町、川反地区までの区域（約115ha）。

■ デジタルトランスフォーメーション

IT（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。

■ テレワーク

コンピュータやネットワークの技術を駆使して、勤務場所や勤務時間の制約を受けずに仕事に取り組む新しい働き方。

■ 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

■ 都市計画区域

都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するもの。秋田都市計画区域は、本市の一部および潟上市の一部で構成されている。

■ 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。

市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならない。

■ 都市計画法第34条第11号

市街化調整区域における開発許可基準の一つ。

市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成している一定の集落区域を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。

秋田市では自己用の専用住宅や小規模の店舗又は事務所などを併設する兼用住宅の建築を許容している。

■ 都市計画法第34条第12号

市街化調整区域における開発許可基準の一つ。

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行なうことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、条例で定めた区域、目的又は予定建築物等の用途に限り許容するもの。

■ 都市のスponジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用土地が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象。

な行

■ 二地域居住

都市住民が農山集落などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

■ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅。

■ ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト

秋田県・秋田市・JR東日本の三者が相互に連携・協力しながら、地方創生に向けたコンパクトなまちづくりを推進するために締結した「地方創生に向けたコンパクトなまちづくりに関する連携協定」に基づき、秋田駅周辺のJR用地における新たな都市機能の立地整備や商業施設、駐車施設の拡充、駅施設のリニューアル等を行う事業。

は行

■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したもの。予測される災害の拡大範囲および被害程度、避難場所などの情報を住民等に提供するもの。

■ 人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

■ 風致地区

都市計画法で規定される地域地区の一つで、都市における風致を維持するために定められる。

都市の風致とは、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区内では、都市環境の保全を図るため、建築物の高さや、建蔽率、敷地内の緑地面積などに一定の制限がある。

■ 防災意識社会

災害の教訓を踏まえ、行政・住民・企業の全ての主体が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、社会全体で、洪水・地震・土砂災害等の様々な災害に備えること。

ま行

■ マイタイムライン

市民一人ひとりの防災行動計画。

自然災害等に備え、家族構成や地域環境に合わせて、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理した避難行動計画のこと。

■ マイタウン・バス

郊外の移動手段の確保のために市が委託運行するコミュニティバス。

■ 密度の経済

企業の事業運営の経済モデルのこと。事業を一定のエリアに集中して展開することで固定費が効率的になり経済性が高まるというもので、コンパクトシティ政策の根底にある考え方。

■ 緑のまちづくり活動支援基金

市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援する都市緑化支援制度。

■ モビリティ・マネジメント

「環境や健康などに配慮した交通行動を大規模かつ個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、ひとり一人の住民や、ひとつ一つの職場組織等に働きかけることで、多様な交通手段の適度な利用に向けた自発的な行動の転換を促す取組。

や行

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ年齢、性別、人種等にこだわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインすること。

■ 用途地域

都市計画法で規定される地域地区の一つ。将来のあるべき土地利用の姿を実現するため、都市の中を居住系、商業系、工業系に大別し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途と形態（容積率・建蔽率等）を定めるもの。

ら行

■ 立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、市町村が作成することができる、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共施設の充実に関する包括的なマスタープラン。

生活サービス機能の維持や、公共建築物・社会基盤施設に係る費用の抑制等による持続可能な都市経営を図るため、居住機能とともに、医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の立地に関する方針や誘導する区域、誘導するための具体的な施策等を定める計画。

■ リノベーション

遊休不動産等の用途や機能を変更し、今の時代に適した新しい機能を付与すること。

■ 緑化重点地区

緑の保全、整備等の施策を重点的に推進し、緑の基本計画の目標を先導して具体化するため、集中的に緑化事業を行い、緑のまちづくりを積極的に推進する地区。

■ 緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
地域住民の協力で、街を良好な環境にすることができる。

■ 臨港地区

都市計画法で規定される地域地区の一つ。港湾区域を地先水面とする陸域において、道路、倉庫などの港湾施設および水際線を使用する工場、事業所等の用地について、港湾の管理運営の円滑化を図ることを目的として定められる。